

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚 保存活用計画書



令和3年3月

青森県つがる市教育委員会

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚
保存活用計画書

令和3年3月

青森県つがる市教育委員会



巻頭写真1 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚空撮（令和元年7月撮影）



巻頭写真2 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚遠景（東から 令和2年10月撮影）

序 文

つがる市には、80か所を超える縄文時代の遺跡が所在しますが、中でも亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は昭和19年に史跡指定を受けた重要かつ著名な遺跡です。

つがる市教育委員会は、隣接する両史跡の統一的な保存管理を目的として、平成21年に『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』を刊行しました。この保存管理計画にしたがい、つがる市では両史跡の公有化を進めるとともに、発掘調査を継続的に実施して史跡内外の内容確認に努めてまいりました。

しかし、保存管理計画策定から12年が経過し、両史跡をとりまく状況は大きく変わりつつあります。一つには、継続的な発掘調査の成果に基づき両史跡が追加指定を受けたことから、追加指定地を含めた適切な保存管理を図る必要が生じています。加えて、史跡の立地する屏風山砂丘地では大型風力発電事業等が進行しており、史跡地の保存管理はもとより、その周辺地域の環境保全も大きな課題となっています。

こうした近年の状況に即し、両史跡の保存、活用、整備、運営・体制等について基本方針を定めたものが本保存活用計画書です。今後は本計画に基づき、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚を将来にわたり確実に保存・継承していくとともに、市民の皆様との協働により積極的な活用を図りながら、両史跡を地域づくりの拠点としていくための整備を推進してまいります。

結びに、本計画策定にご指導をいただきました史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会委員の皆様、文化庁および青森県教育委員会、そして日頃より多大なご理解とご協力をいただいている館岡地区の皆様並びに遺跡に関わる多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

つがる市教育委員会
教育長 葛西 嶮輔

例 言

1. 本書は、青森県つがる市木造館岡沢根75番ほかに所在する「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡（しせきかめがおかせつきじだいいせき）」および同木造館岡田小屋野1番ほかに所在する「史跡田小屋野貝塚（しせきたごやのかいづか）」の保存活用計画書である。
2. この保存活用計画策定事業は、つがる市が主体となり、令和2年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画は、「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会」を開催して協議された内容をもとに、事務局であるつがる市教育委員会社会教育文化課が策定した。
4. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、青森県教育庁文化財保護課の指導・助言を得た。また、下記の諸機関・諸氏のご協力を賜った。記して謝意を表する。
青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室、青森県立郷土館、五所川原市教育委員会、三内丸山遺跡センター、千歳市教育委員会、東京国立博物館、八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館、NPO 法人つがる縄文の会、指定文化財等所有者の皆様

目 次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	1
第3節	計画の範囲	2
第4節	策定委員会の設置・経緯	4
(1)	策定委員会の設置	4
(2)	審議の経過	4
第5節	他の計画との関係	5
第6節	計画の実施期間	7

第2章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の概要

第1節	指定に至る経緯	8
第2節	指定の状況	9
(1)	指定告示	9
(2)	指定説明文とその範囲	13
第3節	史跡の周辺環境	18
(1)	自然的環境	18
(2)	歴史的環境	21
(3)	社会的環境	28
第4節	指定に至る調査成果	31
(1)	亀ヶ岡石器時代遺跡の調査成果	31
(2)	田小屋野貝塚の調査成果	40
第5節	指定地の状況	46
(1)	土地の所有関係	46
(2)	公有化の経緯	46

第3章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値

第1節	両史跡に関わる本質的価値	55
第2節	亀ヶ岡石器時代遺跡の本質的価値と新たな価値評価の視点	55
(1)	史跡の本質的価値	55
(2)	新たな価値評価の視点	56
第3節	田小屋野貝塚の本質的価値と新たな価値評価の視点	57
(1)	史跡の本質的価値	57
(2)	新たな価値評価の視点	57
第4節	構成要素の特定	58

(1) 構成要素の区分	58
(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の構成要素とその概要	58
(3) 田小屋野貝塚の構成要素とその概要	64
第4章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の現状と課題	
第1節 亀ヶ岡石器時代遺跡の現状と課題	68
(1) 保存管理	68
(2) 活用	69
(3) 整備	70
(4) 運営・体制の整備	70
第2節 田小屋野貝塚の現状と課題	71
(1) 保存管理	71
(2) 活用	71
(3) 整備	73
(4) 運営・体制の整備	73
第5章 大綱・基本方針	74
第6章 保存管理	
第1節 方向性	75
第2節 方法	75
(1) 保存管理の手法	75
(2) 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱基準	79
(3) 周辺環境の保存・管理	82
(4) 追加指定	83
(5) 公有化	83
第7章 活用	
第1節 方向性	84
第2節 方法	84
(1) 学校教育における活用	84
(2) 生涯学習における活用	85
(3) 地域における活用	85
(4) 情報発信拠点としての活用	87
第8章 整備	
第1節 方向性	89
第2節 方法	89

(1) 保存のための整備	89
(2) 活用のための整備	90
(3) 実施期間・手順	93
第9章 運営・体制の整備	
第1節 方向性	95
第2節 方法	95
(1) 史跡の管理体制	95
(2) 市民との協働体制	95
(3) 庁内関係部局や関係団体との連携体制	95
第10章 施策の実施計画の策定・実施	
第1節 短期計画（令和3年度～6年度）	96
第2節 中期計画（令和7年度～12年度）	96
第11章 経過観察	
第1節 方向性	98
第2節 方法	98
付章 世界文化遺産に係る取扱い	
第1節 世界文化遺産としての亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の価値	100
(1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要	100
(2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての両史跡の価値	100
第2節 資産および緩衝地帯の設定	101
第3節 保存管理体制	103
引用・参考文献	104
資料編	
1. 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会規則	
2. 関係法令（抄）	
○文化財保護法	
○文化財保護法施行令	
○つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例	
○つがる市景観条例	
○つがる市景観条例施行規則	

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

つがる市木造館岡きづくりたておかに所在する史跡亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、近世あるいは明治期から知られた著名な遺跡である。亀ヶ岡石器時代遺跡は江戸時代より完形土器や土偶の出土で知られ、明治期以降、大学や研究機関等により繰り返し発掘調査が実施されてきた。特に、低湿地から出土する保存状態の良好な各種の遺物は東北地方の縄文時代晩期の基準資料として重要な位置を占め、日本考古学の発達に大きな役割を果たしてきた。田小屋野貝塚は、明治期以降の調査により円筒土器文化期の遺跡として注目され、日本海側に位置する貝塚を伴う集落遺跡として希少価値を有している。

この2つの遺跡は至近の距離に位置するとともに、いずれも戦時期までに破壊が深刻化していたことから、当時の館岡村では昭和9（1934）年に史跡指定申請を行っており、両遺跡は昭和19（1944）年6月26日に史跡指定を受けている。

両史跡は中心となる年代や内容が異なるものの、学史的な経緯や文化財保護の取り組みにおいては軌を一にする点も多いことから、つがる市教育委員会では両史跡の統一的な保存管理の施策を目的として、平成21年に『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』を策定し、史跡公有化事業や史跡内外の範囲内容確認調査等を実施してきた。

その後、これまでの調査成果の総括およびその再評価と周知を目的として、つがる市教育委員会では平成28年に『田小屋野貝塚総括報告書』、令和元年に『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』を刊行した。これにより遺構・遺物の分布がより詳細に把握され、昭和19年の史跡指定範囲を大きく越えて保護すべき範囲が広がることが判明したことから、つがる市では史跡追加指定の意見具申を行い、平成29年には田小屋野貝塚、令和2年には亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡追加指定を受けている。

第2節 計画の目的

両史跡とも、昭和19年の指定範囲については公有化が進展し、万全の保護が図られつつあるが、追加指定範囲には宅地や農地等の私有地が広がることから、現状に即した保存管理体制の方針を定める必要が生じている。加えて、両史跡の価値を高め、今後の活用を積極的に図っていく必要がある。保存管理計画策定後に両史跡の調査研究には進展がみられ、各種研究論文等や総括報告書の刊行を経てその理解は徐々に変わりつつある。そのため、これまでの調査研究成果を反映させ、亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の本質的価値とその構成要素を再確認する必要も生じている。

平成21年の保存管理計画策定後、両史跡を取り巻く周辺環境および社会情勢も大きく変化してきている。周辺環境の大きな変化としては、史跡の立地する屏風山砂丘地びょうぶざんにおける大型風力発電事業の開始があり、史跡自体の保護に加えて、その周辺景観を含めた保全体制の構築が大きな課題となっている。社会情勢の変化としては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」

の世界文化遺産登録推進事業に見られるように、現代社会における縄文遺跡の新たな価値づけが進み、遺跡を地域の歴史的資源としてより積極的に保存活用する動きが加速している。こうした様々な環境変化のなか、両史跡の活用や整備が地域において果たすべき役割は大きいものであるにも関わらず、これまで十分な取り組みがなされたとは言い難い。

つがる市教育委員会では、このような状況を踏まえて、平成21年に策定した保存管理計画を改定し、新たに保存活用計画を策定することにした。この「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画」(以下、「本計画」という。)

では、史跡追加指定後の現状に即した適切な保存管理のあり方や現状変更等の取扱基準を定めるとともに、その本質的価値と両史跡を構成する要素を明確にして、その価値を広く社会に普及させ、文化財による地域づくり・人づくりを推進していくための活用、整備、運営・体制について基本方針を定めることを目的とする。

第3節 計画の範囲

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚はいずれも、日本海沿いに南北に延びる屏風山砂丘地の東縁部に位置し、津軽平野に面していることが大きな特徴である。津軽平野は縄文海進時に「古十三湖」が形成され、田小屋野貝塚で集落が営まれた縄文時代前期にはヤマトシジミ等の水産資源がこの内水面から獲得されていた。その後の海退期においても、亀ヶ岡石器時



図1 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚位置図

代遺跡が営まれた縄文時代晩期には遺跡付近に湖沼域が広がっていたと考えられ、この湖沼域を含む周辺地域において狩猟・漁労活動が営まれたことが分かっている。このように、両史跡の立地する屏風山砂丘地の丘陵部と、その東側に広がる津軽平野は、縄文時代の暮らしや景観をイメージさせる重要な自然環境である。このため、つがる市では令和2年6月に「つがる市景観計画」を策定し、亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚とその周辺景観との調和を目指して「特定景観地域」を設定しており、本計画においては両史跡および周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、「特定景観地域」を含めた範囲を取扱うこととする。

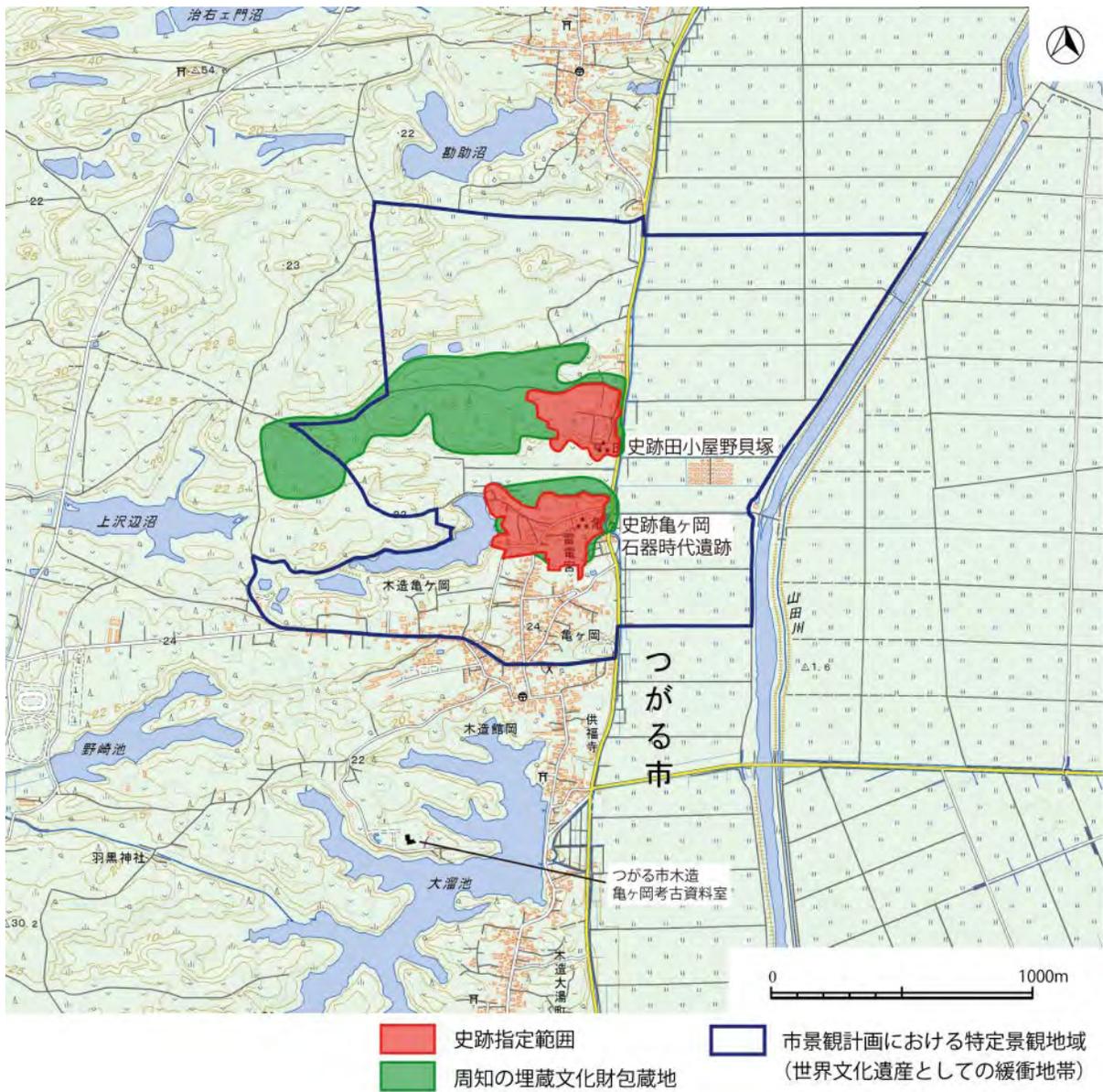


図2 本計画の範囲図

第4節 策定委員会の設置・経緯

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、考古学・史跡整備・世界文化遺産・植生等に関する学識経験者と遺跡活用団体の代表者、地元亀ヶ岡地区の代表者からなる「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置し、指導・助言を受けた。

【策定委員会委員】

	氏名	所属等	分野
委員長	工藤 竹久	元八戸市博物館長・ 青森県文化財保護審議会委員	考古学・史跡整備
副委員長	岡田 康博	青森県企画政策部理事・ 世界文化遺産登録推進室長	考古学・世界文化遺産
委員	関根 達人	弘前大学人文社会科学部教授	考古学
委員	吉川 昌伸	古代の森研究舎代表	植生
委員	川嶋 大史	NPO 法人つがる縄文の会理事長	遺跡活用
委員	野呂 康生	亀ヶ岡自治会会長	

【指導機関】

	氏名	所属等
オブザーバー	野木 雄大	文化庁文化財第二課 史跡部門
オブザーバー	小笠原 雅行	青森県教育庁文化財保護課
オブザーバー	荒谷 伸郎	青森県教育庁文化財保護課

【事務局】

つがる市教育委員会	教育長	葛西 岷輔	教育部長	坂本 潤一
社会教育文化課	課長	高橋 隆治	課長補佐	佐々木 浩樹
	係長	羽石 智治	学芸員	堀内 和宏
	学芸員	木戸 奈央子	学芸員	小林 和樹

(2) 審議の経過

第1回策定委員会：令和2年6月30日

- ・委員の委嘱状交付、委員長・副委員長の選出
- ・史跡保存活用計画策定に至る経緯について
- ・保存活用計画の全体方針および計画書の構成について
- ・史跡保存活用計画書（案）について
- ・今後の作業工程について

第2回策定委員会：令和2年11月11日

- ・第1回委員会等での指摘事項と修正案について
- ・史跡保存活用計画書（案）の第8章～付章について
- ・史跡保存活用計画書（案）の全体的内容について
- ・今後の作業工程について
- ・来年度以降の事業計画（案）について

第5節 他の計画との関係

つがる市では、平成28年に策定した『第2次つがる市総合計画（平成28年度～平成37年度）』において、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」をまちづくりの基本理念と定め、市が目指すまちの将来像として、「未来に希望を感じる活力あるまち」「思いやりとやさしさにあふれるまち」「郷土に誇りと愛着を感じるまち」をかかげている。施策の大綱としては8つの基本政策をかかげており、基本政策7は「未来を担う人と文化を育むまちづくり」となっている。

『第2次つがる市総合計画（平成28年度～平成37年度）』（平成28年3月策定）

基本政策7 未来を担う人と文化を育むまちづくり

主要施策7-3 かけがえのない文化財の保存と活用

〔具体的な取組〕

7-3-1 歴史的遺産及び文化財の保護と有効活用

○亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の史跡地公有化を推進し、史跡の保護を図るとともに、遺跡の調査研究を推進し、縄文文化の内容をさらに明らかにするよう努めます。

○地域の歴史的遺産及び文化財を教育資源や観光資源として活用しつつ、縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた気運を醸成します。

7-3-2 文化財施設等の整備・充実

○亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の内容を明らかにする資料の展示及び両史跡の最新情報のガイダンスを現地近くで実施できる施設の建設を推進します。

○資料館について、地域固有の文化の保存に努めるとともに、学習の場及び観光の拠点としての有効活用を図ります。

また、関連計画として、『つがる市都市計画マスタープラン』、『第2期つがる市地域活力創生総合戦略』、『つがる市景観計画』、『今後のつがる市の教育の方向性』があり、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の活用、整備、景観の保全・管理等をかかげている。さらに、『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りつつ、資産全体の保存・管理および整備に関する方針と基

本的な考え方や方向性を示している。

本計画の策定と実施にあたっては、上記の総合計画および関連計画・法令と整合性を図りつつ、関係機関と連携して推進していく。以下、関連計画の該当部分を抜粋する。

『つがる市都市計画マスタープラン』（平成22年3月策定）

本計画の中で、亀ヶ岡石器時代遺跡は「観光・交流拠点」の一つに位置づけられている。また、地域別構想では以下の方向性が示されている。

第4章 地域別構想

木造西部地区の地域づくりの目標と具体的な将来の方向性

目標Ⅰ 自然環境と歴史文化資源を活かした空間づくり

【将来の方向性】

○亀ヶ岡石器時代遺跡、埋没林等の歴史文化資源の活用を目指します。

『第2期つがる市地域活力創生総合戦略』（令和2年3月策定）

第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目的4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-4 文化資源の保存・活用

[取組の方向性]

縄文遺跡群の整備・発信

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群を積極的に発信するとともに、本市に存在する遺跡の整備を行い、文化的価値を高めます。

『つがる市景観計画』（令和2年6月策定）

第6章 特定景観地域に関する事項

1. 特定景観地域の設定

(1) 特定景観地域設定の考え方

世界文化遺産登録を目指す、田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡周辺においては、特別な景観形成基準を設けてきめ細かい景観形成を促す必要があることから、「特定景観地域」として設定し、一般景観地域よりも小規模な建築物等を含めて届出対象とします。

2. 景観保全・形成の基本的考え方

(1) 史跡及び周辺一帯における景観の基調を成す自然環境との調和

(2) 低地から台地（史跡）への眺めの保全

(3) 視点場からの視野範囲に出現する工作物（風力発電施設等）の視覚的影響低減

『今後のつがる市の教育の方向性』（令和2年1月策定）

第2次総合計画後期（令和3年度～令和7年度）に取り組むべき事項（方向性）

社会教育

世界遺産登録への対応

ガイダンス施設の建設

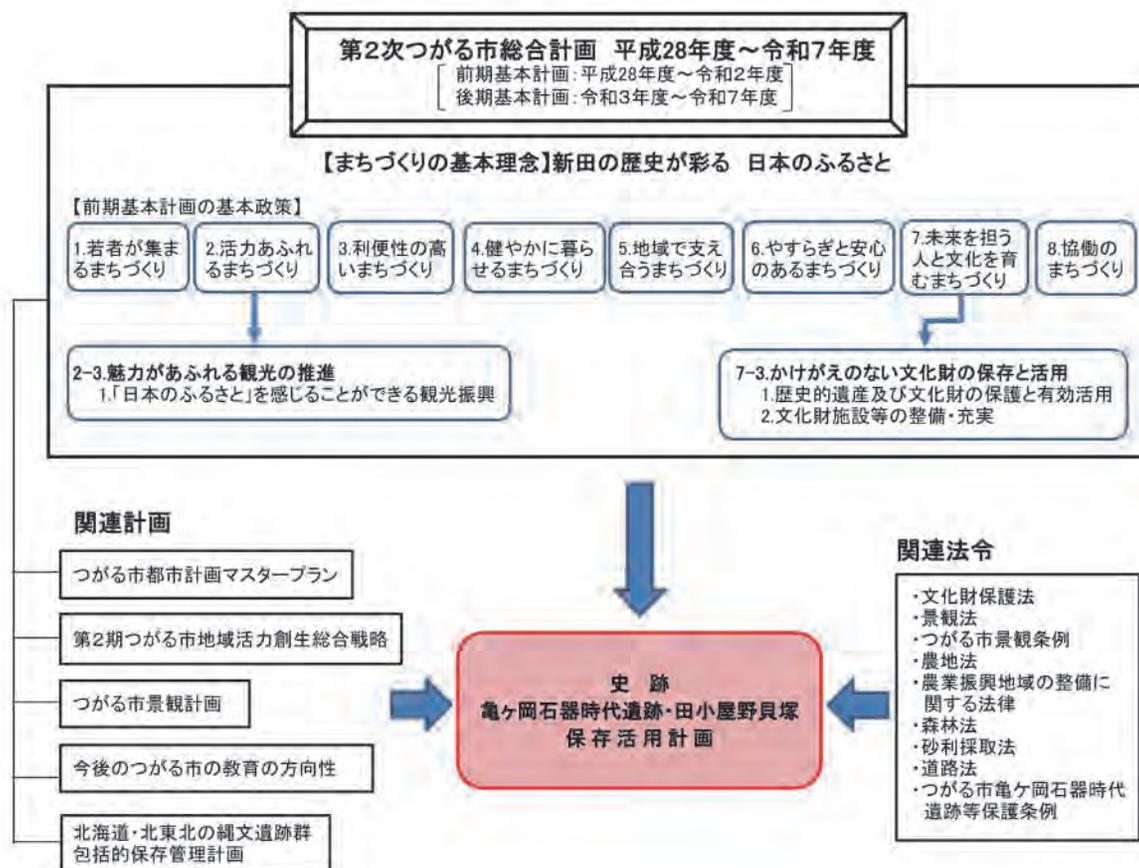


図3 本計画の位置付け

第6節 計画の実施期間

本計画の実施期間は令和3（2021）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までとする。また、実施期間を短期（令和3年度～6年度）と中期（令和7年度～12年度）に区分して実施する。

本計画に基づく取り組みは、国と県の指導・助言を受け、土地所有者・市民・関係機関等の協力を得て実施する。

第2章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の概要

第1節 指定に至る経緯

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚はいずれも、日本考古学史の早い時期からその価値や重要性が認識されていた遺跡である。

亀ヶ岡遺跡から出土した土器や土偶は、江戸時代の好事家や文人により観察・記録されるとともに、遺物の出土地である遺跡自体も考察の対象とされてきた。明治期以降も^{みのむしさんじん}蓑虫山人、東京帝国大学、旧制弘前高等学校などにより亀ヶ岡遺跡の発掘調査が継続的に実施されてきた。明治20（1887）年の遮光器土偶の発見や明治28・29（1895・1896）年の^{さとうでんぞう}佐藤傳蔵による発掘調査成果に代表されるように、沢根・近江野沢の南北低湿地では重要な発見が相次ぎ、昭和初期頃までには低湿地遺跡としての評価が確立していった。

その一方、亀ヶ岡遺跡では遺物の売買などを目的とした盗掘も進んだことから、遺跡の所在する西津軽郡館岡村は、昭和9（1934）年に史蹟名勝天然記念物保存法により、史跡指定申請書を文部大臣あてに提出した。同年中には仮指定を受けたとする記録もあるが、官報等では確認できない。その後、低湿地下の砂質粘土層および泥炭層に遺物包含層を有する著名な遺跡という点が評価され、昭和19（1944）年6月26日付で史跡指定を受けた。

田小屋野貝塚は、明治29年の亀ヶ岡遺跡調査時に、佐藤傳蔵によりあわせて調査が実施され、黒色土層下のローム層中から多量の土器片が出土したことが報告された。遺跡の立地や遺物包含層の特徴において亀ヶ岡遺跡との違いが指摘されるとともに、ヨーロッパ諸国の洪積世出土遺物との比較にも論が及んでいる。大正14（1925）年には^{やまのうちすがお}山内清男による踏査、昭和3（1928）年には^{なかやじうじろう}中谷治宇二郎による発掘調査も実施され、円筒土器出土遺跡としての理解が進んだ。戦時中には食料増産を目的として、貝層を肥料とするために遺跡が掘り起こされ、遺跡の破壊が危惧されたことから、亀ヶ岡石器時代遺跡と同じく、昭和9年に館岡村から史跡指定申請書が文部大臣あてに提出され、同年中には仮指定を受けたとされる。その後、台地上にヤマトシジミの貝層を有する地方著名な遺跡という点が評価され、昭和19年6月26日付で史跡指定を受けた。

史跡指定後も、亀ヶ岡石器時代遺跡の指定地内外において、昭和25（1950）年に慶應義塾大学、昭和55～57（1980～82）年に青森県立郷土館による学術調査、昭和48（1973）年には遺跡東側の県道バイパス工事に伴う開発対応調査が実施されている。慶應義塾大学の沢根低湿地の調査では、^{らんたいしっき}籃胎漆器等の植物性遺物や^{こつかくき}骨角器等が出土し物質文化の解明が進んだ。青森県立郷土館の沢根低湿地調査では学際的な古環境復元調査が実施されるとともに、^{どこうぼ}亀山丘陵上では土坑墓群が検出され、遺跡の内容解明が進んだ。

田小屋野貝塚においても、平成2・3年に青森県立郷土館による指定地隣接地の学術調査が実施され、堆積土中に貝層が形成された竪穴建物跡が検出された。この貝層中からは土器・石器のほか、各種の骨角器やベンケイガイ製の貝輪、動物遺存体等が多数出土し、遺跡の内容解明が進んだ。

平成に入ってから、史跡周辺に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地内では宅地化や農地化が進んだこと、さらには遺跡付近に上水道敷設計画が生じたことから、史跡の管理団体であるつがる市では、平成24年度から亀ヶ岡石器時代遺跡、平成25年度から田小屋野貝塚の公有化を進め、その保護措置を講じてきている。あわせて、つがる市教育委員会では、両史跡の範囲内容確認を目的とした調査を平成20～29年度にかけて継続的に実施してきた。

亀ヶ岡石器時代遺跡では史跡地内外に及ぶ丘陵上の広範囲で遺構分布が確認され、縄文時代前期から弥生時代前期にかけての長期間の継続的利用が明らかになるとともに、昭和19年の指定地から西側隣接地にかけての丘陵縁辺部に縄文時代晩期の墓域^{ほいき}が広範囲に広がることが判明し、亀ヶ岡文化期の^{そうぼせい}葬墓制を考察するための重要な成果を得た。こうした成果をもとに、令和2年3月10日付で史跡の追加指定を受け、低湿地および丘陵地の万全の保護措置が講じられている。

田小屋野貝塚でも史跡地内外に及ぶ丘陵上の広範囲で遺構分布が確認され、円筒土器文化期における集落の構造や変遷が明らかになるとともに、土坑墓から出土した埋葬人骨や貝層出土の動植物遺存体の分析から、遺跡の東側に広がっていた古十三湖との関係性が明らかになった。こうした成果をもとに、平成29年10月13日付で史跡の追加指定を受けている。令和元年度からは追加指定地を対象とした公有化事業を開始し、さらなる万全の保護措置を講じるための取り組みを進めている。

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

指定および追加指定に係る告示の内容は以下の通りである。なお、両史跡の管理団体は昭和19年10月24日付で館岡村が指定され、町村合併を経てつがる市が引き継いでいる。

【亀ヶ岡石器時代遺跡】

●文部省告示第千十號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十九年六月二十六日

文部大臣 子爵 岡部 長景

第一類

史蹟

名稱 龜ヶ岡石器時代遺蹟

地名

青森縣西津輕郡館岡村大字館岡字澤根

地域

七五番、七六番、八三番ノ三、八三番ノ四内實測一段五畝歩、八三番ノ五、八三番ノ六、八三番ノ九内實測一段五畝歩

同 大字龜ヶ岡字近江野沢

自二四番至二六番、二七番ノ一、二七番ノ二、

同 字龜山

二八番、二九番ノ一、二九番ノ二、自三〇番ノ一
一至三〇番ノ三、五三番、脱落地

自三二番至四六番、四七番ノ一、四七番ノ二、
四八番ノ一、四八番ノ二、四九番、五〇番、
五〇番ノ一、五六番、脱落地

所在地

青森縣西津輕郡館岡村大字館岡、龜ヶ岡

指定地積

國有 九筆内二筆ハ各一部

民有 三十五筆

説明

字甕子山及ビ其東南ナル低地ニ在リ、水田下三尺乃至四尺ノ部分ニ砂質粘土層及泥炭層
アリテ其中ニ特色アル縄紋式土器及ビ石器等ヲ包含セルヲ以テ著名ナリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第九ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外其ノ存在状態ニ影響スベキ現状ノ變更ハ勿論遺物ノ採
取ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

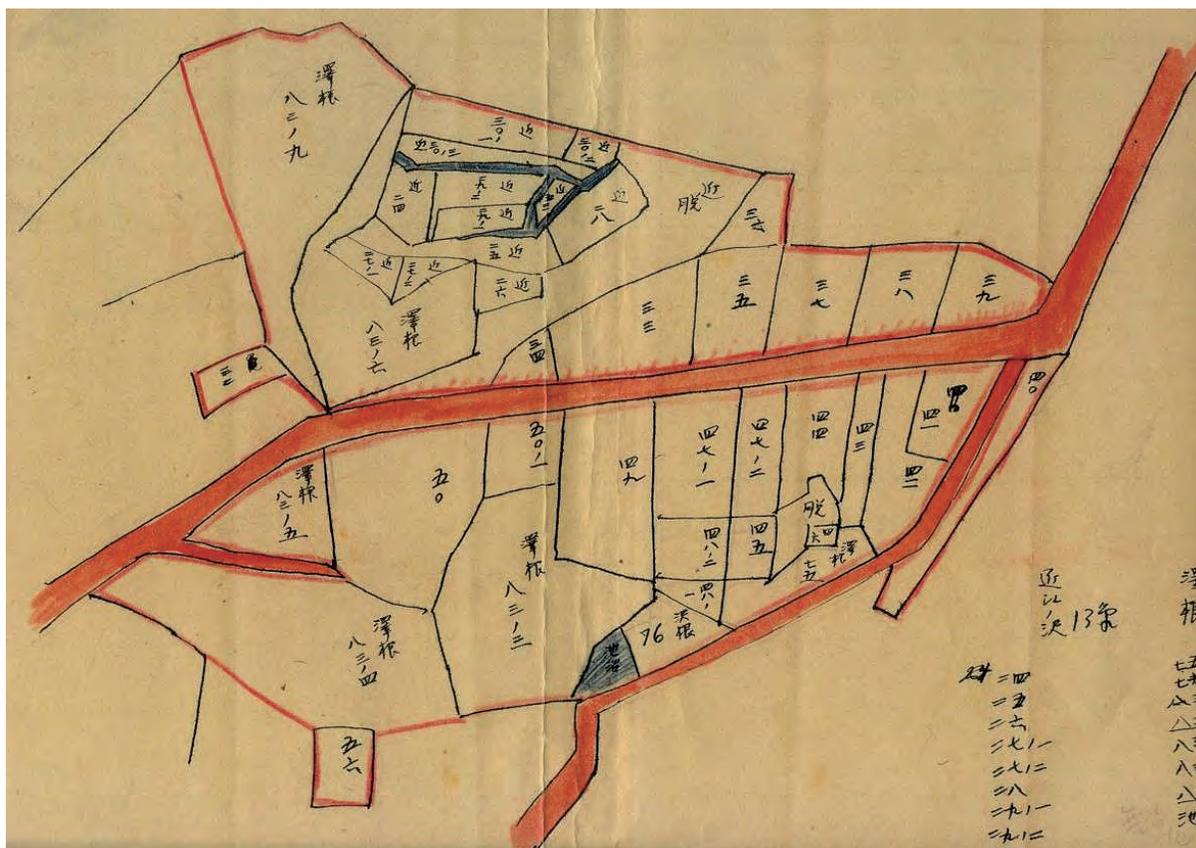


図4 昭和9年史跡指定申請当時の亀ヶ岡石器時代遺跡絵図面（文化庁保管）

●文部科学省告示第二十三号

追加指定年月日：令和二年三月十日

名称：亀ヶ岡石器時代遺跡

関係告示：昭和十九年文部省告示第千十号

所在地：

地域：

青森県つがる市木造亀ヶ岡亀山 二四番一、二四番二、二五番、二六番一、二六番二、
二七番、二七番二、二八番一、二八番二、二八番三、
二八番四、二八番五、二八番六、二八番七、二八番八、
二八番九、二八番一〇、二八番一一、三〇番、五一番、
五二番、五三番一、五三番二、五四番、五五番、五七番
五九番一、五九番二、五九番四、九七番、九八番、九九番
同 木造館岡沢根 六七番、六八番、六九番、七〇番、七一番、七二番一、
七二番二、七三番、七四番、七七番、七八番一、七八番二、
七八番三、七八番四、七八番五、七八番八、八一番、
八二番、八三番一、八三番二、八三番五、八三番六、
八三番七、八三番八、八三番一〇、八三番一二、八三番一三、
八三番一四、八三番一五、八三番一六、八三番一七、
八三番一八、八三番一九、八三番二〇、八三番二二、
八三番二三、八三番二四、八三番二五、八三番三七、
八三番三九、八三番四〇、八三番四二、八三番四三、
八三番四四、八三番四八、八三番四九、八三番五〇、
八三番五一、八三番五六、八三番五七、八三番五八
同 木造館岡屏風山 三七〇番二、三七〇番四、三七一番一、三七三番一、
三七三番二、三七四番一、三七四番二、三七五番、三七六番、
三七八番一、三七八番二、三八五番二のうち実測一二九、
五一平方メートル、三八五番三

右の地域に介在する道路敷、青森県つがる市木造亀ヶ岡亀山二四番二と同木造亀ヶ岡亀山五八番一に北接する道路敷に挟まれ同木造亀ヶ岡亀山三九番一と同木造亀ヶ岡亀山四二番一に挟まれるまでの道路敷のうち実測二六一六、八七平方メートル、同木造亀ヶ岡亀山五三番二と同木造亀ヶ岡亀山五八番一に挟まれ同木造館岡沢根七四番と同木造館岡沢根七五番に南接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同木造館岡沢根八三番七と同木造館岡沢根八三番四三に挟まれ同木造館岡沢根八三番一〇と同木造館岡沢根八三番五二に挟まれるまでの道路敷、同木造館岡沢根六八番に北接し同木造館岡沢根七八番二と同木造館岡沢根八三番一に挟まれるまでの水路敷を含む。

追加指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡一

管理団体の名称・所在地：つがる市 青森県つがる市木造若緑61番地1

【田小屋野貝塚】

●文部省告示第千十號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十九年六月二十六日

文部大臣 子爵 岡部 長景

第一類

史蹟

名稱 田小屋野貝塚

地名

地域

同（青森縣西津輕郡館岡村）

大字館岡字田小屋野

一番、三番、四番ノ一、四番ノ二、自五番ノ四至五番ノ一二、七番ノ一、七番ノ三、二五番ノ二、三六番、五九番ノ三、脱落地

所在地

青森縣西津輕郡館岡村大字館岡字田小屋野

指定地積

國有 二筆一段三畝十八歩

民有 十七筆一町五段二畝五歩

説明

龜ヶ岡ノ北數町ヲ隔テタル臺地ニ蜆貝ヲ主トセル貝塚アリ繩紋土器及石斧、錘石、石鏃等ヲ發見シ地方著名ノ遺蹟ナリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第九ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外其ノ存在状態ニ影響ヲ及ボスベキ現状ノ變更ハ勿論遺物ノ採取ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

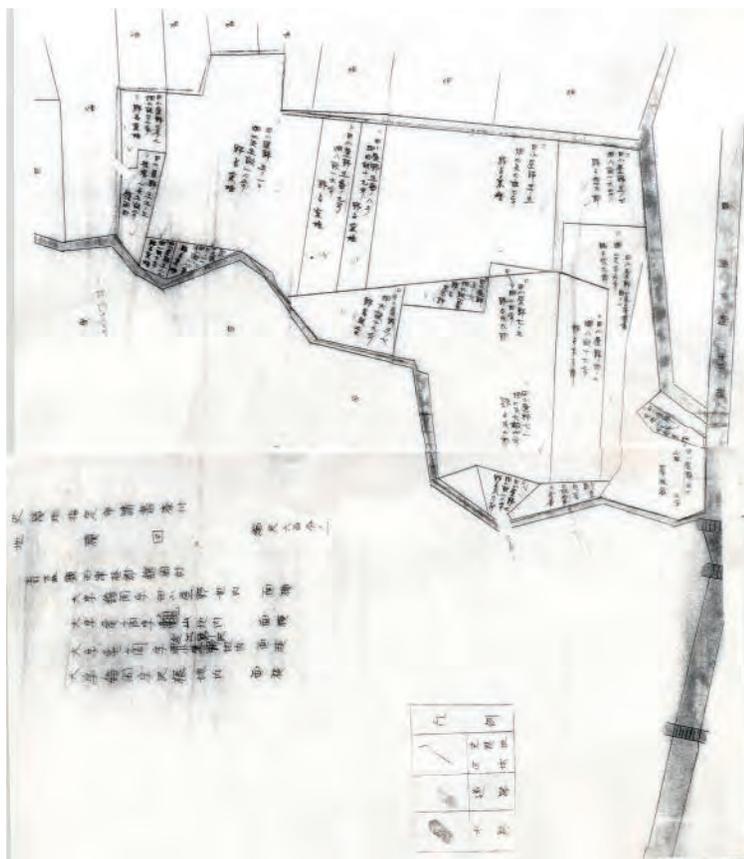


図5 昭和9年史跡指定申請当時の田小屋野貝塚絵図面（文化庁保管）

●文部科学省告示第百四十三号

追加指定年月日：平成二十九年十月十三日

名称：田小屋野貝塚

関係告示：昭和十九年文部省告示第千十号

所在地：

地域：

青森県つがる市木造館岡田小屋野 五番二、五番三、五番一五、五番一六、五番一七、
一一番、一五番、二〇番、二一番、二二番、二三番、
二四番、二五番一、二五番三、二七番二、二八番二、
三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、
三九番一、三九番二、三九番三、三九番四、四二番、
四八番二二、五九番三、五九番二〇、五九番二一、
五九番二二、五九番二三、五九番二五、五九番二六、
五九番三一、五九番三二、六四番二、六四番三、六四番四、
六四番五、六四番六、六四番七、六四番八、六四番九、
六六番二、六六番一四、

青森県つがる市木造館岡田小屋野五番四と同木造館岡田小屋野六六番一六に挟まれ同木造館岡田小屋野三五番と同木造館岡田小屋野六六番二に挟まれるまでの道路敷、同木造館岡田小屋野一五番と同木造館岡田小屋野二三番に挟まれ同木造館岡田小屋野六五番一と同木造亀ヶ岡近江野沢五〇番二北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。

追加指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡一

管理団体の名称・所在地：つがる市 青森県つがる市木造若緑6 1 番地1

(2) 指定説明文とその範囲

史跡指定および追加指定に係る指定説明と指定範囲は、以下の通りである。

【亀ヶ岡石器時代遺跡】

●昭和19年6月26日指定 指定説明

字甕子山及び其東南ナル低地ニ在リ、水田下三尺乃至四尺ノ部分ニ砂質粘土層及泥炭層アリテ其中ニ特色アル縄紋式土器及び石器等ヲ包含セルヲ以テ著名ナリ

●令和2年3月10日追加指定 指定説明

亀ヶ岡石器時代遺跡は、青森県の北西部に広がる津軽平野の西に位置する縄文時代晩期を中心とする遺跡である。亀ヶ岡文化を代表する遺跡として知られる。遺跡は岩木山北麓から日本海沿いに南北に延びる屏風山砂丘地の東縁部に立地する。亀ヶ岡石器時代遺跡の中心年代である晩期には、遺跡東側には湖水域が広がっていたと考えられている。

本遺跡は江戸時代から存在が知られ、明治十七年（一八八四）に^{みのむしさんじん}蓑虫山人、その後、東京

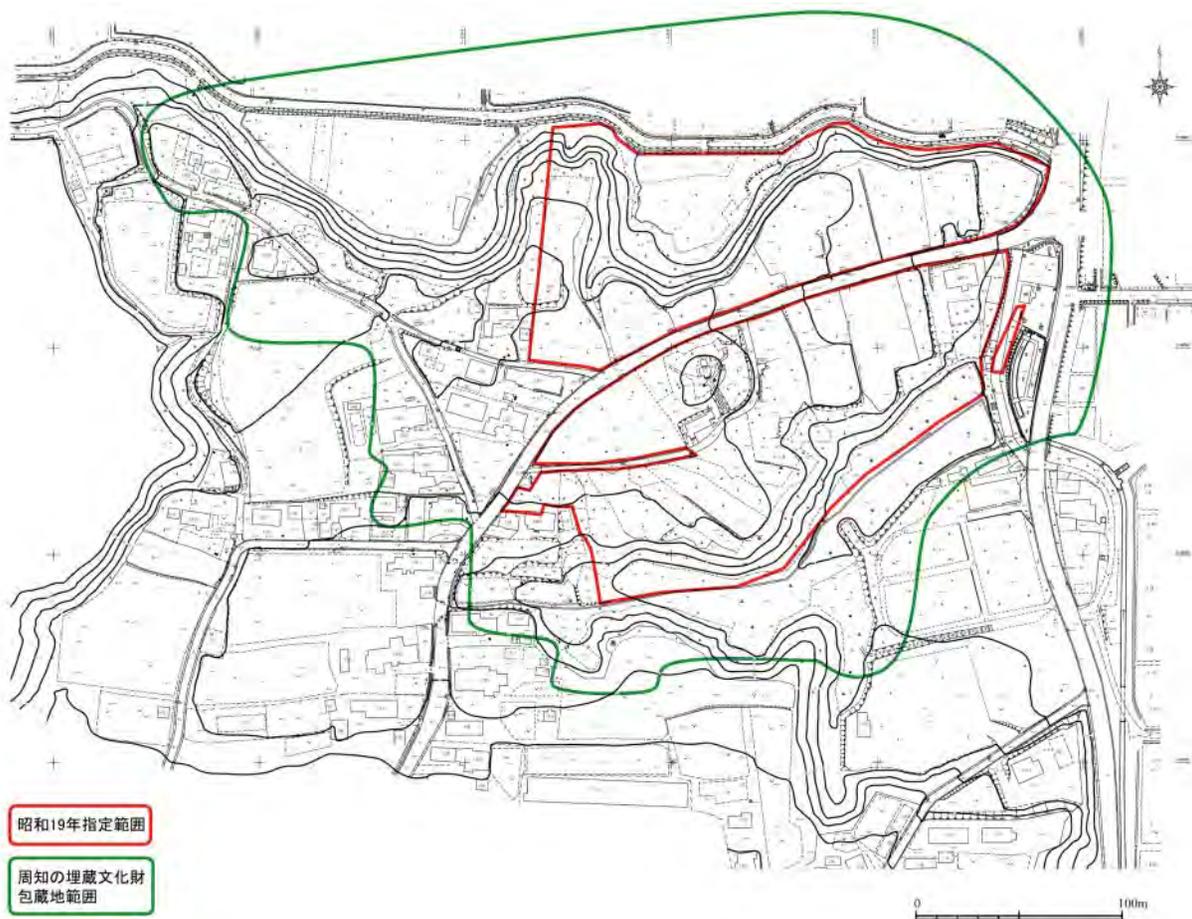


図6 亀ヶ岡石器時代遺跡史跡指定範囲図（昭和19年）

帝国大学、旧制弘前高等学校、立正大学により発掘調査が重ねられた。明治二十年には現在重要文化財に指定されている大型遮光器土偶が出土しており、昭和十九年には田小屋野貝塚とともに史跡に指定されている。戦後にも慶應義塾大学による発掘調査があり、また青森県教育委員会、青森県立郷土館、弘前大学等により低湿地とその周辺域を対象とした古環境調査も行われ、遺跡の形成と周辺の環境変遷が明らかにされた。昭和五十七年の青森県立郷土館による丘陵南部の発掘調査では土坑墓群が検出されている。

その後、宅地化や農地化等の開発事業があったことから、つがる市教育委員会では平成二十年度より二十九年度まで範囲と内容を確認するための発掘調査を実施し、令和元年度には総括報告書を取りまとめている。これらの調査では、縄文時代前期から晩期にかけての各種遺構が検出された。とりわけ、縄文時代晩期については丘陵北縁及び南縁部に広域の墓域が形成されたことが判明した一方、竪穴建物跡は一棟のみであった。土坑墓群は楕円形・長楕円形の平面形状で、その上部にロームマウンドと底部に壁溝をもつものがある。底面からは赤色顔料も検出されている。副葬品をもつ土坑墓の割合は二十%ほどであるが、副葬品には玉類、壺形土器、土偶、石鏃、石匙、籃胎漆器がある。

このように、亀ヶ岡石器時代遺跡は亀ヶ岡文化圏における墓域を主体とした遺跡の特徴をよく示す遺跡である。これまで検出された一一〇基という土坑墓の数からみても、本遺跡は亀ヶ岡文化圏における共同墓地的な性格を有する遺跡の代表例であり、当時の葬墓制や社会の在り方を考察する上で欠かすことのできない遺跡である。

今回、既指定地西側に本遺跡の枢要な価値を有する範囲が広がるとの成果を踏まえ、この部分で条件が整った箇所を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁『月刊文化財』令和2年2月号(677号))

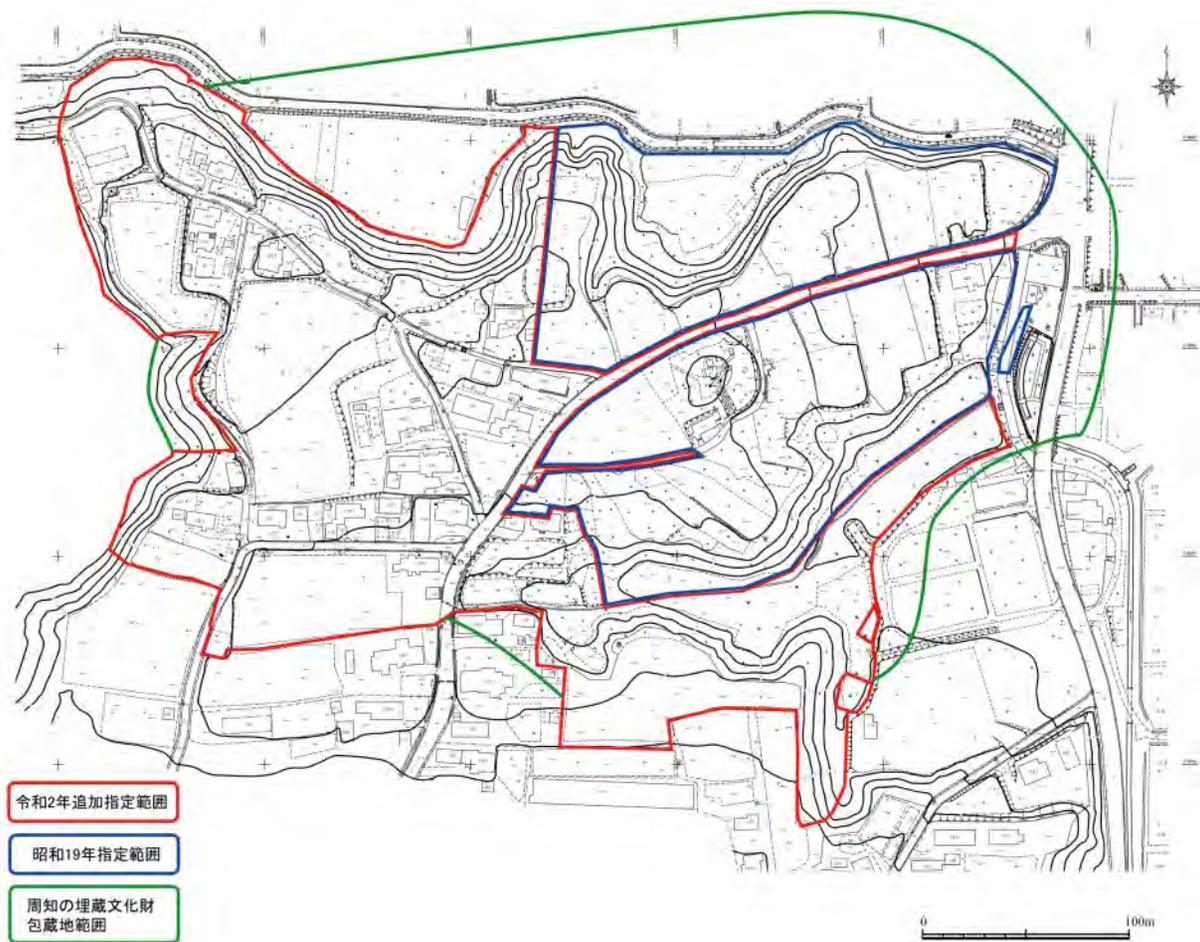


図7 亀ヶ岡石器時代遺跡追加指定範囲図（令和2年）

【田小屋野貝塚】

●昭和19年6月26日指定 指定説明

龜ヶ岡ノ北數町ヲ隔テタル臺地ニ蜆貝ヲ主トセル貝塚アリ繩紋土器及石斧、錘石、石鏃等ヲ發見シ地方著名ノ遺蹟ナリ

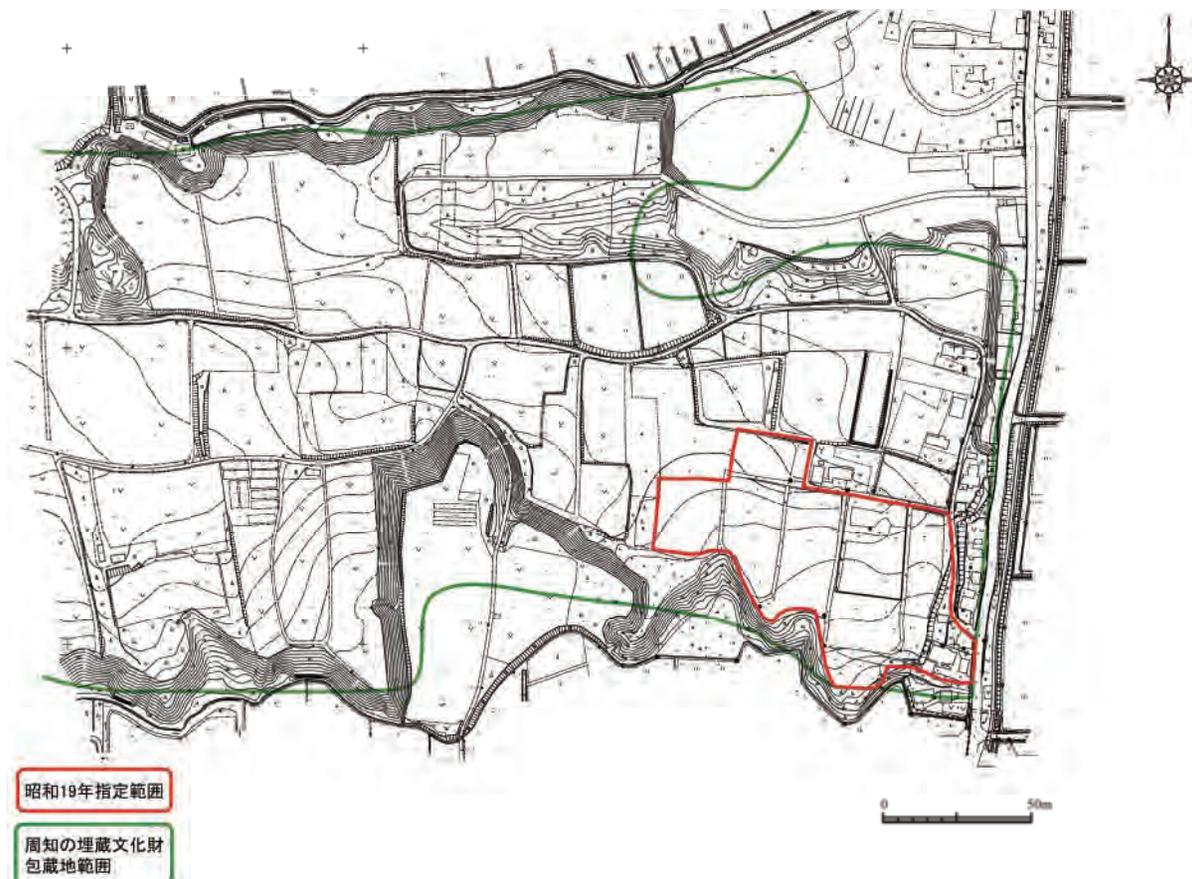


図8 田小屋野貝塚史跡指定範囲図（昭和19年）

●平成29年10月13日追加指定 指定説明

田小屋野貝塚は、青森県の西端部、日本海に面して南北に延びる屏風山砂丘地びょうぶさんさきゅうちの中央部東端に位置し、東西に開析する谷かいせきに沿って細長く延びる標高一〇～一五メートルの丘陵上に立地する、縄文時代前期の貝塚を含む集落跡である。縄文時代前期は、縄文海進が最も進行した時期であり、当時は遺跡の東側低地部には海が入り込み、古十三湖こじゅうさんこが広がっていたと考えられる。

この遺跡は、明治二十九年（一八九六）に近接するかめがおか亀ヶ岡石器時代遺跡を佐藤傳蔵が発掘調査した際に初めて調査が行われ、大正十四年のやまのうちすがお山内清男や昭和三年のなかやじうじろう中谷治宇二郎の調査を経た結果、亀ヶ岡石器時代遺跡より古い遺跡として位置付けられ、昭和十九年には貝層が地表面に広がる部分を中心に史跡に指定された。

その後、遺跡の範囲と内容を確認するために、平成二・三年度には青森県立郷土館が、平成二十～二十七年度にはつがる市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、この遺跡は

東西に細長く延びる丘陵のほぼ全域、東西三五〇メートル、南北二〇〇メートルの範囲に広がる事が明らかになった。集落の変遷としては、縄文時代前期中葉から末葉にかけては遺跡の南側において居住がはじまり、前期末葉から中期中葉にかけて北側に移動し、中期中葉から末葉にかけては西側に移動して終焉を迎える。貝塚は点在するいわゆる地点貝塚であり、竪穴建物の廃棄後にその内部に貝塚が形成された事例については、下層からは前期中葉の円筒下層b式土器が、上層からは中期前葉の円筒上層a式土器が出土した。主要な遺構としては、竪穴建物が二棟、土坑墓三基、埋設土器二基、フラスコ状土坑八基等がある。埋葬人骨の遺存状態は良好で、炭素窒素安定同位体比分析の結果、堅果類と海生哺乳類の両方を摂取する食生活が想定されており、遺跡の東側に広がる古十三湖との関係性が明らかになった。

出土遺物としては、石器は石鏃・石匙・磨製石斧を中心に石皿や磨石もある。骨角製品としては、刺突具・釣針・クジラ骨製篋のほかに、イルカ牙製垂飾がある。貝製品ではベンケイガイ製腕輪がある。

このように、田小屋野貝塚は縄文時代前期から中期にかけて貝塚を有する集落遺跡であり、その変遷や構造の解明、食生活の復元等、北海道・北東北では重要な遺跡として位置付けることができる。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部『月刊文化財』平成29年9月号(648号))

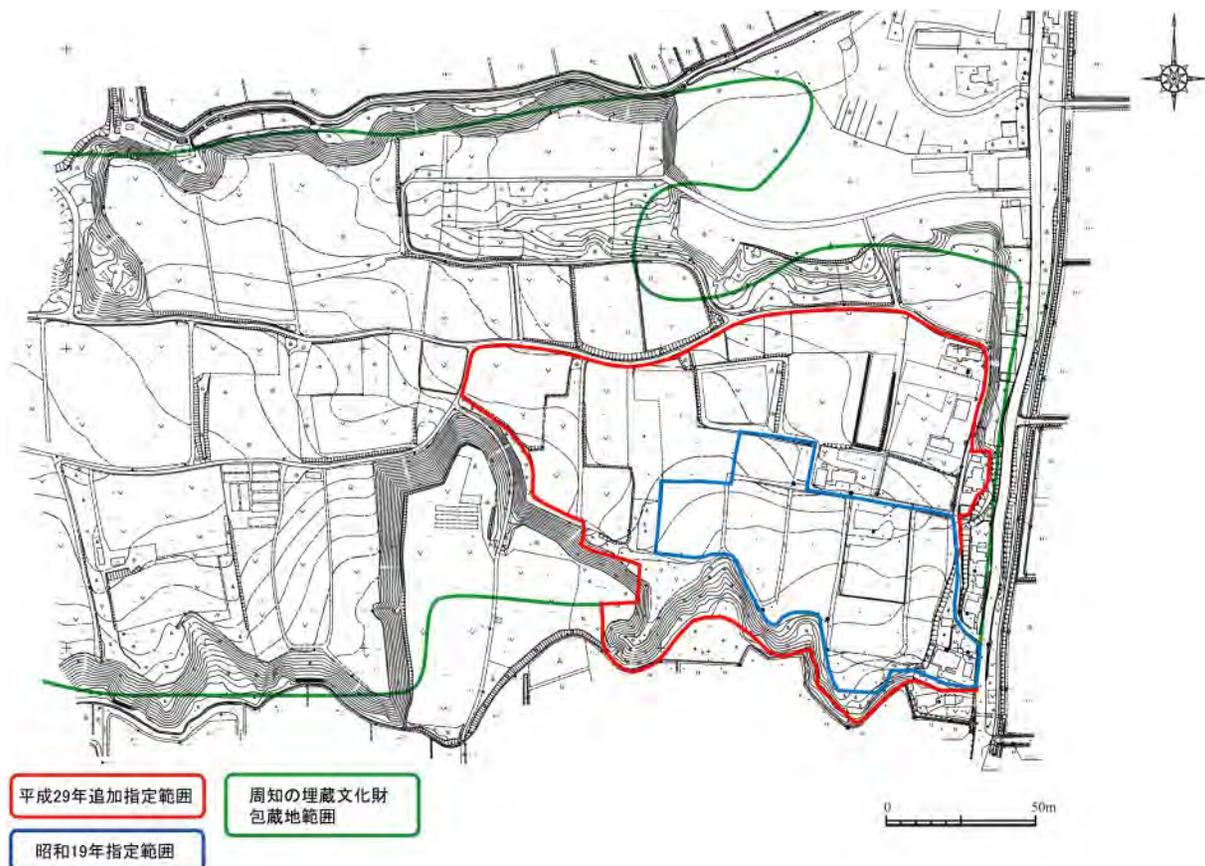


図9 田小屋野貝塚追加指定範囲図(平成29年)

第3節 史跡の周辺環境

(1) 自然的環境

① 位置・地勢

つがる市は青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置する。東は岩木川を境に北津軽郡中泊町と五所川原市に接し、西は日本海に面する。その海岸線は「七里長浜^{しちりながはま}」と呼ばれ、北は中泊町小泊と五所川原市市浦、南は西津軽郡鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いには「屏風山砂丘地」と呼ばれる丘陵地帯が続いている。南方には岩木山を望み、市中心部には岩木川や山田川により形成された広大な津軽平野が拓け、弘前藩の新田開発以来の一大穀倉地帯が形成されている。



写真1 津軽平野と屏風山砂丘地（南東から）

② 地形・地質

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、いずれも屏風山砂丘地の東縁部に位置する。両史跡は、砂丘地帯の台地を津軽平野に向かって東西方向に開析する谷によって隔てられる。亀ヶ岡石器時代遺跡は標高7～18mの丘陵東端部とその南北の標高3～4mの低湿地にかけて、田小屋野貝塚は標高10～15mの丘陵東端部に位置する。

『土地分類基本調査 金木』によると、遺跡の載る屏風山砂丘地は、台地の中位面（GtⅡ）と被覆砂丘（Cd）が大半を占める。史跡周辺は、山田野段丘面^{やまだの}と呼ばれる砂礫台地の中位面



図 10 史跡周辺の地形分類 (青森県農林部農地計画課 1994 を一部改変)

(Gt II) にあたる。その構成層は、更新世後期こうしんせいの大規模な海進により形成された山田野層である。山田野層は、水平層理そうりの発達した層厚 25～40 m の砂層で、ところにより泥炭混じりの砂層や礫層を挟む。これらの段丘構成層を 1～2 m 前後の層厚の火山灰層が覆う。現在これらは宅地・畑地等となっている。また、台地周辺部は低湿地 (谷底平野) となり、上沢辺溜池かみさわべ以外の現況は、主に水田として利用されている。被覆砂丘の多くはクロスナ層、黒色火山灰層が挟在し、一部はローム質火山灰に覆われた古砂丘もある。

史跡の載る台地の東側には津軽平野が広がり、岩木川や山田川流域にかけて三角州や後背湿地が展開している。山田野段丘形成後の海水準低下に伴い、古岩木川や古山田川は山田野層を下方浸食し始め、基盤岩をも浸食して現海水準下 50 m に達する深い谷が形成された。氷期が終わり海水準が上昇し始めると、谷に海水が



図 11 つがる市周辺の縄文海進 (つがる市教育委員会 2015 を一部改変)

侵入する一方で岩木川による埋積も進み、その結果、十三湖層と呼ばれる層厚50m以上の沖積層が形成されている。完新世に入り、約9,000年前頃には縄文海進が始まり、津軽平野部には古十三湖が形成された。縄文海進時の海水準や古十三湖岸線の位置については諸説あるが、海進のピーク時には、木造・五所川原市街地付近まで古十三湖が広がっていたと考えられている。

③ 植生

屏風山砂丘地には草原・湿原・湖沼が分布するが、特に多数の湖沼が特徴的である。しかし、近年湖沼は減少を続け、かつての広大な湿原は畑地に転用されている。湖沼は長年月を経て湿原へと変化していくが、発達具合により低層湿原、高層湿原、湿原が乾燥化した草原などがあり、屏風山砂丘地ではこれらの様々な段階の湖沼・湿原・草原をみることができる。

湖沼の植生としては、抽水植物のヨシ・フトイ・マコモなど、浮葉植物のコウホネ・ヒツジグサ・ジュンサイなど、沈水植物のマツモ・フサモ・ホザキノフサモなどの群落がある。高層湿原の植生としては、ミズゴケ・ツルコケモモの群落が確認されている。草湿原としてはベンセ湿原が代表的であり、ニッコウキスゲとノハナショウブの群落が有名である。そのほかカキツバタ・ミツガシワ・クロバナロウゲ・ミズバショウなどが生育する。

草原・湿原・湖沼以外の丘陵地は内部がカシワ林に覆われ、下草は主にクマイザサが生えている。このカシワ林は、屏風山砂丘地から^{たっぴざき}竜飛崎にかけての日本海に面した斜面に大群落を発達させている。丘陵周辺部にはコマユミ・マユミ・クリ・ナツグミ・ツタウルシなどが混じり、林縁にはオカトラノオ・エゾヤマハギ・フジなどが生育する。

平野部を流れる岩木川の河畔には、下流域でヨシーオギ群落、イヌコリヤナギ・タチヤナギ群落、さらに乾燥した所ではヤチダモ・タチヤナギ群落が形成される。このほか、イヌコリヤナギ・カンボク・ハルニレなどの混交林が確認される。中流域では主にヤナギタデ・ミゾソバなどのタデ群落が占める。



写真2 ベンセ湿原とニッコウキスゲ

④ 気候

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また、強い西風の影響による地吹雪の発生が特徴である。気象庁の五所川原観測地点の記録によれば、令和元年の年間の平均気温は11.4度、平均降水量は82.9mmとなっている。

(2) 歴史的環境

① 市内の埋蔵文化財

令和3年3月現在、つがる市内では113か所の遺跡が登録されている。年代的には前期中葉以後の縄文時代の遺跡と、平安時代の遺跡が大半を占めており、その多くは屏風山砂丘地と岩木山北麓の台地上に位置している。

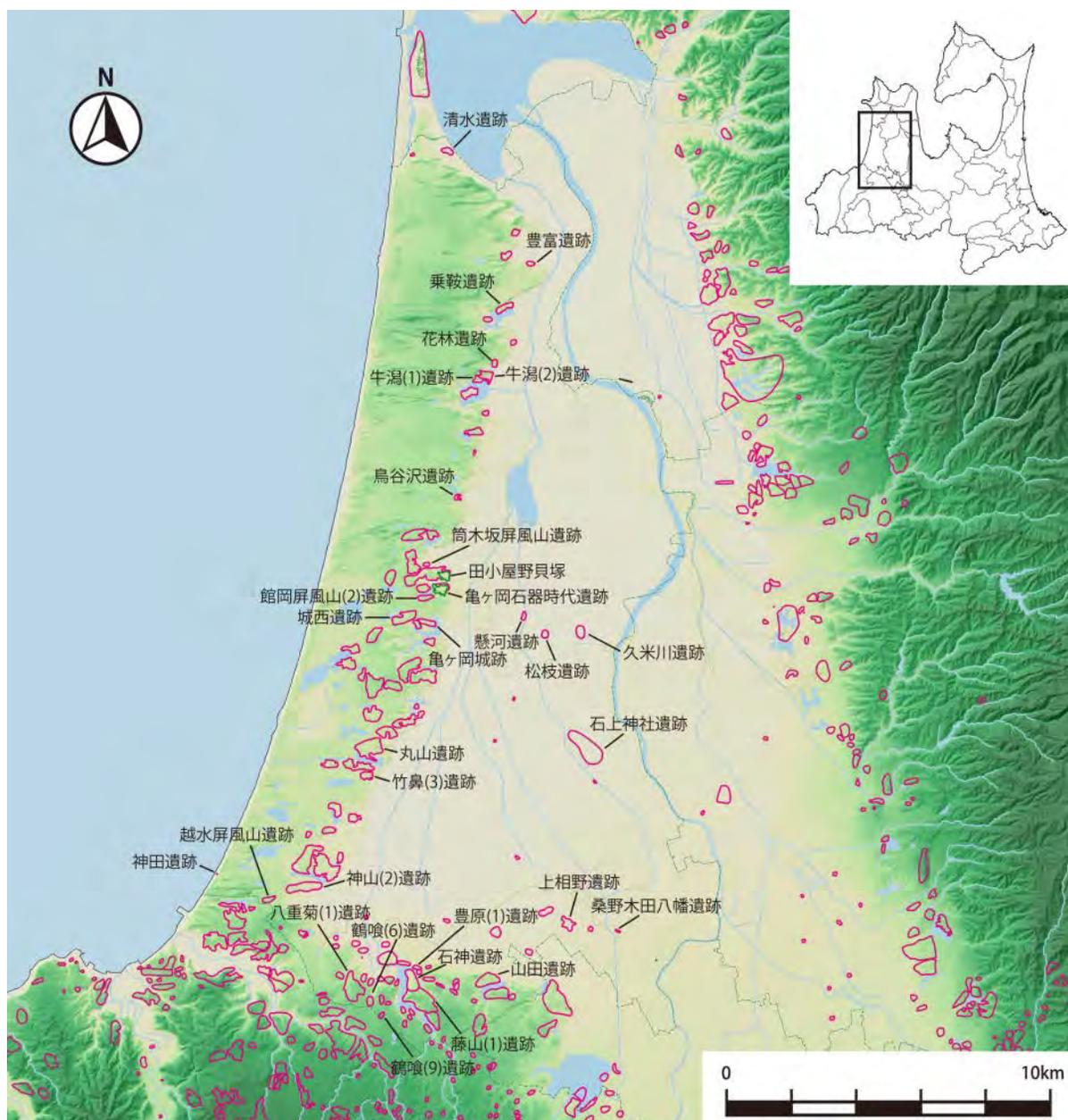


図12 つがる市内の主要遺跡位置図（図12～14は国土地理院10mメッシュDEMおよび国土交通省国土政策局の国土数値情報を用い、QGISを援用して作成。遺跡分布は青森県教育委員会2020より。）

旧石器時代 木造丸山に位置する丸山遺跡がある。年代は約13,000年前の旧石器時代最末期である。舟底形石核ふなぞこがたせきかくや削器さつき・搔器そうき、および黒曜石製の細石刃さいせきじんなどが出土しており、県内でも数少ない細石刃文化期の遺跡である。

また、屏風山砂丘地西縁部の「七里長浜」の海食崖に露出して、南北総延長1 kmあまりに及ぶ「出来島埋没林」が展開している。この埋没林は、最終氷期の約28,000年前に生育したカラマツ属トウヒ属の針葉樹林と考えられている。埋没林を包含する泥炭層（館岡層）の上位10～15 cmのところには、約29,000～26,000年前に鹿児島湾の形成に起因する噴火で噴出した火山灰（始良丹沢テフラ）が薄く堆積している。後期旧石器時代の植生・環境等を知る上で貴重な資料である。

縄文時代草創期～早期 岩木山北麓の森田町大館八重菊に所在する八重菊（1）遺跡より、草創期の爪形文系土器と考えられる破片が1点出土している。

早期では、八重菊（1）遺跡や森田町床舞の鶴喰（6）・（9）遺跡、木造越水の神山（3）遺跡から貝殻文系土器等が出土するが、同時期の遺構は未発見である。

縄文時代前期～中期 前期中葉以前では、車力町花林の花林遺跡から刺突文土器、森田町床舞の石神遺跡から深郷田式とされる土器が出土している。しかし、早期に引き続き市内で当該期の遺跡は少ない。

前期中葉に始まる円筒土器文化期以後になると、急激に人々の活動の痕跡が明確になる。円筒土器文化期の遺跡については、亀ヶ岡石器時代遺跡北側の低地を挟んで田小屋野貝塚が所在する。また市内には、219点の出土品が国の重要文化財に指定され、円筒土器研究の基本となっている石神遺跡や、牛潟町鷺野沢の牛潟（1）・（2）遺跡などがある。

縄文時代後期 田小屋野貝塚の北側に位置する筒木坂屏風山遺跡では、中期末葉～後期前葉の集落跡が確認された。竪穴建物跡のほか、フラスコ状土坑、埋設土器、配石遺構などが検出され、土器は後期初頭のものが主体である。

森田町山田の山田遺跡、森田町床舞の石神遺跡、藤山（1）遺跡、鶴喰（6）遺跡、牛潟町鷺野沢の牛潟（1）遺跡、車力町屏風山の乗鞍遺跡、富蒔町清水の清水遺跡なども、出土土器から十腰内式期に属する遺跡と判断される。鶴喰（6）遺跡では、円形に組まれた配石遺構を囲むかたちで複数の性格不明の土坑が検出されている。土坑は円筒形ないしはフラス

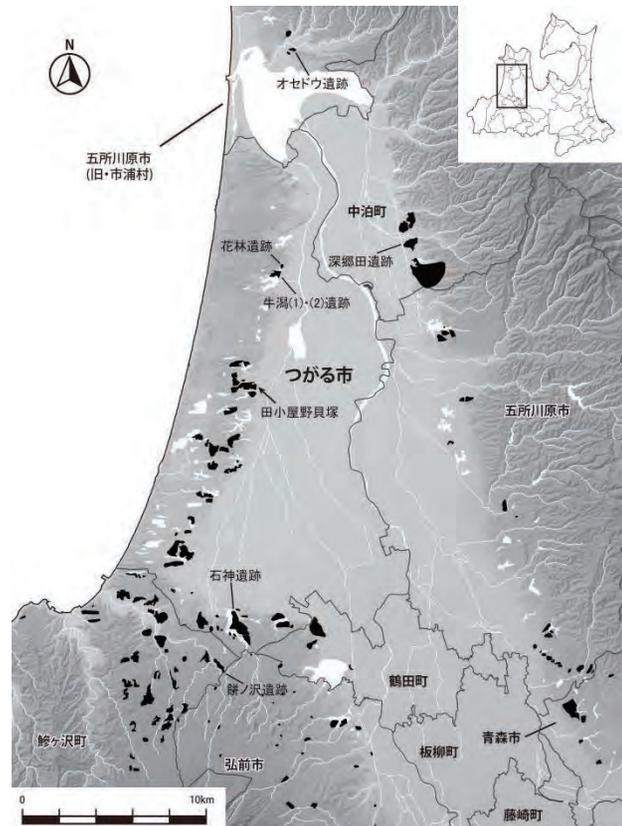


図13 つがる市周辺の縄文時代前期の遺跡

コ状で、十腰内 I 式土器が出土している。底面中央にはピットが掘り込まれ、石器の埋設も確認された。

縄文時代晩期 亀ヶ岡石器時代遺跡のみならず周辺地域においても確認されている。かつて「床舞遺跡」の名称であった森田町床舞の石神遺跡や藤山（1）遺跡は、前述の通り円筒土器文化期の遺跡として著名であるが、既に明治時代には晩期の土器や土偶が豊富に出土することで知られていた。各機関による発掘調査も行われており、弘前大学の調査では晩期前半の、早稲田大学の調査では晩期後半の土器が出土している。牛潟町鷺野沢の牛潟（1）・（2）遺跡でも、つがる市教育委員会の調査で晩期の竪穴建物跡や土坑、および東斜面上に構築された盛土を検出している。

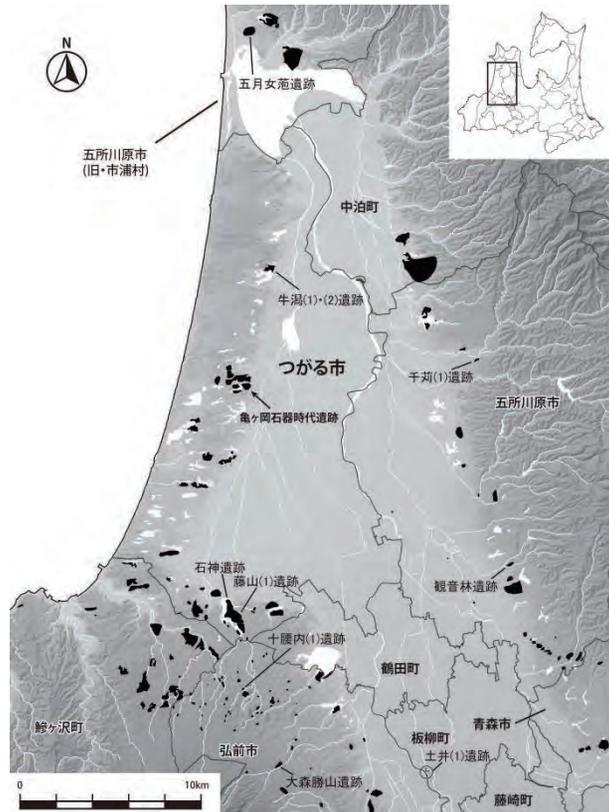


図 14 つがる市周辺の縄文時代晩期の遺跡

弥生時代 亀ヶ岡石器時代遺跡の周辺では、城西遺跡、館岡屏風山（2）遺跡、鳥谷沢遺跡などから弥生時代（続縄文）の土器が表採されている。

また、日本海に面する木造越水の神田遺跡より、弥生時代後期に並行する続縄文文化の後北 C1 式土器が出土している。県内で後北 C1 式が出土する例は珍しく、この時代における当地と北海道との交流が窺える。さらに、市域南部では神田遺跡東方の越水屏風山遺跡、神山（2）遺跡、および岩木山北麓の八重菊（1）遺跡などから、市域北部では牛潟（1）・（2）遺跡、清水遺跡から弥生土器や続縄文土器が出土している。

古墳時代 森田町大館の八重菊（1）遺跡より、この時代に相当する続縄文文化の後北 C2・D 式土器が出土した。

奈良時代 市内では現在のところ、奈良時代の遺跡は未発見である。津軽地域全体でも、この時代の遺跡は南部や鱒ヶ沢町などに集中しており、北部では五所川原市（旧・市浦村）の中島遺跡、五月女菴遺跡などがある。

平安時代 最も古い平安期の遺跡は、つがる市最北部の十三湖西南岸に位置する富菴町清水の清水遺跡で、9 世紀代の集落跡が発見されている。多くの遺跡が発見されるのは、10

世紀前半とされる^{はくとうさんとまこまい}白頭山苦小牧火山灰降灰以前の9世紀末～10世紀前葉頃で、特に台地上に濃密に分布する。岩木山北麓の森田地区には製鉄に関連する遺跡が多く、森田町大館の八重菊（1）遺跡、森田町床舞の豊原（1）遺跡では、砂鉄を始発原料とする製錬^{せいれんろあと}炉跡が発見されている。屏風山砂丘地には、集落に伴う^{ほり}壕が発見された豊富町の豊富遺跡や、集落に伴う^{さくれつあと}柵列跡や畠跡が確認された牛潟町の牛潟（2）遺跡、近年の発掘調査で焼失住居を含む竪穴建物跡が多数確認され、集落の様相が具体的に明らかになった木造丸山の竹鼻（3）遺跡などがある。

10世紀中葉以降、特に10世紀後半になると、津軽平野の微高地をなす自然堤防上にも遺跡が出現する。斎串^{いぐし}や墨書土器^{ぼくしょ}などが出土し、朝廷勢力との接触・交流が想定される木造蓮川^{いしがみ}の石上神社遺跡のほか、森田町上相野の上相野遺跡、稲垣町の久米川遺跡、松枝遺跡^{かけがわ}、懸河遺跡などがある。炭化米が発見されていることから、低地における水田稲作と関連付ける見解もある。また、柏地区^{くわのきたやはた}でも桑野木田八幡遺跡が新しく見つかかり、この段階には津軽平野の自然堤防全域に遺跡が形成されていた様相が明らかとなった。

中世（鎌倉～室町時代） つがる市域は、室町時代末期頃になって^{はなわぐん}鼻和郡の一部となった。この時期の遺跡には、五所川原市（旧・市浦村）に所在する中世の港湾都市である史跡十三湊遺跡に関わる宗教施設と考えられる、富蒔町^{みょうじんぬま}屏風山の明神沼遺跡（浜の明神遺跡）がある。

このほか、森田町大館の狄ヶ館^{まぞがたて}遺跡、森田町床舞の床舞館遺跡、森田町中田の漆館遺跡、車力町若林の^{まさこだて}榎子館跡などが中世の館跡とされ、狄ヶ館遺跡は古代の「防御性集落」とする見解もある。

なお、江戸時代初期に弘前の西茂森に移転して^{ちやうしょうじがまえ}長勝寺構の一部となり、現在は史跡津軽氏城跡の一部を構成する寺院である^{しょうがくいん}勝岳院が、森田町床舞の石神遺跡内に所在したとされているが、遺構が発見されず正確なことは不明である。

近世（江戸時代） つがる市域は、慶長2（1597）年に津軽氏の領地である^{いなかがん}田舎郡の一部となって以後、江戸時代を通じて^{つがるためのぶ}津軽為信を藩祖とする津軽氏の所領であった。津軽領となってからは新田開発が進み、現在市内にある集落の多くはこの過程で成立している。

木造館岡城西にある^{のぶひら}亀ヶ岡城跡は、2代藩主津軽信枚の時代の元和8（1622）年に木造新田開発の拠点として築城が開始されたが、幕府の一国一城令によって翌年には工事が中止された。幕府の命令に地方大名が従ったことを示す貴重な遺跡であると同時に、亀ヶ岡遺跡発見の端緒とされてきた歴史的意味を持つ。

また、砂防林として日本海に並行して植林された屏風山の松林、旧街道沿いや木造曙に所在した弘前藩木造代官所跡地周辺に所在する松並木、かんがい用溜池とそれに付随する堰（水路）跡なども、新田開発に伴う遺構・遺跡である。なお、江戸時代後半に頻発した「ケガチ」と呼ばれた飢饉では、つがる市内でも相当な被害があったことを^{すがえますみ}菅江真澄の旅行記などで知ることができる。

② 指定・登録文化財

つがる市内には、縄文時代、平安時代、近世、近現代にわたる各種の指定・登録文化財があり、国指定3件、国登録1件、県指定3件、市指定14件の計21件である。種別では史跡、考古資料、歴史資料、書跡、建造物、天然記念物が該当する。

国指定重要文化財には、土器・土偶・石器等219点からなる石神遺跡出土品があり、つがる市森田歴史民俗資料館に展示・保管されている。県指定文化財には、亀ヶ岡遺跡出土の盤形籃胎漆器や日本最古のりんごの樹があり、盤形籃胎漆器はつがる市木造亀ヶ岡考古資料室に展示されている。市指定文化財では、平安時代の集落遺跡である久米川遺跡と松枝遺跡、明治期の木造住宅である増田家住宅母屋と旧尾野家住宅、昭和初期の学校建築物である旧制木造中学校講堂、新田開発の歴史を今に伝える千代の松や公孫樹^{いちよう}といった各種の文化財が市内に点在している。

このほか未指定であるが、獅子踊りや登山囃子等の民俗芸能も地域に受け継がれている。

表1 つがる市の指定文化財

国指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日	備考
重要文化財	考古資料	青森県石神遺跡出土品 219箇	平成2.6.29	
記念物	史跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	昭和19.6.26(令和2.3.10追加指定)	
	史跡	田小屋野貝塚	昭和19.6.26(平成29.10.13追加指定)	

国登録

区分	種別	名称及び員数	登録年月日	備考
有形文化財	建造物	旧高谷銀行本店(盛農薬商会倉庫) 1棟	平成15.7.1	

県指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日	備考
県重宝	考古資料	盤形籃胎漆器 1箇	昭和31.5.14	亀ヶ岡遺跡出土
	考古資料	石神遺跡出土縄文式遺物 20点	昭和48.12.3	
記念物	天然記念物	りんごの樹 3本	昭和35.11.11	紅絞2本、祝1本

市指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日	備考
有形文化財	建造物	旧制木造中学校講堂 1棟	平成4.5.8	昭和4年建築
	建造物	旧尾野家住宅 1棟	平成6.4.28	明治25年建築
	建造物	増田家住宅母屋 1棟	平成8.6.17	明治中期建設
	歴史資料	黒印状 1点	平成15.2.19	
	書跡	書跡掛軸 1幅	昭和60.4.4	
	書跡	扁額 1幅	昭和62.3.5	
記念物	史跡	久米川遺跡	昭和54.4.1	平安時代後期
	史跡	松枝遺跡	昭和54.8.1	平安時代後期
	天然記念物	藤の木 3本	昭和53.12.18	
	天然記念物	ヤチダモ 1本	昭和56.9.30	
	天然記念物	千代の松 1本	昭和60.4.4	
	天然記念物	公孫樹 1本	昭和60.4.4	
	天然記念物	樺 1本	平成5.3.10	
	天然記念物	銀杏 1本	平成6.12.16	



石神遺跡出土品を展示する森田歴史民俗資料館



【参考】石神遺跡遠景（西から）

※石神遺跡は未指定



旧高谷銀行本店



りんごの樹（紅紋2本、祝1本）



盤形籃胎漆器



旧制木造中学校講堂

写真3 つがる市の指定文化財

③ 館岡地区の歴史

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚が所在する地区は、館岡地区と呼ばれている。この地区は、鎌倉時代には江流末郡に属し、室町時代末期頃になって鼻和郡の一部となった。また慶長2（1597）年に、つがる市域が津軽氏の領地となって以後、館岡地区は田舎郡の一部となった。その後、弘前藩4代藩主信政の時代、寛文4（1664）年に田舎郡は田舎庄に改められ、その中の広須遣に属した。広須遣はのちに広須組となり、天和元（1681）年には広須新田と名称を変更した。また広須新田は、宝暦4（1754）年に広須組と木造新田に分割されたため、それ以後館岡地区は、木造新田に属することとなった。この地区は現在、旧村名から館岡地区と呼ばれている。しかし、江戸時代初期には土器等の出土から「瓶ヶ岡」または「亀ヶ岡」と呼ばれ、2代藩主津軽信枚の時代、元和8（1622）年に亀ヶ岡城築城工事が行われて以後、「館岡」と呼ばれるようになったようである。

亀ヶ岡城は森内左兵衛とおおゆひこえもんが普請奉行として築城にあたったが、幕府の一国一城令を受け、築城が中止された。しかし、築城中止以後もこの地区の新田開発は続き、寛文年間（1661～72年）以後は主に野呂理左衛門家が開拓を行ったとされる。また4代藩主信政の治世の元禄9（1696）年には、開拓を奨励するため亀ヶ岡城築城の地に御仮屋を設け、藩主信政も来訪した。

寛政8（1796）年に館岡を訪れた菅江真澄は、『外浜奇勝』において「堂の前」という神社があった付近では昔から土器が出土したことを記録しているが、この神社は、元和8（1622）年に創建された雷電宮をさすものと考えられる。当神社は今も地域で信仰されている。



写真4 亀ヶ岡城跡と大溜池（東から）



写真5 亀ヶ岡城絵図（個人蔵）

その後、明治3（1870）年5月に弘前藩庁、翌年7月には弘前県の所轄となり、同年9月からは青森県の所轄の第4大区第8小区となった。また明治22（1889）年に市町村制が実施されると館岡村となり、館岡・亀ヶ岡・大湯町・菰樋・筒木坂・平滝の6大字の編成となった。昭和9（1934）年の史跡申請、昭和19（1944）年の史跡指定当時の亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚は館岡村の所属であり、昭和19年10月24日付けで史跡の管理団体となったのも館岡村である。

その後昭和の大合併によって、昭和30（1955）年3月30日に館岡村は木造町となり、平成17（2005）年2月11日、平成の大合併によりつがる市となった。

（3）社会的環境

① 人口

つがる市の人口は昭和55年以降一貫して減少傾向にある。昭和60年には46,070人であった総人口が30年間で1万人以上減少し、平成27年には33,316人となっている。国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計によると、今後も人口減少が加速していくものと予想されている。年齢区分別の人口割合をみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口割合が増加しており、令和元年10月1日現在の老年人口割合は38%に達する。

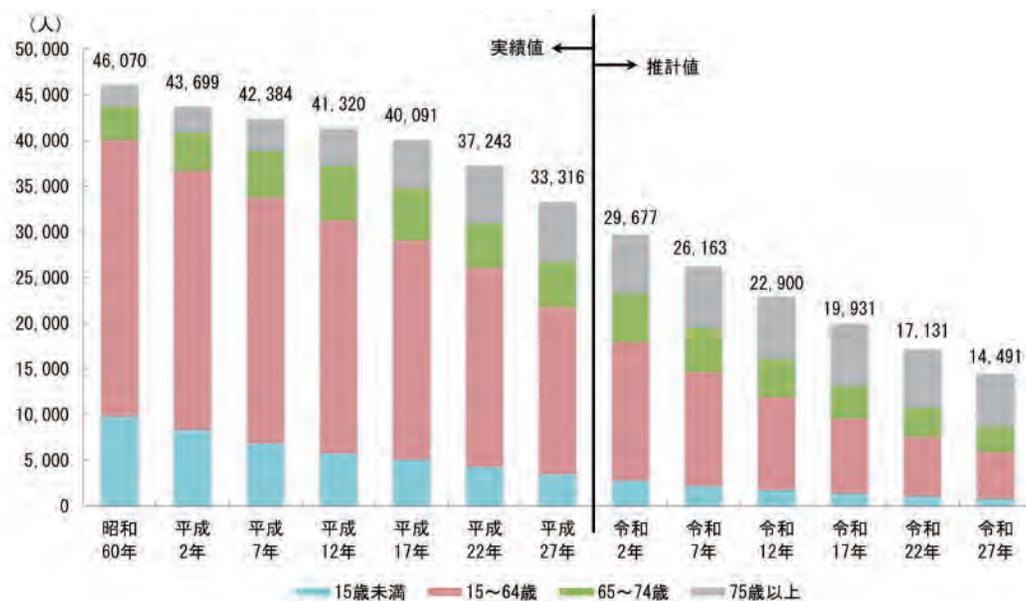


図15 つがる市総人口の推移（つがる市2020）

② 産業

国勢調査により、つがる市の産業別就業人口の推移をみると、基幹産業である第1次産業の減少が著しく、昭和60年の11,589人から平成27年には4,681人となり、30年間で6,908人（59.6%）の減少となっている。第2次産業は平成12年まで、第3次産業は平成

17年まで増加していたが、その後は減少に転じている。産業分類別に就業者の年齢区分割合をみると、特に農業・林業、鉱業・採石業・砂利採取業において担い手の高齢化が進んでいる。

農業分野では、平野部で稲作、屏風山砂丘地帯でスイカ・メロン・長いも等の生産が盛んであり、近年では8品目からなるつがるブランド農産物の認知度向上に向けた情報発信や販売促進に取り組んでいる。

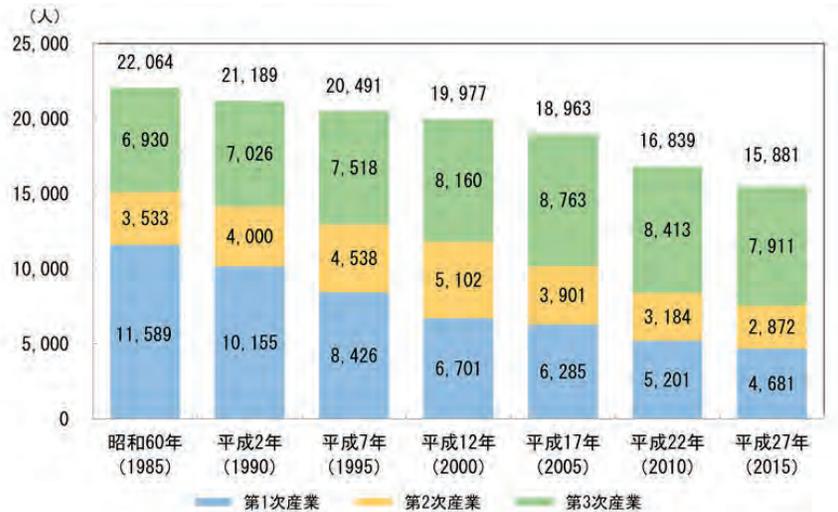


図16 つがる市産業別就業人口の推移 (つがる市 2020)

③ 交通

つがる市へのアクセスは、青森・弘前方面からJR奥羽本線・五能線や弘南バス路線の公共交通、あるいは国道7号線・101号線が利用可能である。近年では、北海道新幹線の開業や津軽自動車道つがる柏ICの供用開始により、アクセスの利便性が高まっている。

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚への公共交通機関によるアクセスは、JR五能線木造駅前商店街のバス停から弘南バス五所川原～小泊線を利用して20分程度の所要時間である。自家用車を利用する場合は、木造



図17 史跡周辺の主要交通網

方面から県道菰槌木造線および県道鱒ヶ沢蟹田線を利用して北上するルートがある。

④ 観光

つがる市には、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚および関連資料館（縄文住居展示資料館（カルコ）、木造亀ヶ岡考古資料室、森田歴史民俗資料館）のほかにも、ベンセ湿原や出来島埋没林を含む津軽国定公園に代表されるような豊かな自然景観、訪日外国人観光客に人気の高い高山稲荷神社、つがる地球村に代表されるレクリエーション施設、つがる市ネブタまつりや馬市まつりといった様々な観光資源を有している。

『第2次つがる市総合計画』では、美しい自然や田園風景、伝統文化や歴史遺産等を活用し、貴重な観光資源の整備・保存と受入れ体制の整備・充実を図りながら、つがる市の魅力を十分感じることができる着地型観光の推進を主要施策に掲げている。

つがる市の観光客入込数は近年増加傾向にあり、平成26年に82万人程度であったのが、平成30年には110万人を超えており、西北地域の中でも高い増加率を示している。主要な観光施設ごとの来客者の推移をみると、道の駅もりたアーストップと高山稲荷神社が高い伸び率を示している。

観光客入込数のこうした増加には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた動きも影響している。縄文住居展示資料館（カルコ）および木造亀ヶ岡考古資料室の入館者数も近年顕著な増加傾向にあり、統計値はないものの、史跡現地への来訪者数も増加していると考えられる。

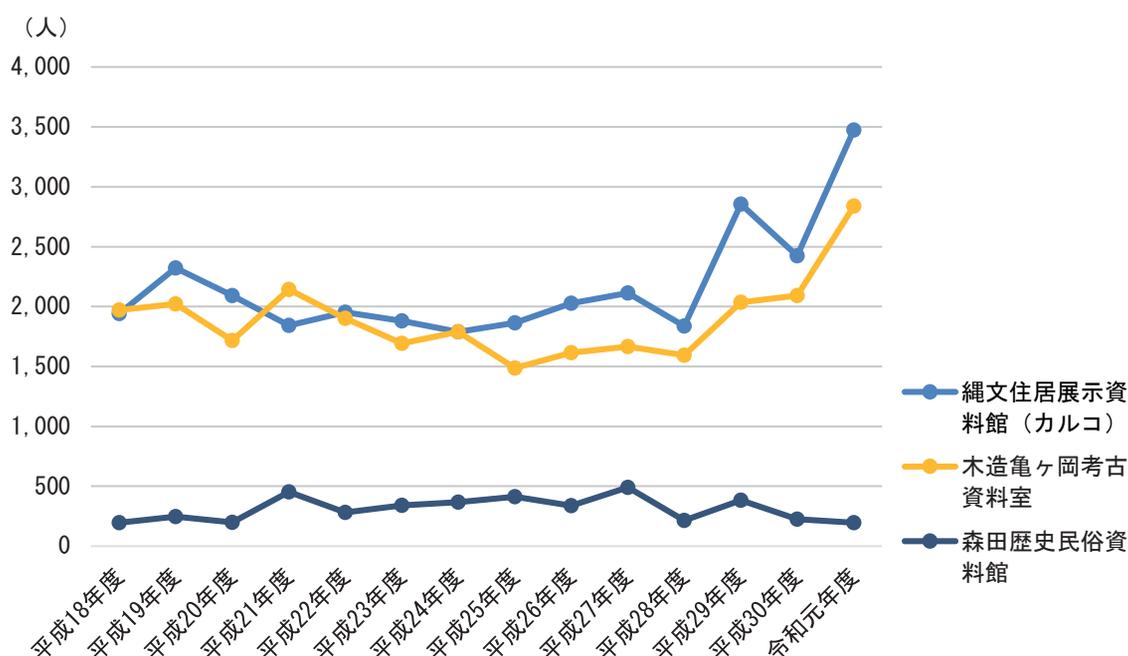


図 18 市内資料館の入館者数の推移

第4節 指定に至る調査成果

(1) 亀ヶ岡石器時代遺跡の調査成果

① 遺跡の立地

亀ヶ岡石器時代遺跡は青森県の北西部、つがる市木造館岡地区に所在する。岩木山北麓に連なる丘陵であり、日本海沿いに南北約30km、東西3～5kmにわたり広がる屏風山砂丘地の東縁部に位置する。遺跡周辺は、砂丘地帯の台地を津軽平野に向かって東西方向に開析する谷によって、複数の尾根状地形が並列している。

遺跡は、西から東に向かって突き出した標高7～18mの丘陵東端部とその南北の標高3～4mの低湿地にまたがって立地する。遺跡の0.7km東には山田川が、5.3km東には岩木川が流れる。遺跡の範囲は東西500m、南北380mほどで、その主要部分が「亀ヶ岡石器時代遺跡」の名称で史跡に指定されている。

低地を挟んだ北側には史跡田小屋野貝塚が所在する。なお、縄文時代早期～前期頃には、地球環境の温暖化に起因して海が陸域に広がり、遺跡の載る台地東側の平野部には「古十三湖」が広がっていた。その後の海退により、亀ヶ岡石器時代遺跡の中心的年代である縄文時代晩期には、遺跡周辺に湖水域が広がっていた。



写真6 亀ヶ岡石器時代遺跡全景（東から）

② 調査研究の歴史

亀ヶ岡遺跡とその出土品は江戸時代から知られ、18世紀末以降、弘前藩士のひらのさだひこ比良野貞彦、三河国出身の紀行家・本草学者である菅江真澄などにより、亀ヶ岡遺跡から土器が出土することが記録され、あわせて土器が絵図に残された。19世紀に入ると亀ヶ岡遺跡出土品は江戸市中でも知られるようになり、谷文晁などの好事家に土器や土偶が愛玩された様子が記録されている。

明治17（1884）年の蓑虫山人（土岐源吾）による調査以降、明治期には東京帝国大学理学部に所属する若林勝邦や佐藤傳蔵による発掘調査が行われ、沢根・近江野沢の南北低湿地からは完形の土器、土偶、石器、玉類、骨角器等が多数出土したことが報告されている。特に、佐藤傳蔵は調査

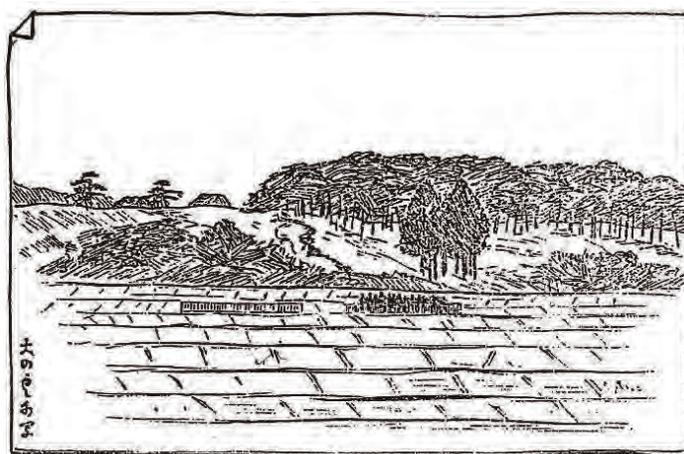


図19 「亀ヶ岡遺跡発掘ノ景況ヲ田小屋野ヨリ望ミタル見取圖」(佐藤 1896e)

表2 亀ヶ岡石器時代遺跡の調査史①

	年代	調査主体	調査原因	調査方法	地点	面積	時期	出土遺物・検出遺構・自然科学分析	文献
1	1884 明治17	養虫山人 (土岐源吾)	遺物収集	発掘調査	不明				青森県立郷土館 2008
2	1887 明治20	養虫山人 (土岐源吾)	遺物収集	発掘調査	近江野沢地区	不明	縄文晩期	土器、石剣、曲玉、土偶、管玉、サヌカイ ト製石器、曲玉・管玉の詰まった壺	養虫1887
3	1889 明治22	若林勝邦	学術	発掘調査	亀山地区(雷電宮付近)	不明	縄文晩期	土器、土偶、石器、獣骨／赤色顔料の化学 分析	若林1889
4	1895 明治28	佐藤傳蔵	学術	発掘調査	亀山丘陵上 沢根地区	不明	縄文晩期後葉	土器、石器、貝殻、玉、クルミ／貝塚？、 盗掘坑多数	佐藤1896a
5	1896 明治29	佐藤傳蔵	学術	発掘調査	第1次より北に210mの 亀山丘陵下	約500㎡ の区画中 を発掘	縄文晩期中葉	土器、土偶、土版、動物型土製品、骨角 器、骨、石器、貝殻、玉、クルミ	佐藤1896b・c
6	1917 大正6	柴田常恵	学術	踏査	雷電宮の南で写真撮影			写真裏面に「大正六、八、二七」のメモ	HP「國學院大學デ ジタルミュージアム」 柴田常恵写真資料
7	1923 大正12	中谷治宇二郎	学術	発掘調査	雷電宮の西南部(木造 館岡沢根76南辺の畦 道、慶應A-レンチの南 方)	不明	縄文晩期	土器、石器、木製品？、クルミ	中谷1929
8	1934 昭和9	小岩井兼輝	学術	地質調査 発掘調査	沢根、近江野沢、 雷電宮地区	不明	縄文晩期前葉～ 末葉。主体は晩期 後葉	土器、石器、骨角器、獣骨、獣歯、鳥骨等 ／堅穴(住居)？、貝塚？	小岩井1934・ 藤沼ほか2006
9	1940 昭和15	吉田格	学術	発掘調査	雷電宮の南方	不明	縄文晩期	土偶頭部、土器、石鏃、玉	立正大学文学部考 古学研究室1990
10	1949 昭和24	津軽考古学会	遺物収 集？	発掘調 査？	不明	不明	縄文晩期	土器ほか	
11	1950 昭和25	三田史学会 (清水潤三)	学術	発掘調査	沢根地区(A-レンチ) (木造館岡沢根76) 沢根地区(B-レンチ) (木造館岡沢根75) 近江野沢地区(C地点) (木造館岡沢根83- 11?) 近江野沢地区(D地点) (木造亀ヶ岡近江野沢 25-1?)	30㎡ 24㎡ 4㎡ 9㎡	縄文晩期前葉～ 中葉。主体は晩期 中葉 縄文晩期中葉～ 後葉。主体は晩期 中葉 縄文後期中葉～晩 期後葉。主体は後期 中葉・晩期中葉 縄文晩期前葉～ 中葉。主体は晩期 中葉	土器、石器、木器、漆塗櫛／花粉分析 土器、石器、骨角器、木器、土偶、円板状 土製品、耳飾、藍胎漆器、漆塗櫛、自然 遺物／花粉分析、塗料・顔料分析 土器、石器／花粉分析 土器、石器	三田史学会1959
12	1973 昭和48	青森県教育委員会	緊急	発掘調査	沢根、亀山丘陵の東側 低地部(木造館岡沢根 41-2ほか)	472㎡	縄文前期末葉～ 弥生中期、歴史時 代。主体は縄文晩 期	土器、石器、土偶、土版、土製品、玉、ガ ラス玉、須恵器、珠洲焼、クルミ等植物遺 体、アスファルト、木製品／ピット(歴史時 代)／石材鑑定、花粉分析	青森県教育委員会 1974
13	1976～79 昭和51～54	市原壽文ほか	学術	ボーリング 調査	近江野沢、沢根、津軽 平野の一角にかけ南北 600m、東西3.2kmの範 囲で45地点ボーリング			古環境、古地形復元、 ¹⁴ C年代測定、花粉 分析による古植生復元	市原ほか1980
14	1981～82 昭和56～57	市原壽文ほか	学術	ボーリング 調査	沢根地区で4地点、近江 野沢地区で1地点ボー リング(木造館岡沢根76 ほか)		縄文晩期中葉	土器、石器、玉、クルミ／花粉分析、土壌 分析、黒曜石分析、植物遺体同定、動物 骨分析	市原ほか1984
15	1980 昭和55	青森県立郷土館 (第1次)	学術	発掘調査	沢根地区(A区) (木造館岡沢根75) 沢根地区(B区)の上層 部(木造館岡沢根74)	4㎡ 8㎡	縄文晩期中葉 縄文晩期中葉～ 後葉。主体は晩期 後葉	土器、石器、玉、土偶、土版 土器、石器、玉、土偶、土版、クルミ、イネ ／火山灰分析、土壌分析、花粉分析、黒 曜石分析、黒曜石水和層年代・産地分 析、植物遺体同定、イネ分析、動物骨分 析	青森県立郷土館 1984
16	1981 昭和56	青森県立郷土館 (第2次)	学術	発掘調査	沢根地区(B区)の下層 部(木造館岡沢根74) 沢根地区(C区) (木造館岡沢根75) 近江野沢地区 (木造亀ヶ岡近江野沢 28)	8㎡ 8㎡ 8㎡(表土 のみ)	縄文晩期前葉～ 中葉。主体は晩期 中葉 縄文晩期中葉～ 後葉	土器、石器、漆付着縄、藍胎漆器、漆塗 櫛、玉、アスファルト、動物骨分析 土器、石器、玉 土器、石器、玉、藍胎漆器／花粉分析	青森県立郷土館 1984
17	1982 昭和57	青森県立郷土館 (第3次)	学術	発掘調査	沢根地区(D区) (木造館岡沢根75) 雷電宮地区 (木造館岡沢根83-29)	20㎡ 54㎡	縄文晩期前葉～ 中葉。主体は晩期 中葉 縄文後期前葉～ 晩期後葉。主体は 晩期前葉～中葉	土器・石器・円板状土製品・石製品・玉/ 溝状遺構(現代) 土器、土偶、石器、玉、線刻石、アスファ ルト塊、クルミ、藍胎漆器、漆器／土坑 墓・ピット(晩期)／リン酸カルシウム分 析、黒曜石水和層年代・産地分析、土坑 墓土壌中の藍胎漆器の朱分析、動物骨 分析	青森県立郷土館 1984

表2 亀ヶ岡石器時代遺跡の調査史②

年代	調査主体	調査原因	調査方法	地点	面積	時期	出土遺物・検出遺構・自然科学分析	文献
18 2008 平成20	つがる市教育委員会	史跡周辺部の試掘調査	発掘調査	沢根地区、亀山丘陵の西側(A～Fトレンチ)(木造館岡沢根83-12・83-13、沢根83-17、木造亀ヶ岡亀山30)	100㎡	縄文中期～晩期	土器、石器／フラスコ状土坑(後期)	つがる市教育委員会2010
				沢根地区、亀山丘陵の西側(木造館岡沢根83-14・83-20)	20㎡	縄文晩期中葉	土器／土坑墓(晩期中葉)、ピット(時期不明)、屋内炉?(近現代)	
19 2009 平成21	つがる市教育委員会	史跡周辺部の試掘調査	発掘調査	沢根地区、亀山丘陵の西北端部(木造館岡沢根83-49)	100㎡	縄文中期後葉～晩期中葉。主体は後期初頭	土器、石器／竪穴建物跡(晩期)、土坑・ピット(中～後期)、フラスコ状土坑(中期)、埋設土器(後期)、焼土遺構(中～後期)	つがる市教育委員会2010
20 2010 平成22	つがる市教育委員会	下水道整備に伴う試掘調査	発掘調査	亀山丘陵を東西に横断する市道亀ヶ岡館岡線に試掘トレンチを15か所(木造館岡沢根83-37ほか)	60㎡	縄文晩期～弥生中期	土器、石器／土坑(縄文晩期・平安)、ピット(縄文)	つがる市教育委員会2012c
21 2011 平成23	弘前大学北日本考古学研究センター	学術	ボーリング調査	低湿地でのボーリング調査19地点		縄文晩期	土器/ ¹⁴ C年代測定、植物珪酸体分析、花粉分析、種実類同定、木材樹種同定	上條編2014
22 2013 平成25	つがる市教育委員会	現状変更確認	発掘調査	亀山地区西部の宅地(木造館岡沢根83-52)	9㎡	縄文晩期前葉	土器、石器	つがる市教育委員会2019
				亀山地区東部の公有地(木造亀ヶ岡亀山49-1・49-2)	157㎡	縄文晩期～弥生前期。主体は晩期末葉～弥生前期	土器、石器、土偶、土版、玉／土坑(晩期)、溝跡(縄文晩期末葉～弥生前期)	
		史跡内容確認	発掘調査	亀ヶ岡地区西部の公有地(木造館岡沢根83-32)	22㎡	縄文晩期前葉～中葉	土器、石器、円板状土製品／竪穴状遺構・土坑墓(晩期前葉～中葉)	
			発掘調査	亀山地区南部の公有地化(木造館岡沢根83-35)	32㎡	縄文晩期(ごく少量)	土器	
23 2014 平成26	つがる市教育委員会	範囲内容確認	発掘調査	亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-17上)	35㎡	縄文後期初頭～前葉	土器・石器／土坑(後期)、フラスコ状土坑(後期)、ピット(後期)、溝跡(後期)	つがる市教育委員会2019
				亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-56)	17㎡		石器	
				亀ヶ岡地区から続く史跡南側隣接地(木造亀ヶ岡亀山57、館岡沢根83-2)	15㎡	縄文後期	土器・石器	
				沢根地区低湿地の南隣地(木造館岡沢根82)	17㎡		陶磁器	
				亀ヶ岡遺跡隣接地	130㎡		遺構・遺物なし	
24 2015 平成27	つがる市教育委員会	範囲内容確認	発掘調査	亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-12)	55㎡	縄文後期	土器・石器／土坑・ピット(後期)	つがる市教育委員会2019
				亀ヶ岡地区から続く台地西端部(木造館岡沢根83-5)	142㎡	縄文後期初頭～前葉	土器・石器／土坑・ピット(後期)	
				亀ヶ岡地区から続く台地西端部(木造館岡屏風山373-1)	13㎡		遺構・遺物なし	
				亀ヶ岡地区から続く台地西端部(木造館岡屏風山369-1)	14㎡	縄文後期?	土器	
				沢根地区低湿地の西隣地(木造亀ヶ岡亀山24-1・26-1)	29㎡	縄文後期初頭	土器・石器	
25 2016 平成28	つがる市教育委員会	範囲内容確認	発掘調査	亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-8)	188㎡	縄文前期末葉～中期初、中期中葉、晩期前葉～中葉	土器・石器／竪穴建物跡(中期中葉)、フラスコ状土坑・土坑(前期末葉～中期初頭)、土坑墓、焼土遺構(晩期前葉～中葉)/ ¹⁴ C年代測定	つがる市教育委員会2019
				亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-50)	4㎡		石器	
				亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-51)	23㎡	縄文晩期中葉	土器(晩期中葉)	
				亀ヶ岡地区から続く史跡西側隣接地(木造館岡沢根83-14・83-20)	58㎡	縄文?	ピット	
26 2017 平成29	つがる市教育委員会	史跡内容確認	発掘調査	亀山地区北部の公有地(木造館岡亀山36-1)	106㎡	縄文晩期前葉～中葉	土器・石器・玉／土坑墓・土坑・ピット・埋設土器・焼土遺構(晩期前葉～中葉)/ ¹⁴ C年代測定、赤色顔料成分分析	つがる市教育委員会2019
				亀山地区西部の公有地(木造館岡沢根83-9)	120㎡	縄文前期末～中期初・晩期	土器・石器／フラスコ状土坑(前期～中期)、土坑墓、焼土遺構(晩期)/ ¹⁴ C年代測定、赤色顔料成分分析	
		範囲内容確認		発掘調査	沢根地区、亀山丘陵の西北端部(木造館岡沢根83-49)	69㎡	縄文中期後葉～後期初頭。主体は後期初頭	

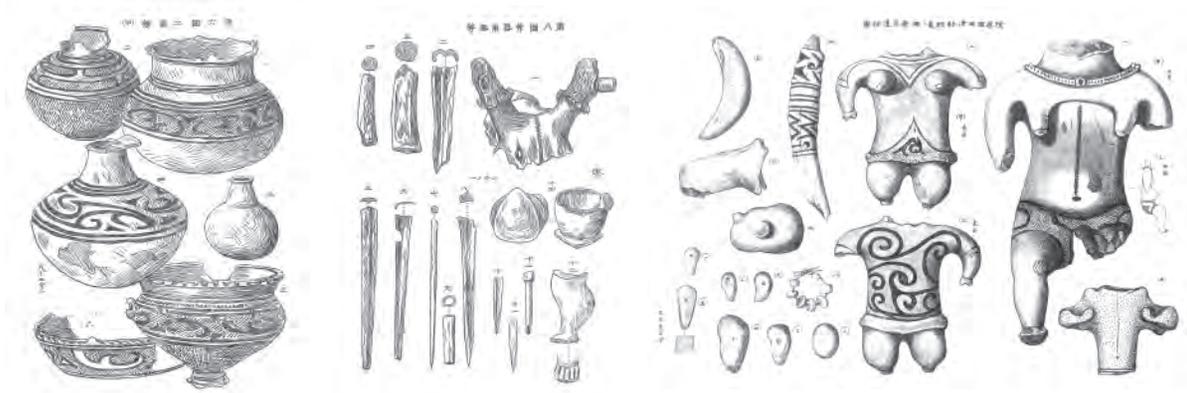


図 20 明治 29 年の佐藤傳蔵発掘調査出土遺物（佐藤 1896）

地点の土層や遺物出土層位について詳細な記録を残しており、あわせて低湿地から遺物が多数出土する特殊な状況やその成因について複数の仮説を立てて検証した。佐藤は、台地上の居住地を津波が襲い、地盤の一部とともに遺物が低地に押し流されたとする説を提示したが、これは遺跡形成論の先駆けと評価できる。その後も、大正・昭和期に東京帝国大学の中谷治宇二郎、旧制弘前高等学校の小岩井兼輝、立正大学の吉田格により沢根低湿地の調査が重ねて実施され、低湿地遺跡としての評価が確立されていく。なお、明治 20（1887）年には、現在重要文化財に指定されている大型遮光器土偶（東京国立博物館所蔵）が沢根低湿地から出土している。



写真 7 亀ヶ岡遺跡から出土した遮光器土偶（重要文化財所蔵 東京国立博物館 提供 TNM Image Archives）

戦後になり、昭和 25（1950）年には慶應義塾大学により発掘調査が沢根・近江野沢低湿地で実施され、土器・土製品・石器・石製品とともに骨角器や木器・藍胎漆器が出土したことで、縄文時代晩期の物質文化の全体像解明が進んだ。さらに慶應義塾大学の調査以降、青森県教育委員会、文部省科学研究費特定研究「古文化財」研究班、青森県立郷土館、弘前大学により低湿地とその周辺域を対象とした古環境調査が継続的に実施され、長期間に及ぶ遺跡周辺の環境変遷が明らかにされた。



写真 8 沢根地区の調査風景

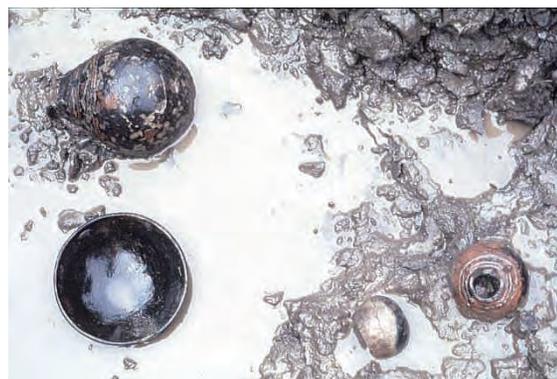


写真 9 沢根地区から出土した土器
（写真 8・9 提供 青森県立郷土館）

明治期以降、南北低湿地の発掘調査が繰り返し実施され、漆塗り土器や遮光器土偶など亀ヶ岡遺跡を代表する遺物のほとんどがこの地点から出土したことから、同遺跡は東北地方縄文時代晩期の亀ヶ岡文化を代表する遺跡として位置づけられ、その出土資料は土器編年研究や地域性に関する研究において基準資料としての役割を果たしてきた。

低湿地における出土遺物の内容解明や遺物包含層の形成要因に関する議論が進んだ一方、南北低湿地に挟まれた亀山丘陵における遺物包含層や遺構の内容については長らく不明なままであったが、昭和57（1982）年の青森県立郷土館による丘陵南縁部の発掘調査の結果、縄文時代晩期の土坑墓群が多数検出され、土坑墓の構造や副葬品の内容が明らかにされた。

その後、昭和19年史跡指定地の西側隣接地において宅地化や農地化が進行し、さらに史跡地内を通過する市道部分への水道管敷設計画等が生じたことから、つがる市教育委員会では各種開発に適切に対応するための情報収集を目的として、平成20～22・26～29年度に周知の埋蔵文化財包蔵地内外で範囲内容確認調査を実施した。調査の結果、縄文時代前期末葉～中期初頭のフラスコ状土坑群、中期中葉の竪穴建物跡、後期初頭～前葉のフラスコ状土坑と土坑・ピット群、晩期前葉～中葉の竪穴建物跡や土坑墓群とともに中期中葉・後期初頭～前葉の遺物包含層の広がりが確認された。特に、丘陵の北西端部で晩期の竪穴建物跡が1軒検出されたことにより、同時期の居住域は依然不明瞭ながら、その可能性を窺うことができた。

昭和19年史跡指定地内でも平成25年度に井戸掘削に伴う現状変更判断のための試掘調査が実施されたほか、平成25・29年度には昭和19年史跡指定地南側と北側の未調査地区において、内容確認調査が実施された。この調査の結果、前期～中期のフラスコ状土坑群と竪穴建物跡、晩期の竪穴状遺構、土坑墓群、埋設土器、遺物包含層が確認されている。



写真10 亀ヶ岡遺跡から出土した藍胎漆器



写真11 縄文時代晩期の竪穴建物跡

③ 縄文時代前期から弥生時代前期にかけての集落変遷

これまでの調査を総合した結果、亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期を主要な年代としながらも、縄文時代前期～弥生時代前期にかけての長期間に及ぶ複合遺跡であることが判明した。

前期末葉～中期初頭にかけては多数のフラスコ状土坑群、中期中葉頃には竪穴建物跡が丘陵北部で検出された。

後期初頭～前葉にはフラスコ状土坑と土坑・ピット群が丘陵西側の広範囲で検出され、そ

の周辺斜面地では同時期の遺物包含層が形成された。

晩期に入ると、南北低湿地と亀山丘陵の広範囲で遺構・遺物包含層が確認された。特に丘陵の北縁部と南縁部には多数の土坑墓群が検出されたことから、この時期に広範囲の墓域が形成されたと考えられる。土坑墓から出土した遺物の年代や炭化物の放射性炭素年代測定から、土坑墓群は主に晩期前葉から中葉にかけて形成されることが分かった。この時期には丘陵に面した南北の低湿地に遺物包含層が広範囲に広がることから、死者の埋葬による墓域の形成・拡大や埋葬に伴う祭祀行為が、低湿地の捨て場の形成に関与したと推定される。墓域と捨て場が広範囲に形成されるのに対し、同時期の居住域は不明瞭であり、これまでのところ丘陵北西端部で竪穴建物跡が1軒検出されるのみである。晩期後葉に入ると墓域が廃絶され、低湿地の遺物包含層も縮小する。

縄文時代晩期末葉～弥生時代前期になると丘陵南縁部で溝跡が検出され、その内外に同時期の遺物包含層が形成される。

④ 縄文時代晩期に形成された墓域

亀ヶ岡石器時代遺跡でこれまでに検出された縄文時代晩期の土坑墓は計 110 基である。この土坑墓群は丘陵の北縁・南縁部に広がり大きく 3 群に分かれるが、各地点とも土坑墓どうしの重複が認められる。平面形状は楕円形・長楕円形であり、そのいくつかには上部のロームマウンドと底部の壁溝が検出された。土坑墓からは、副葬品と考えられる玉類、壺形土器、土偶、石鏃、石匙、籃胎漆器が出土しているが、副葬品を伴う土坑墓の割合は 20% 程度と低い。また、土坑墓底面からは赤色顔料も検出され、X線回折分析の結果、ベンガラや水銀朱が散布されたと推定される。1 基の土坑墓から出土する緑色凝灰岩製の玉類は最多で 120 点を数えるが、こうした多数の出土は希少な例といえる。この多数の玉類は、埋葬儀礼の際に被葬者に散布されたと考えられる。



写真 12 縄文時代晩期の土坑墓群



写真 13 土坑墓上部のロームマウンド

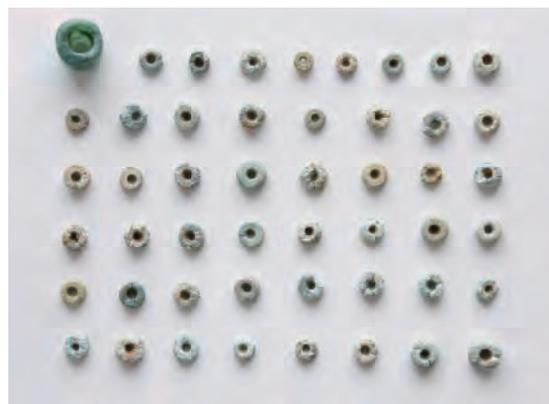


写真 14 土坑墓から出土した玉類

⑤ 縄文時代晩期の遺物の特徴

「② 調査研究の歴史」でも触れたように、亀ヶ岡石器時代遺跡は土器・土偶の出土地として江戸時代より著名であり、これまでに漆塗り土器、遮光器土偶、石器、玉類等の石製品、骨角器、籃胎漆器、木製品といった縄文時代晩期の各種遺物が出土している。重要文化財に指定されている遮光器土偶など亀ヶ岡石器時代遺跡を代表する遺物のほとんどは、沢根・近江野沢の南北低湿地から出土しているが、こうした遺物は保存状態も良く、亀ヶ岡文化の基準資料として重要な位置を占めている。

遺跡内で製作された玉類の原材料となる緑色凝灰岩の小原石や、出来島産黒曜石の原石・剥片類が多量に出土することから、生活資源の日常的な入手範囲が、遺跡から4 kmほど離れた津軽半島西海岸付近まで広がっていたと考えられる。また、遺跡内からは北海道系と考えられる晩期前葉頃の刺突文土器や爪形文土器、晩期中葉頃の聖山式土器が出土することから、日常的な生活圏を越えた北海道南部地域との交流も窺われる。

⑥ 縄文時代晩期の生業

動物遺存体の分析から、シカ・イノシシなどの陸獣、アホウドリ・ガン類などの大型水鳥類が主な狩猟対象であり、遺跡付近の淡水～汽水域での動物資源の入手は低調であったことが判明した。その一方で、アシカ類・オットセイといった海獣骨や開窩式離頭銚^{かいかしきりとうもり}、逆刺のついた銚が出土していることから、津軽半島西海岸での海獣狩猟も推定される。

⑦ 縄文時代晩期の植生

低湿地における花粉分析の結果、縄文時代晩期に入ると台地斜面下部を中心にトチノキが増加し、クリと混生していたことが判明した。このことから、晩期に植生の改変や有用植物の管理が進んだ可能性が考えられる。亀ヶ岡石器時代遺跡では、晩期中葉から後葉にかけて漆塗り土器や籃胎漆器が盛んに製作されるようになるが、漆漉し布等の出土から、土器や籃胎漆器に塗布された漆についても、遺跡周辺で採取された可能性が考えられる。

⑧ 縄文時代晩期の亀ヶ岡石器時代遺跡の評価

亀ヶ岡石器時代遺跡は津軽地域に数少ない、縄文時代前期から弥生時代前期にかけての長期間に及ぶ拠点的な遺跡と位置づけることができる。さらには、北海道南部から北東北における他遺跡との比較から、土坑墓の形状や構造、長軸方向、副葬品の内容、墓域と居住域あるいは捨て場との位置関係、埋設土器との量的関係といった多くの点で、亀ヶ岡文化圏における墓域を主体とした遺跡の特徴をよく示した遺跡であると考えられる。これまでに検出された計110基という土坑墓数からも、亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期の亀ヶ岡文化圏における共同墓地的性格を有する遺跡の代表例であり、当時の葬墓制や社会のあり方を考察する上で欠かすことのできない貴重な遺跡である。

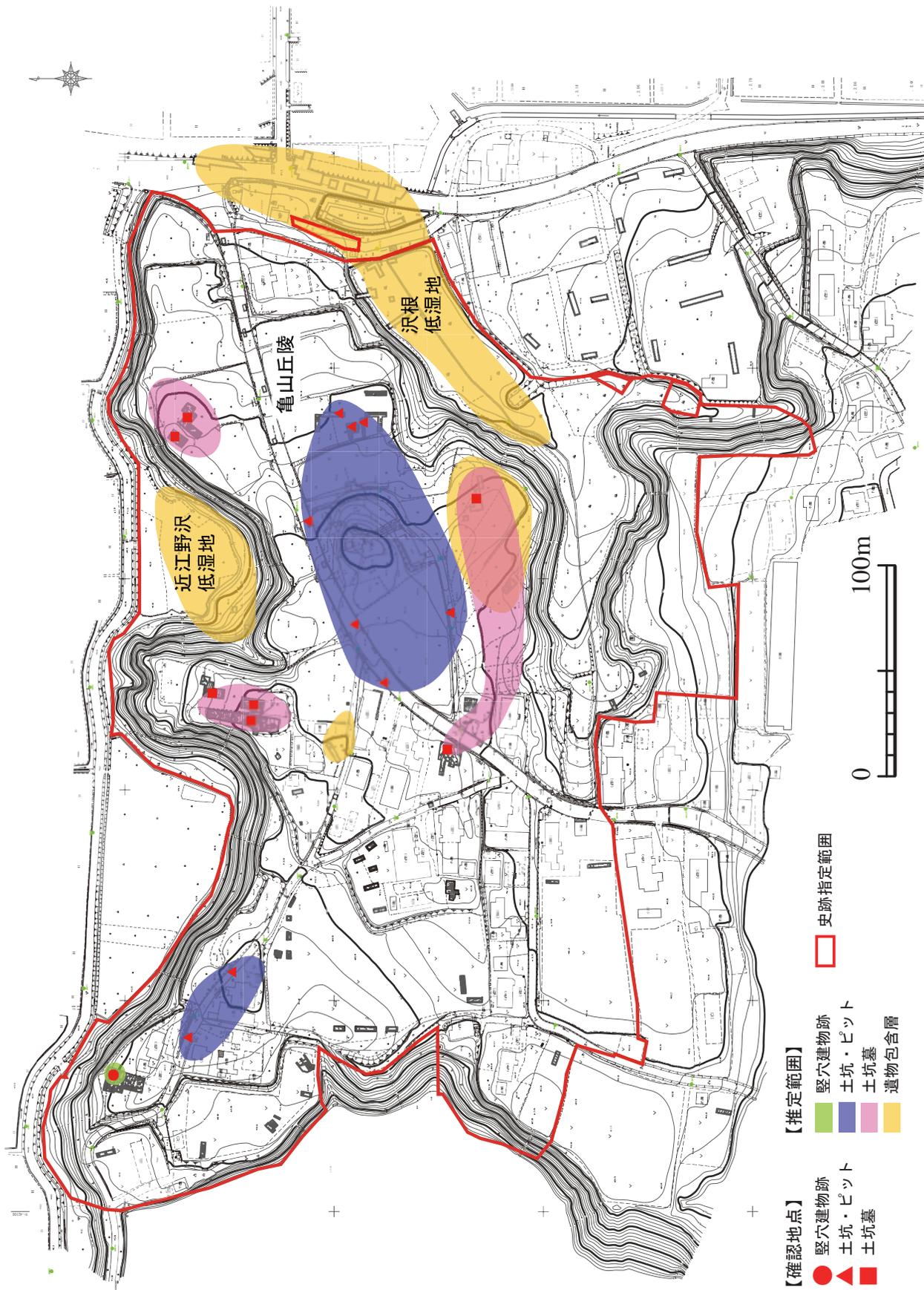


図 22 亀ヶ岡石器時代遺跡遺構分布図（縄文時代晩期）

(2) 田小屋野貝塚の調査成果

① 遺跡の立地

田小屋野貝塚は、亀ヶ岡石器時代遺跡と同じく、屏風山砂丘地の東縁部に位置する。西から東に向かって突き出した標高10～15mの丘陵平坦面から緩斜面上に立地する。遺跡の範囲は東西1.4km、南北0.4kmほどで、その南東部が史跡に指定されている。低地を挟んだ南側には亀ヶ岡石器時代遺跡が所在する。なお、縄文時代早期～前期頃には、地球環境の温暖化に起因して海が陸域に広がり、遺跡の載る台地東側の平野部には「古十三湖」が広がっていた。



写真15 田小屋野貝塚全景（南東から）

② 調査研究の歴史

明治29（1896）年の亀ヶ岡遺跡調査時に、東京帝国大学の佐藤傳蔵による調査が実施され、黒色土層下のローム層中から多量の土器片が出土したことが報告された。なお、土器片等を含むローム層と報告された層については、山内清男により遺物包含層の間層である可能性が指摘され、後の「盛土遺構」の理解へつながっていく。大正14（1925）年に

表3 田小屋野貝塚の調査史

年代	調査主体	調査原因	調査方法	地点	面積	時期	出土遺物・検出遺構・自然科学分析	文献
1896 明治29	佐藤傳蔵	学術	発掘調査	不明	不明	縄文前期～中期	黒色土からではなくローム層中より円筒土器が多量に出土	佐藤1896d
1925 大正14	山内清男	学術	踏査	不明	—	縄文前期～中期	円筒土器採集	山内1929
1928 昭和3	中谷治宇二郎	学術	発掘調査	木造館岡田小屋野23付近	不明	縄文前期～中期	円筒土器出土	中谷1929
1990 平成2	青森県立郷土館(第1次)	学術	発掘調査	木造館岡田小屋野15	20㎡	縄文前期中葉	ヤマトシジミの貝層を伴う縄文前期中頃の竪穴建物跡1軒、円筒土器、石器、骨角器、ベンケイガイ製の貝輪、鳥骨・クジラの骨など出土	青森県立郷土館1995
1991 平成3	青森県立郷土館(第2次)	学術	発掘調査	木造館岡田小屋野15	20㎡	縄文前期中葉		青森県立郷土館1995
2008 平成20	つがる市教育委員会	範囲内容確認	開発対応試掘	木造館岡田小屋野59-32	100㎡	縄文前期～中期・後～晩期	円筒土器・石器/竪穴建物跡・フラスコ状土坑・土坑・ピット・埋設土器・盛土遺構(縄文中期)	つがる市教育委員会2010
2009 平成21	つがる市教育委員会	範囲内容確認	開発対応試掘	木造館岡田小屋野25-1・48-22	130㎡	縄文前期～中期・後～晩期、平安	円筒土器・石器・土師器/竪穴建物跡・土坑・ピット(縄文前期)、竪穴建物跡・土坑・ピット(縄文中期)、溝跡(平安)	つがる市教育委員会2010
2011 平成23	つがる市教育委員会	範囲内容確認	開発対応試掘	木造館岡田小屋野5-7ほか	110㎡	縄文前期～中期、平安	円筒土器・石器・土師器・須恵器/竪穴建物跡・土坑・ピット(縄文前～中期)、竪穴建物跡・土坑・ピット(平安)	つがる市教育委員会2012c
2012 平成24	つがる市教育委員会	内容確認	発掘調査	木造館岡田小屋野5-13・5-1ほか	250㎡	縄文前期～中期、平安	円筒土器・石器・人骨・動植物遺存体/竪穴建物跡・土坑墓・埋設土器・貝層(縄文前期)、盛土遺構(縄文前期～中期)、溝跡(平安)/出土人骨の形質人類学的分析、 ¹⁴ C年代測定、動物遺存体・炭化材種実同定、炭素窒素同位体分析(人骨)	つがる市教育委員会2016
2013 平成25	つがる市教育委員会	内容確認	発掘調査	木造館岡田小屋野5-10ほか	266㎡	縄文前期～中期、平安	円筒土器・石器/フラスコ状土坑・土坑・ピット(縄文前期)、土坑・ピット(縄文中期)、竪穴建物跡・土坑(平安)	つがる市教育委員会2016
2014 平成26	つがる市教育委員会	内容確認	発掘調査	木造館岡田小屋野3ほか	155㎡	縄文前期、平安	円筒土器・石器・土師器/竪穴建物跡、土坑・ピット(縄文前期)、溝跡(平安)	つがる市教育委員会2016
2015 平成27	つがる市教育委員会	範囲内容確認	開発対応試掘	木造館岡田小屋野35	12㎡	縄文前期、平安	土坑・ピット(縄文前期)、溝跡(平安)	つがる市教育委員会2016

は山内清男による踏査、昭和3（1928）年には中谷治宇二郎による発掘調査が行われ、円筒土器が出土する遺跡として理解が進んだ。昭和19年の史跡指定理由に「臺地ニ蜆貝ヲ主トセル貝塚アリ（中略）地方著名ノ遺蹟ナリ」とあることから、戦前には円筒土器の出土とともに貝層が広がることも認識されていたと考えられる。

戦後、畑地化や土取り等による遺跡破壊の進行が懸念されたことを受けて、平成2・3年には、青森県立郷土館により昭和19年史跡指定範囲の西側隣接地で発掘調査が実施された。この調査では、縄文時代前期中葉頃の深郷田式～円筒下層a式期の竪穴建物跡が1軒検出された。建物跡の堆積土上部は、ヤマトシジミを主体とする混土貝層であり、貝層中からは土器・石器・骨角器・貝製品・動物遺存体等の豊富な遺物が出土した。



写真16 青森県立郷土館による竪穴建物跡調査

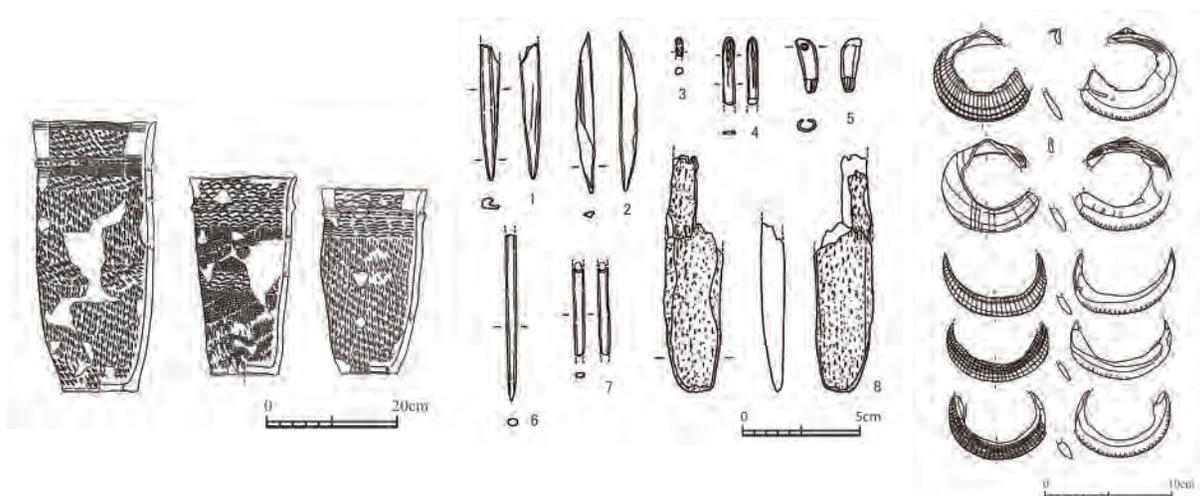


図23 出土遺物（円筒土器・骨角器・ベンケイガイ製貝輪）

青森県立郷土館の調査成果から、昭和19年指定の史跡地周辺における遺構・遺物の良好な遺存状況が推定されていたが、史跡内の包蔵状態は不明なままであった。このような状況下で、史跡を含む周知の埋蔵文化財包蔵地は宅地化や農地化、上水道敷設計画が進行し、さらには遺跡周辺部で土砂採取が実施されていたことから、つがる市教育委員会では、昭和19年指定の史跡地周辺の埋蔵文化財包蔵地において平成20・21・23年度に試掘調査を実施し、遺跡の包蔵状態の把握に努めた。この結果、史跡北側隣接地や西側隣接地でも縄文時代前期から中期にかけての遺構群が確認された。

あわせて貝層・遺構分布状況の確認を目的とした調査を平成24～26年度にかけて実施し、昭和19年の史跡指定地内外において貝塚が点在することも判明した。さらに、史跡内



写真 17 竪穴建物跡内のヤマトシジミの貝層

の竪穴建物跡の堆積土中に前期中葉頃と中期初頭頃の上下2枚の貝層が確認されたことから、貝層が円筒土器文化期に断続的に形成されたことも明らかになった。

史跡内とその周辺には広範囲に遺構・遺物が分布し、保存状態も良好であることが確認された。検出遺構は、竪穴建物跡・土坑墓・フラスコ状土坑・貝層などである。



写真 18 縄文時代前期のフラスコ状土坑



写真 19 縄文時代前期の竪穴建物跡

③ 縄文時代前期から中期にかけての集落変遷

これまでの発掘調査の結果から、田小屋野貝塚の存続期間は縄文時代前期中葉から中期末葉に及び、集落の広がりや内容には変化が認められる。

史跡南東部では縄文時代前期中葉から末葉にかけての土坑墓や多数の竪穴建物跡などが検出され、主に居住域が広がっていたと考えられる。その後、前期末葉から中期中葉に居住域が北側へと移動している。中期後葉から末葉になると、史跡西側に土坑・フラスコ状土坑・ピットを主体とする遺構群が広がり、竪穴建物跡も少数伴うことから、この時期には集落の中心が西方に移動し、その後終焉を迎えたと考えられる。

最も遺構数の増加する縄文時代前期中葉から末葉の時期には、居住域のほかにも墓域・貯蔵域・貝層が広がり、集落内に各種施設が配置された状況が認められる。

④ 土坑墓から出土した埋葬人骨

史跡東側に広がる居住域内では土坑墓が3基まわって検出されたが、そのうち1基は縄文時代前期中葉頃の竪穴建物跡と重複し、前期中葉に堆積した貝層下から屈葬状態の埋葬人骨1体分が検出された。津軽半島域でこの時期の埋葬人骨が確認されることは稀であり、貴重な調



写真 20 土坑墓から出土した埋葬人骨

査事例である。死亡年齢が壮年期後半から熟年期と推定される成人女性の人骨であり、骨盤の特徴から妊娠・出産を経た可能性がある。

⑤ 縄文時代前期の遺物の特徴

青森県立郷土館の調査した竪穴建物跡内の貝層中から、土器・石器・骨角器・貝製品・動物遺存体が出土した。出土土器は縄文時代前期中葉の円筒下層 b₁式が主体である。

骨角器は、刺突具・釣針・骨針・装身具・骨匕・鯨骨製の骨べら・イルカの牙製垂飾品等 14 点が出土した。

ベンケイガイ製貝輪は約 60 点出土している。いずれも研磨されておらず、全て加工途中で破損した未製品と考えられることから、田小屋野貝塚は貝輪の製作遺跡であったことが推定される。このベンケイガイ製貝輪は、ベンケイガイが生息しないとされる北海道でも出土すること、さらには本貝塚から北海道産の黒曜石が出土していることから、北海道との交流・交易の可能性も指摘されている。

⑥ 縄文時代前期の生業

青森県立郷土館の調査で検出された竪穴建物跡内の貝層はヤマトシジミを主体とし、次いでイシガイが多い。この貝層中からは各種の動物遺存体が出土している。魚類ではコイ科・サバ属、鳥類ではカモ類・アホウドリ類・オオハクチョウ、哺乳類ではトド・アシカ・イルカ類・クジラ類などの海獣類が多い。つがる市教育委員会の貝層調査でも、ノウサギ・キツネなどの小型獣やクジラなどの海獣が出土する一方で、シカ・イノシシなどの大型獣が欠落することが確認されている。

出土人骨の炭素窒素安定同位体比測定による食性分析結果からも、堅果類の採取や淡水～汽水域での狩猟・漁労が推定されている。

⑦ 縄文時代前期の植生

植物遺存体では、炭化したオニグルミ内果皮とクリ子葉の破片、炭化材のクリとコナラ節、サクラ属などがわずかに出土したことから、集落の周辺にこれらの植物が生育していた可能性がある。

⑧ 縄文時代前期の田小屋野貝塚の評価

一連の調査成果から、田小屋野貝塚は日本海側で数少ない貝塚であり、「古十三湖」に面した円筒土器文化期の集落における施設配置、生業活動、骨角器・貝輪等の道具の製作活動を具体的に把握できた。縄文時代前期から中期にかけての具体的な暮らしぶりや集落変遷が明らかになったことから、田小屋野貝塚は貝塚を伴う集落遺跡として日本海側では希少であるのみならず、当該期の北東北の縄文文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な遺跡である。

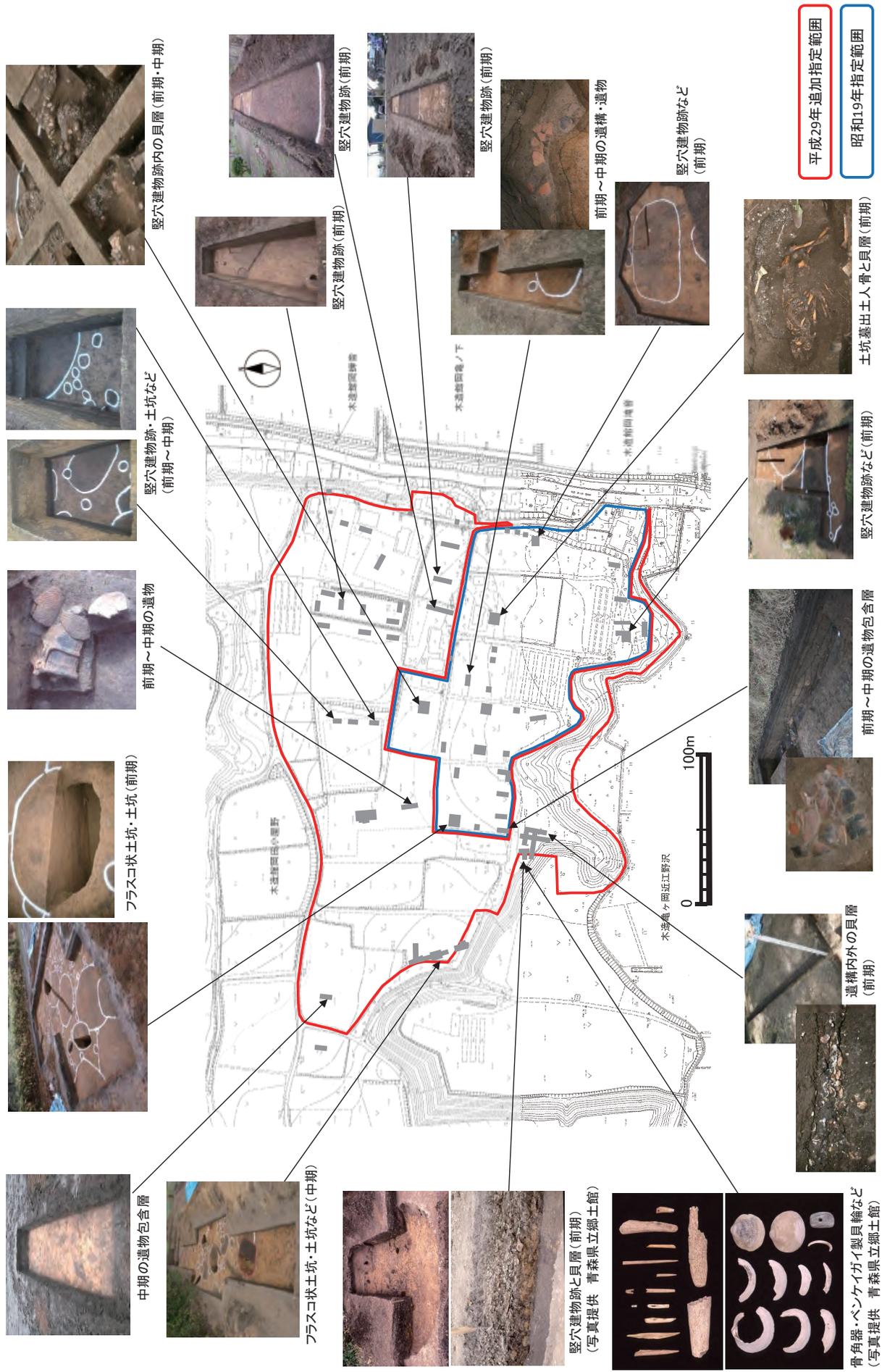


図 24 田小屋野貝塚調査成果概要図

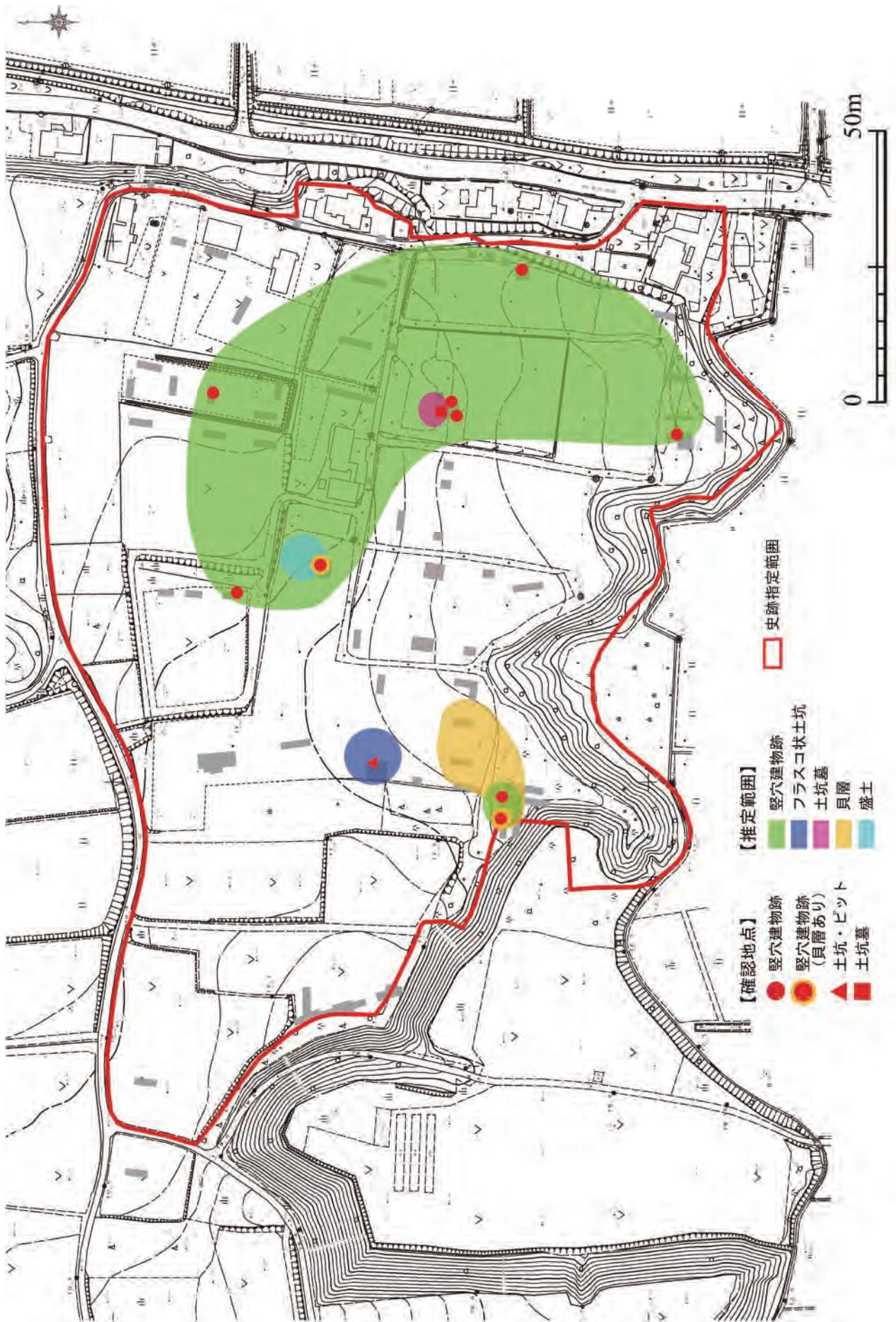


図25 田小屋野貝塚遺構分布図（縄文時代前期）

第5節 指定地の状況

(1) 土地の所有関係

つがる市では平成24年度から史跡地の公有化を順次進めており、令和3年3月現在、亀ヶ岡石器時代遺跡では、青森県・つがる市・館岡財産区を含めた公有地43%、民有地57%、田小屋野貝塚では公有地68%、民有地32%となっている。亀ヶ岡石器時代遺跡の公有地は、わずかの県有地と館岡財産区の土地を除けば、ほとんどが市有地である。田小屋野貝塚の公有地は全て市有地である。民有地の地目は、亀ヶ岡石器時代遺跡で畑、山林、宅地、田小屋野貝塚で畑が高い割合を占める。

表4 亀ヶ岡石器時代遺跡土地利用状況（令和3年3月現在）

所有区分	所有者	地目	面積(m ²)	割合(%)	合計面積(m ²)	割合(%)
公有地	青森県	原野	172.00	0.17	43,459.67	42.98
		宅地	13,004.43	12.86		
	つがる市	田	1,530.00	1.51		
		畑	4,279.00	4.23		
		山林	12,156.00	12.02		
		原野	1,943.00	1.92		
		雑種地	2,658.00	2.63		
		道路	5,344.77	5.29		
		ため池	931.00	0.92		
		水路	413.47	0.41		
館岡財産区	雑種地	1,028.00	1.02			
民有地	農事組合法人	畑	4,531.00	4.48	57,655.62	57.02
	個人	宅地	13,953.41	13.80		
		田	2,195.00	2.17		
		畑	22,796.00	22.54		
		山林	13,982.00	13.83		
		原野	189.00	0.19		
		雑種地	9.21	0.01		
合計面積			101,115.29	100.00	101,115.29	100.00

表5 田小屋野貝塚土地利用状況（令和3年3月現在）

所有区分	所有者	地目	面積(m ²)	割合(%)	合計面積(m ²)	割合(%)
公有地	つがる市	宅地	918.10	1.46	42,601.74	67.63
		畑	39,614.00	62.89		
		山林	651.00	1.03		
		原野	87.00	0.14		
		道路	1,331.64	2.11		
民有地	個人	宅地	3,833.88	6.09	20,391.88	32.37
		畑	11,408.00	18.11		
		山林	2,610.00	4.14		
		原野	2,065.00	3.28		
		雑種地	475.00	0.75		
合計面積			62,993.62	100.00	62,993.62	100.00

(2) 公有化の経緯

平成17年のつがる市誕生時、亀ヶ岡石器時代遺跡の93%、田小屋野貝塚の100%が民有地であった。つがる市では平成21年に保存管理計画を策定し、平成24年度から亀ヶ岡石器時代遺跡、平成25年度からは田小屋野貝塚の公有化を順次進めることで昭和19年の旧指定地について保護の万全を図ってきている。旧指定範囲では両史跡とも9割を超える高い公有化率を達成しているが、追加指定を経て現在の公有化率となっている。なお、田小屋野貝塚については、令和元年度より追加指定地も含めた公有化事業を進めている。

表6 亀ヶ岡石器時代遺跡史跡指定地一覧①

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造館岡 沢根 75番	501.00	原野	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 沢根 76番	1001.00	原野	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 沢根 83番9	2473.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 沢根 83番11	1176.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番26	957.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番27	29.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番28	34.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番29	1408.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番30	950.00	山林	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番31	1220.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番32	1180.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番33	1027.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番34	90.58	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番35	262.42	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番36	1853.67	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ五
木造館岡 沢根 83番38	218.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ九
木造館岡 沢根 83番41	302.84	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番45	85.84	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番46	119.79	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番47	278.39	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番52	1265.87	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ九
木造館岡 沢根 83番53	740.42	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番54	323.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番55	580.58	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造亀ヶ岡 近江野沢 24番	142.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番1	259.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番2	137.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番3	157.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番4	279.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 26番	82.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 27番1	56.00	山林	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 27番2	103.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 28番	459.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番1	208.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番2	193.00	田	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番3	145.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二九番ノ二
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番4	12.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二九番ノ二
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番5	37.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢三五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 30番1	481.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 30番2	93.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 30番3	330.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 32番1	281.82	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢脱落地
木造亀ヶ岡 亀山 32番2	441.00	原野	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢脱落地
木造亀ヶ岡 亀山 33番	1013.92	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 34番	679.77	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 35番1	381.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三五番
木造亀ヶ岡 亀山 35番2	251.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三五番
木造亀ヶ岡 亀山 36番1	428.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三六番
木造亀ヶ岡 亀山 36番2	157.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三六番
木造亀ヶ岡 亀山 36番3	1022.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三六番
木造亀ヶ岡 亀山 37番1	1182.11	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三七番
木造亀ヶ岡 亀山 37番2	437.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三七番
木造亀ヶ岡 亀山 38番1	954.34	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三八番
木造亀ヶ岡 亀山 38番5	250.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三八番
木造亀ヶ岡 亀山 39番1	829.69	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三九番
木造亀ヶ岡 亀山 39番5	302.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三九番
木造亀ヶ岡 亀山 40番2	142.00	原野	青森県	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四〇番
木造亀ヶ岡 亀山 40番5	30.00	原野	青森県	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四〇番
木造亀ヶ岡 亀山 42番1	465.19	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四二番
木造亀ヶ岡 亀山 42番2	287.00	畑	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四二番
木造亀ヶ岡 亀山 43番1	563.00	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四三番
木造亀ヶ岡 亀山 44番1	216.79	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四四番
木造亀ヶ岡 亀山 44番2	131.00	畑	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四四番
木造亀ヶ岡 亀山 45番	91.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	

表6 亀ヶ岡石器時代遺跡史跡指定地一覽②

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造亀ヶ岡 亀山 46番	93.00	畑	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 47番1	578.07	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 47番2	443.00	畑	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 47番3	935.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四七番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 48番1	59.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 48番2	89.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 48番3	71.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根七六番
木造亀ヶ岡 亀山 49番1	680.31	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四九番
木造亀ヶ岡 亀山 49番2	693.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四九番
木造亀ヶ岡 亀山 50番2	441.84	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 50番3	32.00	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 50番4	48.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 50番5	317.03	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 50番6	204.51	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 50番7	65.35	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 92番	324.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 93番	1734.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 94番	39.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 95番	253.85	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山五〇番
木造館岡 沢根 67番	226.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 68番	205.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 69番	211.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 70番	88.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 71番	191.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 72番1	195.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 72番2	185.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 73番	123.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 74番	241.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 77番	931.00	ため池	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番1	146.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番2	124.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番3	93.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番4	189.00	原野	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番5	171.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番8	44.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 81番	328.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 82番	471.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番1	1,946.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番2	581.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番5	4,783.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番6	1,816.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番7	3,503.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番8	1,344.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番10	792.36	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番12	1,569.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番13	1,402.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番14	683.80	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番15	572.56	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番16	758.52	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番17	4,531.00	畑	農事組合法人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番18	650.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番19	1,067.19	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番20	419.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番22	117.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番23	44.17	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番24	31.81	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番25	66.38	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番37	951.00	雑種地	館岡財産区	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番39	343.00	雑種地	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番40	248.64	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番42	732.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番43	414.63	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番44	342.25	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番48	878.52	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番49	934.15	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番50	232.00	畑	個人	令和2年3月10日	

表6 亀ヶ岡石器時代遺跡史跡指定地一覧③

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造館岡 沢根 83番51	605.56	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番56	1,102.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番57	229.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番58	29.38	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 24番1	671.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 24番2	193.03	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 25番	872.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 26番1	1,575.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 26番2	131.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 27番	703.00	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 27番2	61.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番1	679.86	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番2	293.78	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番3	442.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番4	4.00	雑種地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番5	468.67	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番6	73.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番7	47.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番8	5.21	雑種地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番9	63.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番10	81.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番11	19.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 30番	420.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 51番	480.23	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 52番	358.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 53番1	623.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 53番2	932.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 54番	113.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 55番	113.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 57番	542.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 59番1	2,307.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 59番2	1,437.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 59番4	1,607.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 97番	71.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 98番	104.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 99番	270.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 370番2	255.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 370番4	79.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 371番1	137.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 373番1	693.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 373番2	11.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 374番1	49.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 374番2	5.42	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 375番	59.32	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 376番	58.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 378番1	944.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 378番2	1,026.32	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 385番2	129.51	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 385番3	77.00	雑種地	館岡財産区	令和2年3月10日	
上の地域に介在する道路敷	610.55	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡亀山24番2と同58番1に北接する道路敷に挟まれ同39番1と同42番1に挟まれるまでの道路敷	2,616.87	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡亀山53番2と同58番1に挟まれ木造館岡沢根74番と同75番に南接する水路敷に挟まれるまでの道路敷	654.01	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡沢根83番7と同83番43に挟まれ同83番10と同83番52に挟まれるまでの道路敷	763.41	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡沢根68番に北接し同78番2と同83番1に挟まれるまでの水路敷	413.47	水路	つがる市	令和2年3月10日	

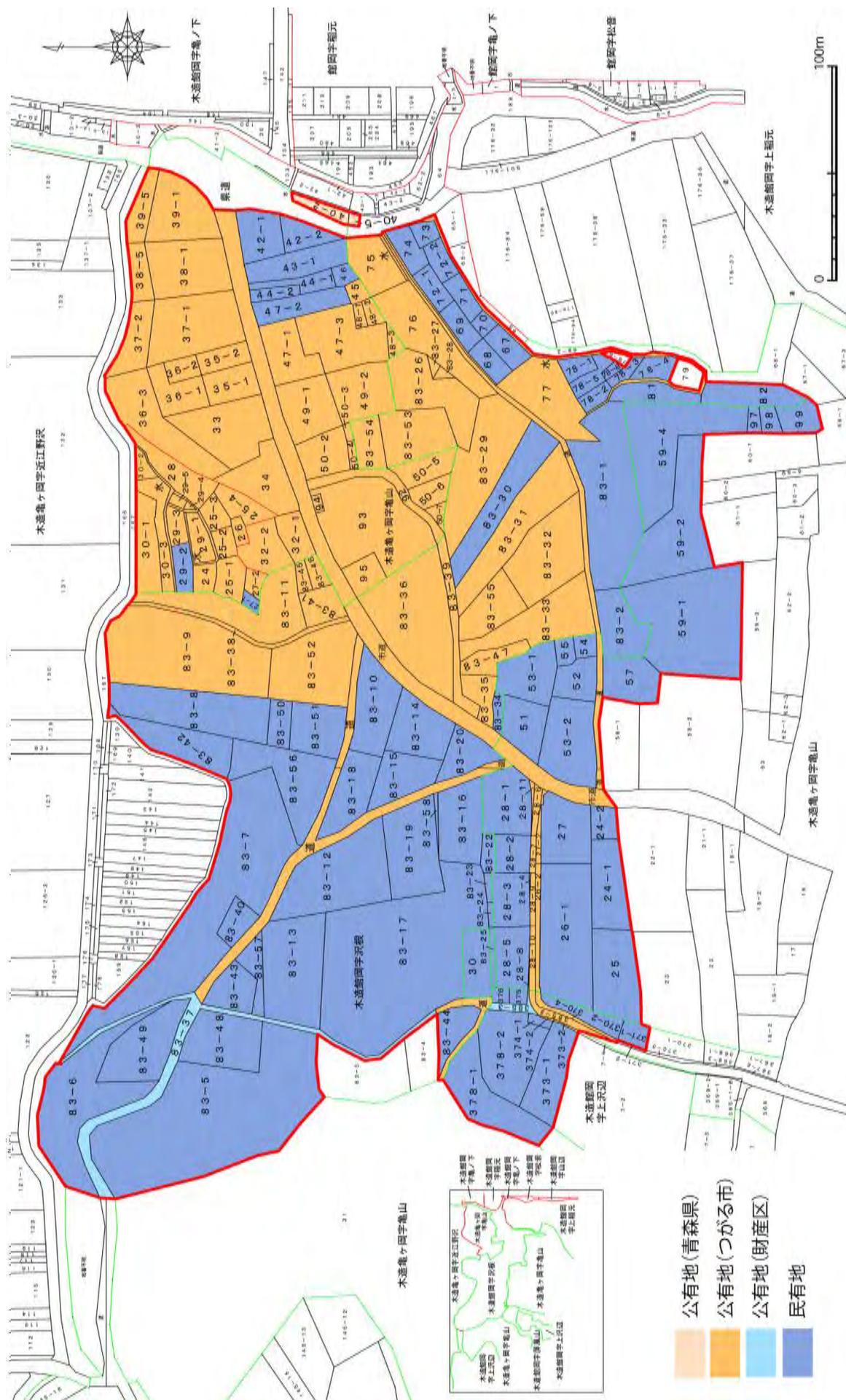


図 26 亀ヶ岡石器時代遺跡土地所有区分図（令和3年3月現在）

表7 田小屋野貝塚史跡指定地一覧

地番	面積(m ²)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造館岡 田小屋野 1番	211.75	宅地	個人	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 3番	496.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 4番1	1,520.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 4番2	667.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番1	1,679.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ十
木造館岡 田小屋野 5番4	764.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番5	824.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番6	249.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番7	831.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番8	549.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番9	863.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番10	2,855.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番11	192.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番12	1,237.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番13	2,204.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ五
木造館岡 田小屋野 5番14	538.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ五
木造館岡 田小屋野 5番18	481.70	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ五
木造館岡 田小屋野 7番1	1,831.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 7番2	439.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野七番ノ一
木造館岡 田小屋野 7番3	85.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野七番ノ一
木造館岡 田小屋野 25番2	290.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 65番1	740.39	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野三六番
木造館岡 田小屋野 65番2	530.00	畑	個人	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野三六番
木造館岡 田小屋野 5番2	1,049.24	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番3	1,319.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番15	107.00	雑種地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番16	197.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番17	368.00	雑種地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 11番	651.00	山林	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 15番	1,521.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 20番	1,708.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 21番	1,834.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 22番	1,516.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 23番	1,567.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 24番	1,998.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 25番1	1,762.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 25番3	193.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 27番2	364.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 28番2	631.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 30番	1,364.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 31番	931.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 32番	986.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 33番	1,643.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 34番	1,499.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 35番	1,180.53	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番1	909.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番2	482.82	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番3	628.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番4	169.15	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 42番	1,171.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 48番22	3,045.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番3	912.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番20	601.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番21	163.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番22	577.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番23	546.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番25	605.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番26	512.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番31	1,024.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番32	545.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番2	790.00	山林	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番3	1,371.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番4	87.00	原野	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番5	1,226.00	山林	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番6	594.00	山林	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番7	367.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番8	90.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番9	237.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 66番2	436.40	宅地	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 66番14	108.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡田小屋野5番4と同66番16に挟まれ同35番と同66番2に挟まれるまでの道路敷	354.87	道路	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡田小屋野15番と同23番に挟まれ同65番1と木造亀ヶ岡近江野沢50番2に北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷	976.77	道路	つがる市	平成29年10月13日	

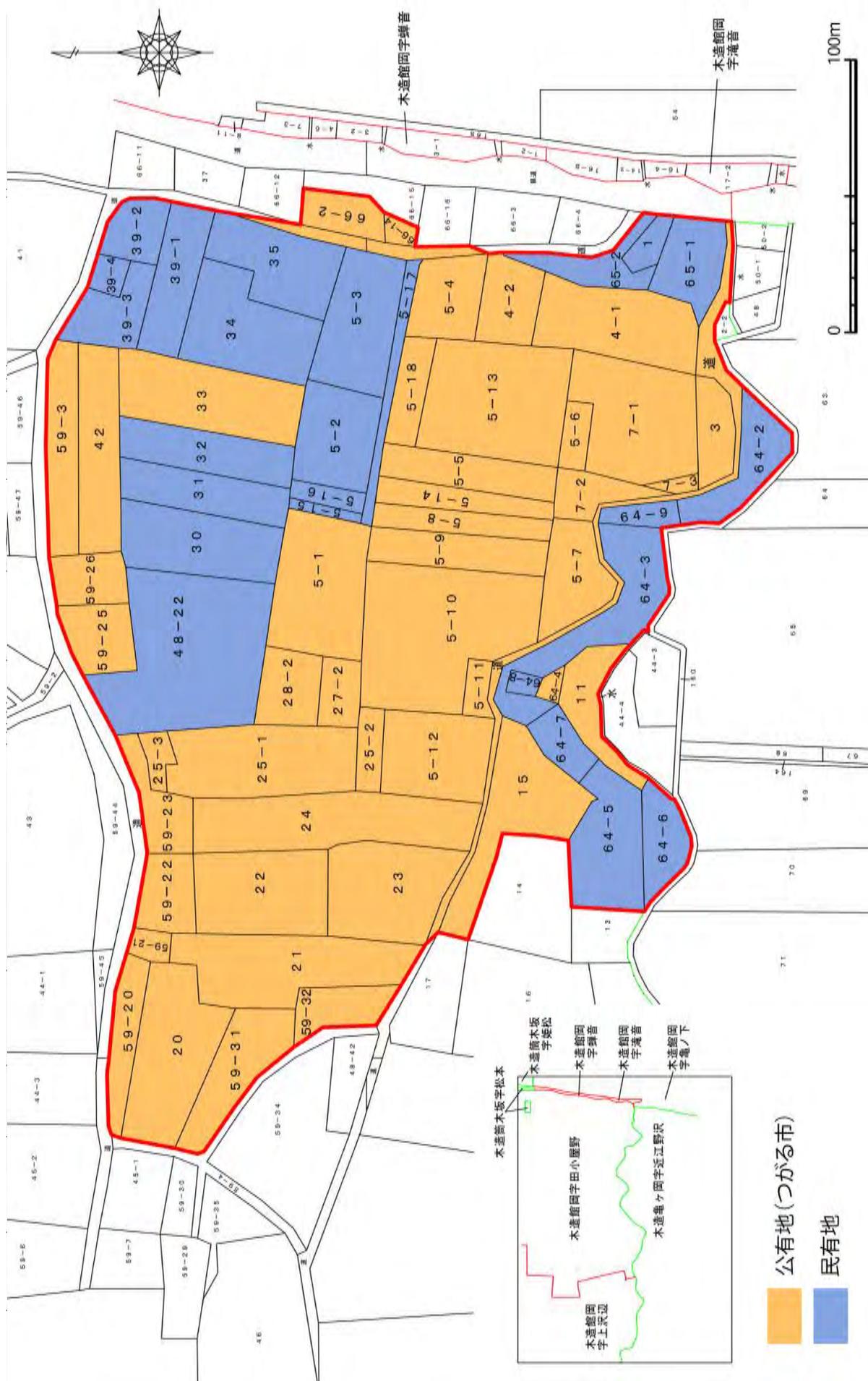


図 28 田小屋野貝塚土地所有区分図（令和 3 年 3 月現在）

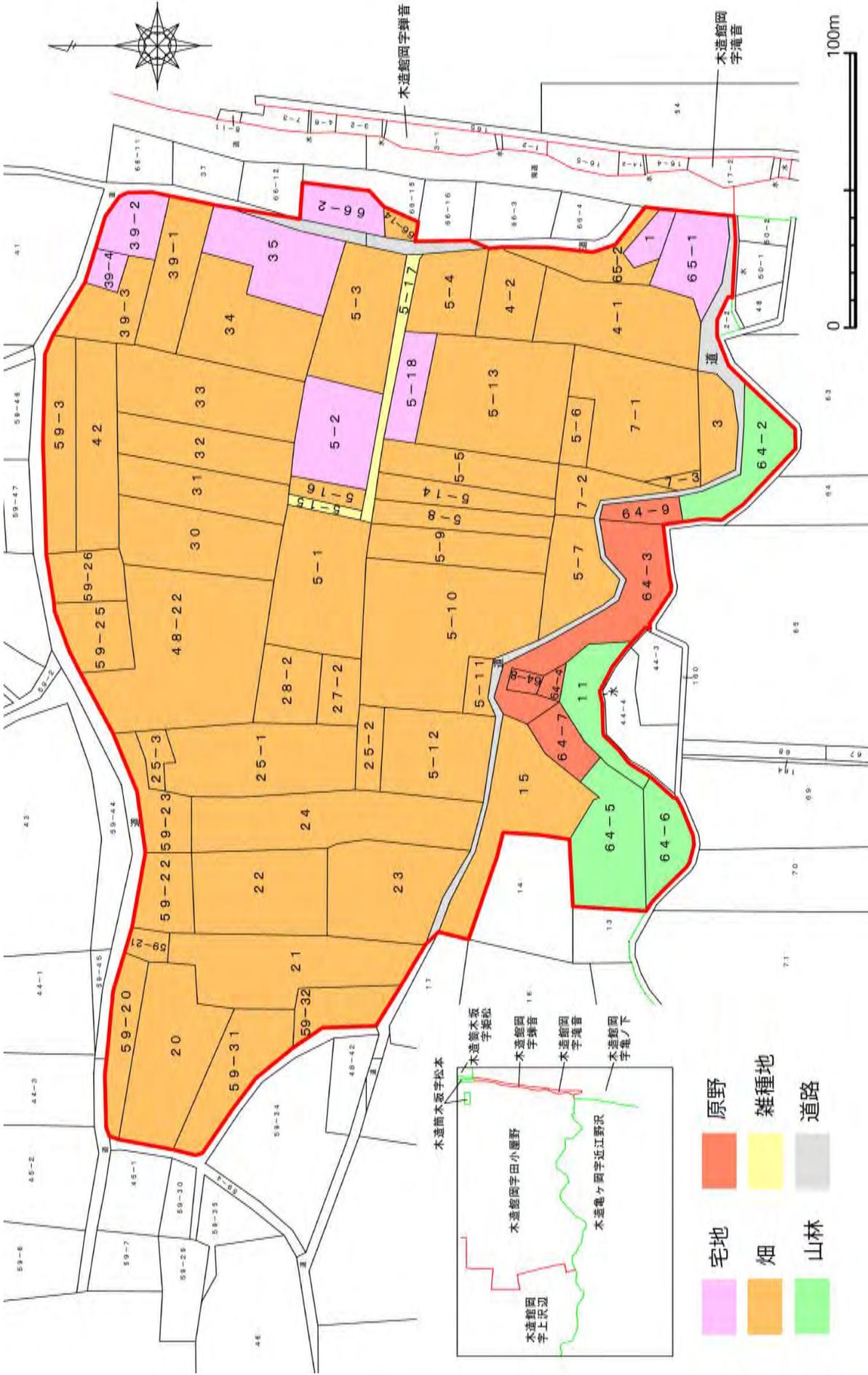


图 29 田小屋野具塚土地目図 (令和3年3月現在)

第3章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値

第1節 両史跡に関わる本質的価値

本計画では亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚を対象として、保存管理、活用、整備等について両史跡の一体的な方針をまとめるものであるが、その背景として、両史跡には関連する本質的価値が以下のとおり認められる。

1. 同様の周辺環境に適応した両史跡

両史跡は沖積低地を挟んで 200mほどの距離で南北に隣接し、屏風山砂丘地の東側縁辺部に位置する。いずれも古十三湖、屏風山砂丘地、日本海という同様の周辺環境に適応し形成された遺跡である。

2. 存続期間が重複、連続する両史跡

亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期を中心とするが、前期から中期にかけての竪穴建物跡やフラスコ状土坑も確認されており、田小屋野貝塚とは存続期間が重複する。両史跡を通じて、縄文時代前・中期における集落の広がり、さらには屏風山砂丘地の縄文文化の変遷や環境変動への適応などを知ることができる。

両史跡に関連する以上の価値をふまえ、以下では史跡ごとに本質的価値を整理する。

第2節 亀ヶ岡石器時代遺跡の本質的価値と新たな価値評価の視点

(1) 史跡の本質的価値

昭和19年の史跡指定時の説明や、『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』において掲げられた亀ヶ岡石器時代遺跡の本質的価値は、概ね以下の4点に整理できる。

1. 学史的に古くから知られた低湿地遺跡

- ▶ 沢根・近江野沢の南北低湿地では、地下深くの砂質粘土層中や泥炭層中から亀ヶ岡式土器や石器等が良好な状態で出土する遺跡として著名であった。
- ▶ 明治期以降、佐藤傳蔵、慶應義塾大学、青森県立郷土館等の発掘調査により、低湿地に良好な遺物包含層が広がることが確認された。
- ▶ 真福寺貝塚しんぷくじや是川遺跡これかわの組織的調査が実施される以前において、亀ヶ岡石器時代遺跡は唯一の低湿地遺跡として全国的に著名であった。
- ▶ 低湿地の調査で出土した土器や土偶、籃胎漆器等は質量ともに優れ、今に至るも亀ヶ岡石器時代遺跡を代表する遺物として位置づけられる。

2. 古環境調査により、縄文時代の環境変遷と遺跡の関係が長期的に考察可能な遺跡

- ▶ 沢根・近江野沢の南北低湿地では、木材・種実・花粉・珪藻等の植物遺存体や鳥獣骨・魚骨・昆虫等の動物遺存体が良好な状態で保存されている。
- ▶ 大学・博物館等の研究機関により遺跡周辺の古環境調査が継続的に実施され、縄文時代晩期を中心とする古環境データの層位的変遷や考古学的データとの対応関係について研究が進んだ。こうした研究の結果、晩期における変化が次のように提示されている。
 - ①低湿地の泥炭形成が阻害され、有機質粘土層が堆積したことにより乾地化が進んだ。
 - ②湿地の水質が富栄養化したことにより、糞食～屍食性昆虫が増加した。
 - ③台地斜面下部を中心にトチノキが増加してクリと混生し、林縁に生える有用植物も確認されていることから、植物資源の管理が推定される。

3. 「亀ヶ岡式土器」や「亀ヶ岡文化」の標識遺跡であり、日本考古学の発展に大きく貢献した遺跡

- ▶ これまで亀ヶ岡石器時代遺跡からは、漆塗りを含む完形の土器、遮光器土偶等の各種の土製品、石器、玉類等の石製品、骨角器、籃胎漆器等の植物性遺物といった縄文時代晩期の多様な遺物が出土している。
- ▶ 量的に豊富で遺存状態の良い土器や土偶は考古学史の初期から注目され、亀ヶ岡式土器の分類や編年研究、亀ヶ岡文化の地域性の研究において基準資料として活用された。

4. 重要文化財に指定された遮光器土偶をはじめ、工芸的に優れた重要資料が出土した遺跡

- ▶ 明治20年に発見され、昭和32年に重要文化財に指定された大型遮光器土偶は縄文文化を象徴する考古資料である。この他にも工芸的に優れた精製土器や土製品・石製品等が亀ヶ岡遺跡からは多数出土している。
- ▶ 出土資料は国内外の多くの機関に所蔵され、その保存および公開活用が図られている。

(2) 新たな価値評価の視点

昭和57年の青森県立郷土館および平成20年以降のつがる市教育委員会の調査により、以下の点を本質的価値として新たに加えることができる。

1. 縄文時代晩期の東北地方北部から北海道南部における共同墓地の特徴や文化的一体性を良く示す遺跡

- ▶ 丘陵上ではこれまでに計110基の土坑墓が確認され、今後の調査の進展により検出数のさらなる増加が見込まれる。
- ▶ 土坑墓群は丘陵縁辺部に重複して集中し、長軸方向等に一定の規則性が窺われた。
- ▶ 土坑墓のいくつかには上面のロームマウンドや底部の壁溝といった構造的特徴があり、底面付近には玉類等の副葬や赤色顔料の散布が認められた。

第3節 田小屋野貝塚の本質的価値と新たな価値評価の視点

(1) 史跡の本質的価値

昭和19年の史跡指定時の説明や、『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』において掲げられた田小屋野貝塚の本質的価値は、概ね以下の2点に整理できる。

1. 北日本の日本海側では希少かつ著名な貝塚を伴う遺跡

- ▶ 明治期以降の佐藤傳蔵、山内清男、中谷治宇二郎の調査によって縄文時代前期～中期の円筒土器文化期の遺跡であることが明らかになった。
- ▶ 地表の貝殻散布から、ヤマトシジミを主とする貝塚を伴うことが古くより知られていた。

2. 骨角器類を通して当時の日常的な活動がよく窺われる遺跡

- ▶ 青森県立郷土館の調査では、縄文時代前期の竪穴建物跡内の貝層から土器、石器、クジラ・イルカ・アシカ等の海獣骨とともに、刺突具、釣針、装身具、骨匕、骨べら、牙製垂飾品などの骨角器が出土した。
- ▶ 未成品のベンケイガイ製貝輪が多数出土しており、その製作遺跡であったと考えられる。
- ▶ ベンケイガイ製貝輪は、その生息地外とされる北海道でも出土しており、一方で本遺跡からは北海道産黒曜石が出土していることから、北海道との交流・交易の可能性も指摘されている。

(2) 新たな価値評価の視点

平成以降の青森県立郷土館およびつがる市教育委員会の史跡内外の調査により、以下の2点を本質的価値として新たに加えることができる。

1. 縄文時代前期から中期にかけての集落変遷や構造が明らかとなり、貝塚の形成や貝層出土遺物と、遺跡の東側に広がる古十三湖との関係性が明らかになった。

- ▶ 縄文時代前期から中期にかけて、集落の広がる範囲、遺構の種類、遺構の配置が変化することが明らかになった。
- ▶ 津軽平野の縄文海進について解明が進み、貝塚の主体となる汽水性のヤマトシジミが古十三湖から採取された可能性が強まった。

2. 埋葬人骨が土坑墓から、各種の動植物遺存体が貝層中から出土し、縄文時代前期のこの地域における生業や食生活の解明が進んだ。

- ▶ 出土人骨は、形質人類学的特徴から妊娠・出産歴のある成人女性と推定され、炭素窒素安定同位体比測定による食性分析から、堅果類、海産物、淡水魚等の摂取が推定された。
- ▶ 貝層からはマイワシ、ニシン科、スズキ、タイ科、サバ属、ボラ、フナ属、コイ科、ハゼ科、サケ科等の動物遺存体が出土し、近海から沖合、内水面など様々な漁場での漁労活動が具体的に推定できるようになってきた。
- ▶ 植物遺存体ではオニグルミやクリ等が出土しており、集落の周辺に生育していた可能性がある。

第4節 構成要素の特定

(1) 構成要素の区分

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の両史跡および周辺地域は、本質的価値を構成する要素、その他の構成要素、周辺地域を構成する要素に分けられる。本質的価値を構成する要素とその他の構成要素は史跡指定地内、周辺地域を構成する要素は史跡指定地外に関わるものである。以下に、各史跡の構成要素をまとめる。

(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の構成要素とその概要

① 本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

縄文時代前期から弥生時代前期にかけての遺構・遺物が確認されているが、特に縄文時代晩期の墓域・捨て場とそこからの出土遺物は重要な構成要素である。さらに、墓域の広がる丘陵、捨て場の広がる低湿地およびその間の斜面地からなる当時の地形的特徴もよく残されており、史跡の本質的価値を構成する要素の一つである。

② その他の構成要素（史跡指定地内）

その他の構成要素は、本質的価値を補完する要素と将来的な改善・除却が望まれる要素に大きく分けられる。

本質的価値を補完する要素には、近世以降の館岡地区の歴史遺産として重要な雷電宮^{らいでんぐう}、戦後に文化財保護委員会が設置した史跡境界杭、史跡の価値を示す説明板等が該当する。

将来的な除却・改善が望まれる要素には、旧宅地に残されたマツやスギ等の植栽樹木、市道や用水路等の現代的な利用に関わる施設が該当する。史跡指定地西側に広がる一般住宅や倉庫等も、史跡の保護や縄文遺跡にふさわしい景観形成のため、将来的には改善が望まれる。

表8 亀ヶ岡石器時代遺跡 史跡指定地内の構成要素

区分	細目	要素	概要
本質的価値を構成する要素	自然的要素	自然地形・地層	低湿地を形成する南北の沢および泥炭層
			屏風山砂丘地の丘陵
			低湿地と丘陵の間の斜面
	遺構	縄文時代晩期の遺構	亀ヶ岡文化期の竪穴建物跡、土坑墓、埋設土器、捨て場等
		縄文時代前期～後期、弥生時代前期頃の遺構	縄文時代前期～中期の竪穴建物跡・フラスコ状土坑等、縄文時代後期の埋設土器・土坑・捨て場等、弥生時代前期頃の溝跡等
	遺物	縄文時代晩期の人工遺物	亀ヶ岡式土器、遮光器土偶等の土製品、石器、玉類等の石製品、骨角器、木製品、籃胎漆器、漆加工関連遺物等
その他の時期の人工遺物		円筒土器文化期の土器・石器等、弥生時代前期頃の土器・土製品・石器・石製品	
自然遺物		動物遺存体(鳥獣骨・魚骨・昆虫)、植物遺存体(木材・種実・花粉・珪藻)等	
その他の構成要素	歴史的要素	近世以降の遺産	雷電宮(元和8年(1622)由緒)、庚申塔、防風・防砂林
		文化財保護	史跡境界杭(石柱「第二号文保委」)
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡説明板、雷電宮案内板
	植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ、クリ等
		現代的な利用に係る施設等	道路・水路
現代的要素		一般住宅、倉庫、井戸、集会所、電柱、田畑、ビニールハウス	

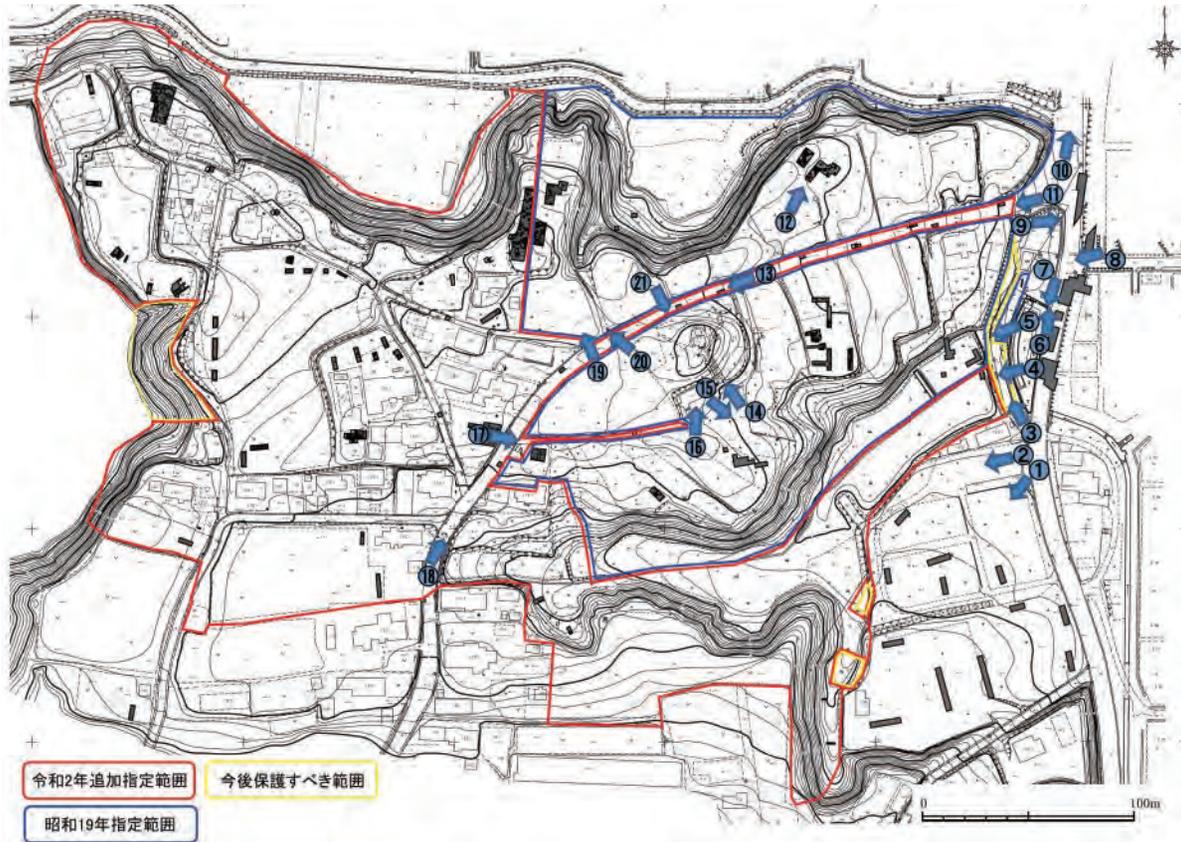


図 30 亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡内外現況写真撮影方向



① 仮設駐車場



② 縄文遺跡案内所



③ しゃこちゃん広場の遊歩道



④ しゃこちゃん広場の土偶石像

写真 21 亀ヶ岡石器時代遺跡の現況①



⑤ しゃこちゃん広場の四阿、低湿地の説明版



⑥ 亀ヶ岡石器時代遺跡の総合説明板



⑦ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン



⑧ しゃこちゃん広場のトイレ・駐車場



⑨ 市内資料館等の案内板



⑩ 県道鱒ヶ沢蟹田線



⑪ 市道亀ヶ岡館岡線



⑫ 台地北側土坑墓群の説明板



⑬ 市道亀ヶ岡館岡線



⑭ 雷電宮



⑮ 雷電宮地区土坑墓群の説明板



⑯ 亀ヶ岡地区集会所



⑰ 雷電宮参道入口、庚申塔



⑱ 史跡南西部の宅地



⑲ 台地北側土坑墓群の説明板



⑳ 弘南バス 亀ヶ岡停留所



㉑ 雷電宮・亀ヶ岡遺跡案内板

写真 23 亀ヶ岡石器時代遺跡の現況③

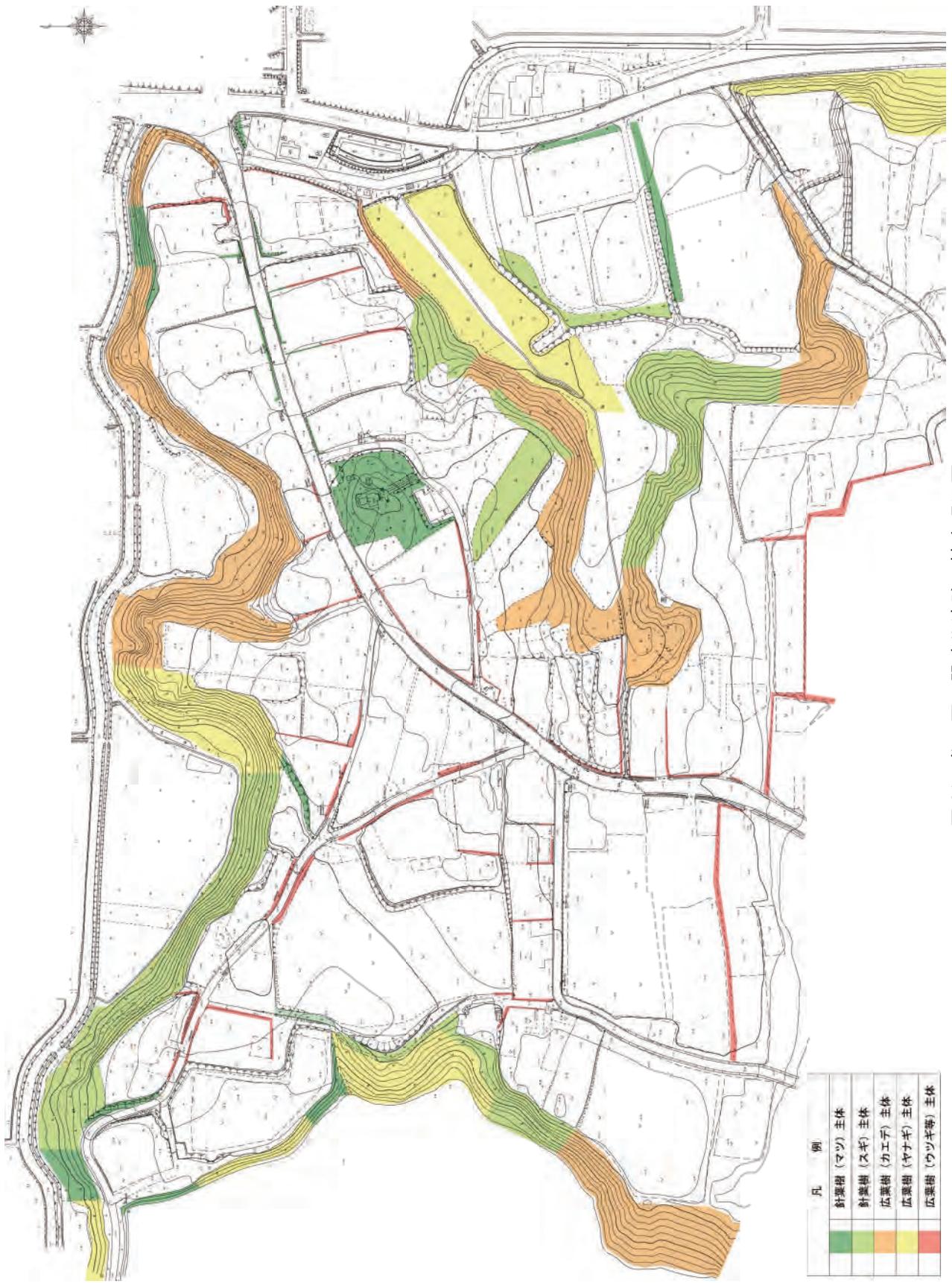


図 31 亀ヶ岡石器時代遺跡の植生現況図

③ 周辺地域を構成する要素（史跡指定地外）

史跡指定地外の周辺地域においても、本質的価値を補完する各種の要素が認められる。亀ヶ岡石器時代遺跡の載る台地に連続する屏風山砂丘地、湖沼地帯、津軽平野などの自然地形は、縄文時代の景観を伝える際に基礎になるものであり、また藩政期以降のこの地域の新田開発の歴史とも深く結びついている。さらに、地域の民間信仰を示す庚申塔・百万遍・化粧地蔵等の石造物も多く残されている。

史跡の価値を示す説明板、「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての価値を示す共通サインも本質的価値を補完する周辺地域の要素である。駐車場やトイレを備えた「しゃこちゃん広場」等の管理施設も来訪者の利便性向上のために重要である。

表9 亀ヶ岡石器時代遺跡 史跡指定地外の構成要素

区分	細目	要素	概要
周辺地域を構成する要素	自然的要素	自然地形	史跡西側に延びる丘陵・溜池
			史跡東側の津軽平野
	歴史的要素	遺跡	田小屋野貝塚(縄文前期～晩期、平安)、筒木坂屏風山(1)遺跡(縄文前期～後期、平安)、上沢辺(2)遺跡(縄文後～晩期)、館岡屏風山(2)遺跡(縄文後～晩期、弥生)
			近世以降の遺産
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡東側のしゃこちゃん広場(トイレ・駐車場・四阿・遊歩道・花壇・土偶石像・案内板・「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン)
			史跡南側の遺跡案内所(プレハブ)・簡易駐車場
植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ、ウツギ等	
現代的要素		一般住宅、倉庫、電柱、田畑、ビニールハウス、用水路	



図32 周辺地域を構成する要素

(3) 田小屋野貝塚の構成要素とその概要

① 本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

縄文時代前期から中期にかけての遺構・遺物が確認されているが、特に縄文時代前期の集落を構成する居住域・墓域・貯蔵穴・貝層とそこからの出土遺物は重要な構成要素である。さらには、集落の広がる丘陵地形も史跡の本質的価値を構成する要素の一つである。

② その他の構成要素（史跡指定地内）

その他の構成要素は、本質的価値を補完する要素と将来的な改善・除却が望まれる要素に大きく分けられる。

本質的価値を補完する要素には、史跡の価値を示す説明板や「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての価値を示す共通サインが該当する。

将来的な除却・改善が望まれる要素には、旧宅地に残されたマツやスギ等の植栽樹木、市道等の現代的な利用に関わる施設が該当する。史跡指定地内の一般住宅や倉庫等も、史跡の保護や縄文遺跡にふさわしい景観形成のため、将来的には改善が望まれる。

表 10 田小屋野貝塚 史跡指定地内の構成要素

区分	細目	要素	概要
本質的価値を構成する要素	自然的要素	自然地形	屏風山砂丘地の丘陵
	遺構	縄文時代前期～中期の遺構	円筒土器文化期の竪穴建物跡、土坑墓、フラスコ状土坑、埋設土器、貝層、盛土遺構等
		縄文時代前期の人骨	土坑墓出土の埋葬人骨
		縄文時代前期～中期の人工遺物	円筒下層・上層式土器、石器、石製品、骨角器、装身具、ベンケイガイ製貝輪等
縄文時代前期～中期の自然遺物	動物遺存体(鳥獣骨・魚骨・ヤマトシジミ他貝類)、植物遺存体(木材種実)等		
その他の構成要素	(本質的価値を補完する要素)	現代的な利用に係る施設等	管理施設 史跡説明板、「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン
		植生	植栽樹木 マツ、スギ、ヤナギ等
	(改善・除却すべき要素)	現代的な利用に係る施設等	道路 市道、私道
		現代的要素	一般住宅、倉庫、井戸、電柱

③ 周辺地域を構成する要素（史跡指定地外）

史跡指定地外の周辺地域においても、本質的価値を補完する各種の要素が認められる。田小屋野貝塚の集落が広がる丘陵地に連なる屏風山砂丘地、ヤマトシジミの採取場と考えられる古十三湖の広がりやを彷彿とさせる津軽平野等の自然地形が該当する。駐車場やトイレを備えた「しゃこちゃん広場」等の管理施設も周辺地域の構成要素である。

表 11 田小屋野貝塚 史跡指定地外の構成要素

区分	細目	要素	概要
周辺地域を構成する要素	自然的要素	自然地形	史跡西側に延びる丘陵
			史跡東側の津軽平野
	歴史的要素	遺跡	亀ヶ岡石器時代遺跡(縄文前期～晩期、弥生前・中期、平安、中世、近世)、筒木坂屏風山(1)遺跡(縄文前期～後期、平安)、上沢辺(2)遺跡(縄文後・晩期)、館岡屏風山(2)遺跡(縄文後・晩期、弥生)
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡南側の「しゃこちゃん広場」(トイレ・駐車場・四阿・遊歩道・花壇・土偶石像・案内板)、遺跡案内所(プレハブ)、簡易駐車場
			県道沿いの案内板
	植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ等
現代的要素		一般住宅、倉庫、電柱、田畑、ビニールハウス、用水路	

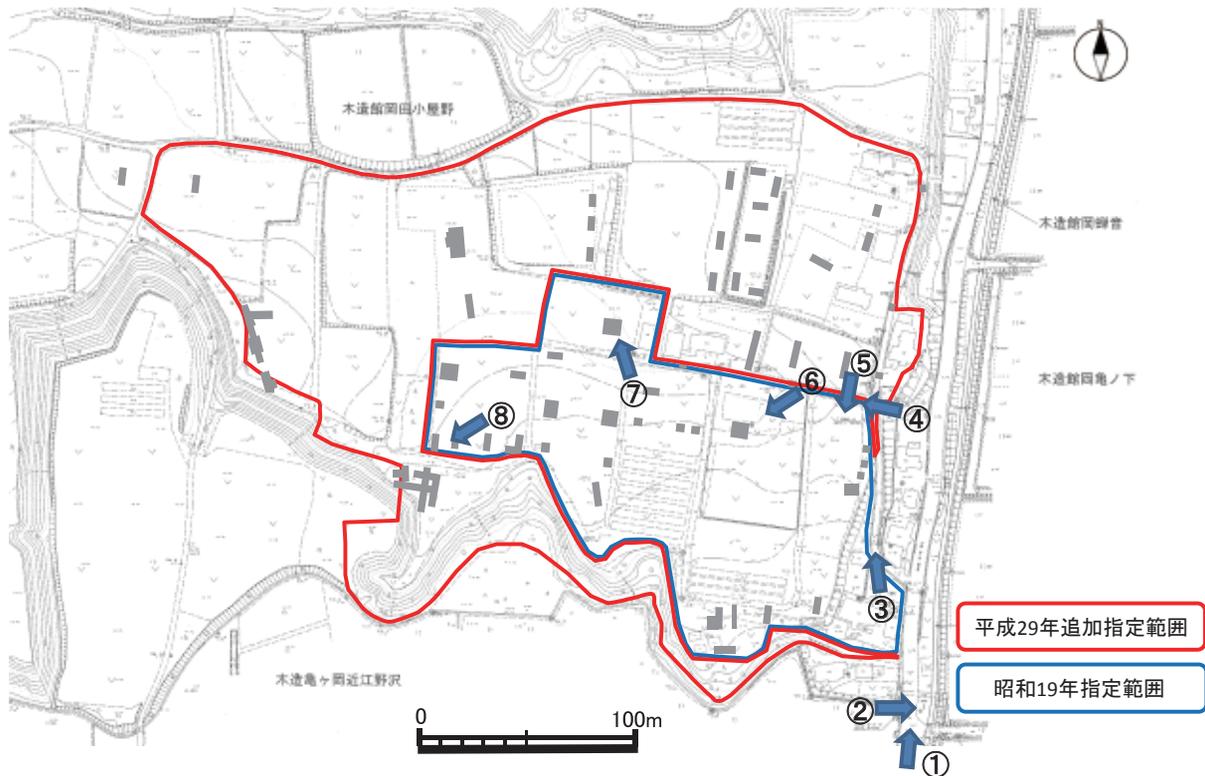


図 33 田小屋野貝塚の史跡内外現況写真撮影方向



① 県道鯉ヶ沢蟹田線



② 田小屋野貝塚案内板

写真 24 田小屋野貝塚の現況①



③ 市道田小屋野上沢辺線



④ 民有地の舗装道路



⑤ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン



⑥ 人骨出土地点の説明板



⑦ 竪穴建物跡内貝層出土地点の説明板



⑧ 竪穴建物跡内貝層および骨角器等出土地点の説明板

写真 25 田小屋野貝塚の現況②



凡 例	
	針葉樹 (マツ) 主体
	針葉樹 (スギ) 主体
	広葉樹 (カエデ) 主体
	広葉樹 (ヤナギ) 主体
	広葉樹 (ウツギ等) 主体

図 34 田小屋野貝塚の植生現況図

第4章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の現状と課題

第1節 亀ヶ岡石器時代遺跡の現状と課題

(1) 保存管理

① 現状

平成21年の保存管理計画策定時、亀ヶ岡石器時代遺跡の93%が民有地であった。つがる市では地下遺構・遺物の保全を目的として平成24年度より公有化事業に着手し、昭和19年の指定範囲については90%を超える高い公有化率を達成している。令和2年の史跡追加指定を経て、令和3年3月現在で43%の公有化率となっている。

公有地は現在更地となっており、除草や立木の剪定等の日常管理を実施している。亀ヶ岡石器時代遺跡を通る生活用道路に面した箇所には柵を設置して安全管理にも努めている。そのため、史跡の保存に影響を及ぼす新たな要因は生じていないが、旧宅地や旧農地では切土等の影響から表土の薄い箇所も存在する。さらに、旧宅地部分の道路境界や土地境界、斜面地等には立木が繁茂しており、根の侵入による遺構への影響が懸念されるとともに、幹や枝葉が現地の視界を遮る大きな要因となっている。低湿地の公有化も進んでいるが、ヨシ・スキ等が生い茂るままとなっている。



写真 26 沢根低湿地の現状（東から）



写真 27 近江野沢低湿地の現状（北から）

なお、亀ヶ岡石器時代遺跡の東側隣接地には、県道に面して「しゃこちゃん広場」が整備されており、トイレ・駐車場や公園部分については日常的に維持管理されている。

史跡西側に広がる民有地は宅地・畑・山林等として利用されており、畑と宅地が高い割合を占める。特に畑地では日常的な耕作が行われていることから、長期的には遺構・遺物へ与える影響も懸念される。

② 課題

史跡指定地西側には宅地が広がり、住宅の建て替えや新規の井戸掘削が今後生じる可能性もあることから、地域住民の生活と調和した保存管理の実施が引き続きの課題である。

加えて、公有地内の台地部分には表土の薄い箇所もあり、保護盛土等による遺構・遺物の

保全が課題となっている。低湿地においては脆弱な植物性遺物等の存在がこれまでの調査で確認されているが、現状の地下水位や水質等については不明な点が多く、低湿地環境の経過観察も課題となっている。

史跡東側に隣接する「しゃこちゃん広場」は指定地と同等の価値を有する可能性が高いが、所有者の不明確な土地や土地登記簿上の現地確認不能地が含まれており、その課題解決および追加指定に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。

史跡地の日常管理として、委託業者・職員による除草や立木の剪定が定期的に行われているが、公有地面積の増加に従い、管理が困難になりつつある。そのため、継続的な史跡保存および景観保全のための仕組み作りも必要である。

(2) 活用

① 現状

「しゃこちゃん広場」内に亀ヶ岡石器時代遺跡の総合説明板を設置し、史跡内の主要な発掘調査地点には遺構や遺物を紹介する簡易説明板を配置している。令和元年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であることを表示した共通サインも設置している。平成30年度からは「しゃこちゃん広場」内にプレハブを利用した「縄文遺跡案内所」を設置し、史跡のパネル紹介、パンフレット設置、周辺観光案内等の情報発信に努めている。令和元年度からはボランティアガイド「つがる縄文遺跡案内人」を発足させ、遺跡来訪者へのきめ細かな情報提供に努めている。令和2年度からは亀ヶ岡石器時代遺跡の南側隣接地を公有化し、大型バスや一般車両の駐車可能な仮設駐車場を設置するとともに、「縄文遺跡案内所」を併設して規模を拡大し、遺跡ボランティアガイドの拠点としても活用している。

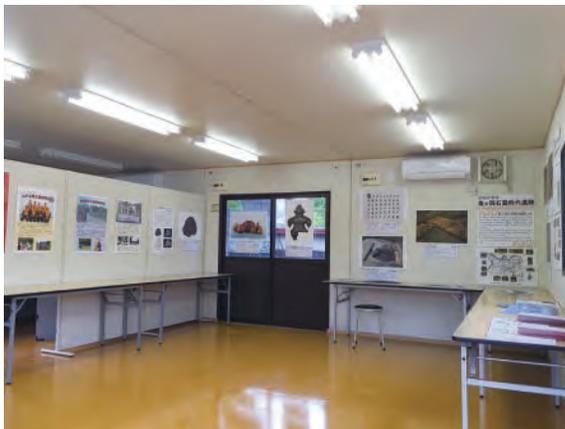


写真 28 「縄文遺跡案内所」の展示



写真 29 ボランティアガイドの活動

遺跡活用団体の取り組みとしては、平成21年度以降 NPO 法人つがる縄文の会による「JOMON 亀ヶ岡遺跡まつり」があり、史跡の所在する地区住民と一体となって各種の取り組みが実施されてきている。また、県立木造高等学校は JR 東日本と連携して「駅からハイキング」を実施し、県外来訪者等に向けた史跡や地域の魅力発信に取り組んでいる。

② 課題

現在は地下遺構が埋め戻されており、丘陵上の土坑墓群・竪穴建物跡や低湿地の捨て場といった構成要素の特徴が現地で伝わりにくい。出土資料を現地で見学できる施設もなく、史跡から比較的近くに所在する木造亀ヶ岡考古資料室もアクセスが不便である。

(3) 整備

① 現状

県道鯉ヶ沢蟹田線に付帯して、史跡の東側隣接地にはトイレ・駐車場・四阿・遊歩道を備えた「しゃこちゃん広場」が整備されている。史跡地については、これまで公有化による保護と内容確認調査および追加指定が進められてきたが、簡易説明板の設置を除けば整備は未着手である。

② 課題

地下遺構の表示や遊歩道・便益施設等の整備とあわせ、縄文時代の景観復元に向けた取り組みも今後の大きな課題となっている。公有地のうち、旧宅地部分の立木には縄文時代の植生にふさわしくないものもあることから、今後の整備計画にしたがい段階的な伐採と新たな植栽を実施していく必要がある。本質的価値を構成する沢根・近江野沢地区の低湿地については、植物性遺物等の保存環境に影響を与えない整備手法の検討も必要である。また現状では、史跡内を通過する生活用道路を来訪者動線として利用していることから、来訪者の安全確保に配慮した新たな動線の設定も課題である。

史跡近隣地には出土資料を見学できる既存施設がなく、新たな展示公開施設の建設も今後の課題となっている。



写真 30 史跡地内の松並木（西から）

(4) 運営・体制の整備

① 現状

史跡の管理団体はつがる市であることから、つがる市教育委員会社会教育文化課が日常的な保存管理を行っている。遺跡来訪者への解説はつがる市教育委員会職員や遺跡ボランティアガイドが対応し、イベント開催にあたっては NPO 法人つがる縄文の会、県立木造高等学校、地域住民等とつがる市教育委員会が連携を図りながら実施している。

② 課題

今後、史跡を有効活用し、田小屋野貝塚と一体的な整備を推進していくためには、上記の各団体とともに地域住民や庁内関係各課とのより一層の連携が必要となることから、その体制づくりが課題である。

第2節 田小屋野貝塚の現状と課題

(1) 保存管理

① 現状

平成21年の保存管理計画策定時、田小屋野貝塚の100%が民有地であった。そのため、つがる市では地下遺構・遺物の保全を目的として平成25年度より公有化事業に着手し、昭和19年の指定範囲については、90%を超える高い公有化率を達成している。平成29年の史跡追加指定を経て、令和3年3月現在で68%の公有化率となっている。

公有地は現在更地となっており、除草や立木の剪定等の日常管理を実施している。そのため、史跡の保存に影響を及ぼす新たな要因は生じていない。しかし、旧宅地部分の道路境界や土地境界等には立木が繁茂しており、根の侵入による遺構への影響が懸念されるとともに、幹や枝葉が現地の視界を遮る大きな要因となっている。

民有地については、宅地・畑・山林等として利用されている。特に畑地では日常的な耕作が行われていることから、長期的には遺構・遺物へ与える影響も懸念される。

② 課題

公有地内には表土の薄い箇所もあり、保護盛土等による遺構・遺物の保全が課題である。

史跡地の日常管理として、委託業者・職員による除草や立木の剪定が定期的に行われているが、公有地面積の増加に従い、管理が困難になりつつある。

史跡指定地内やその周辺には宅地や畑地が広がることから、地域住民の生活と調和した保存管理の実施も引き続きの課題である。

(2) 活用

① 現状

史跡内の主要な発掘調査地点には、遺構や遺物を紹介する簡易説明板を配置している。令和元年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であることを表示した共通サインも設置している。平成29年に縄文住居展示資料館（カルコ）で企画展示「田小屋野貝塚人骨展」を開催し、出土人骨等から分かる縄文時代の暮らしを紹介した。平成30年度以降、「縄文遺跡案内所」の設置とあわせてボランティアガイド「つがる縄文遺跡案内人」が活動を実施しており、遺跡来訪者へのきめ細かな情報提供に努めている。令和2年度からは亀ヶ岡石器時代遺跡の南側隣接地を公有化し、大型バスや一般車両の駐車可能な仮設駐車場を設置するとともに、「縄文遺跡案内所」を併設して規模を拡大し、遺跡ボランティアガイドの拠点としても活用している。

遺跡活用団体の取り組みとしては、平成21年度以降 NPO 法人つがる縄文の会により、田小屋野貝塚の情報発信を目的とした「田小屋野貝塚ウォーク」が行われ、史跡の所在する地区住民と一体となって各種の取り組みが実施されてきている。また、県立木造高等学校では JR 東日本と連携して「駅からハイキング」を実施し、県外来訪者等に向けた史跡や地域の魅力発信に取り組んでいる。



写真 31 縄文住居展示資料館で開催された「田小屋野貝塚人骨展」

図 35 「田小屋野貝塚人骨展」ポスター



写真 32 「田小屋野ウオーク」での地元産品ふるまい



写真 33 「駅からハイキング」実施の様子



写真 34 田小屋野貝塚の埋葬人骨を再現する木造高校生

② 課題

現在は地下遺構が埋め戻されており、竪穴建物跡・土坑墓・貯蔵穴・地点貝塚といった構成要素の特徴が現地で伝わりにくい。出土資料を現地で見学できる施設もなく、埋葬人骨を含めた出土資料を展示している縄文住居展示資料館（カルコ）は史跡から離れた市街地に所在する。また、現状においてガイド活動や情報発信の拠点となる「縄文遺跡案内所」は田小屋野貝塚から400m程離れ、ルート上の県道は歩道等が未整備であることから、来訪者の安全確保が課題となっている。



写真 35 亀ヶ岡石器時代遺跡から田小屋野貝塚に通じる県道（南から）

（3）整備

① 現状

これまで公有化による史跡保護と内容確認調査および追加指定が進められてきたが、簡易説明板の設置を除けば整備は未着手である。

② 課題

地下遺構の表示や遊歩道・便益施設等の整備とあわせ、縄文時代の景観復元に向けた取り組みも今後の大きな課題となっている。公有地のうち、旧宅地部分の立木には縄文時代の植生にふさわしくないものもあることから、今後の整備計画にしたがい段階的な伐採と新たな植栽を実施していく必要がある。また現状では、史跡周囲や一部史跡内を通る生活用道路を来訪者動線として利用していることから、来訪者の安全確保に配慮した新たな動線の設定も課題である。

史跡近隣地には出土資料を見学できる既存施設がなく、新たな展示公開施設の建設も今後の課題となっている。

（4）運営・体制の整備

① 現状

史跡の管理団体はつがる市であることから、つがる市教育委員会社会教育文化課が日常的な保存管理を行っている。遺跡来訪者への解説はつがる市教育委員会職員や遺跡ボランティアガイドが対応し、イベント開催にあたっては NPO 法人つがる縄文の会、県立木造高等学校、地域住民等とつがる市教育委員会が連携を図りながら実施している。

② 課題

今後、史跡を有効活用し、亀ヶ岡石器時代遺跡と一体的な整備を推進していくためには、上記各団体とともに地域住民や庁内関係各課とのより一層の連携が必要となることから、その体制づくりが課題である。

第5章 大綱・基本方針

第3章に示した亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値とその構成要素をふまえ、両史跡の取り扱いに関する大綱・基本方針を以下のように位置づける。

集う、交わる、未来へつなぐ ～屏風山が育んだ縄文の営みと心～

1) 史跡の本質的価値を適切に保存し、次世代へ確実に継承する

丘陵から低湿地にかけて広がる亀ヶ岡石器時代遺跡、丘陵上に立地し地点貝塚を内包する田小屋野貝塚はいずれも広域であり、地点ごとに地下遺構・遺物の内容や保存環境が大きく変化することから、各地点の状況に応じたきめ細やかな保存管理を実施していく。そのためには、職員による日常的な点検に加え、低湿地の地下水位等の経年変化を客観的に把握するための手法も検討していく。

適切な保存管理のためには今後とも公有化を進めていくが、史跡地内外に民有地が広がることから、地域住民の生活との調和も中長期的視点で検討していく。

2) 地域の学習・交流拠点として、「地域づくり・人づくり」を推進する

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚が地域の核となり、その活用をめぐって遺跡活用団体、ボランティアガイド、地域住民の結びつきが生まれてきている。今後とも、こうした結びつきを活かした「地域づくり・人づくり」を推進させるとともに、市内資料館等の既存施設や周辺の歴史遺産および観光スポットをつなぐ一体的活用と情報発信を図っていく。

3) 亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の一体的整備を推進する

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、立地環境や存続期間等の共通点がある。両史跡の有効活用を図るためには一体的な整備を進め、周辺地域の自然環境や縄文文化の変遷とともにその価値を分かりやすく発信していく。整備の基本情報として発掘調査結果を十分に活用していくが、両史跡ともにこれまでの調査地点は一部分であり、集落構造には依然不明な点も多いことから、さらなる内容確認調査も実施しつつ、段階的な整備を進めていく。

一体的な整備のためには、津軽平野周辺の古環境変遷や両史跡の出土資料等を紹介する新たな展示公開施設の建設も推進していく。

4) 史跡の確実な保存管理および継続的な活用のための体制づくりを推進する

史跡の保存活用が今後継続的に推進されていくためには、様々な活動を支える安定した運営体制と人材育成が不可欠である。史跡管理団体であるつがる市においては、専門職員の継続的配置を図り、遺跡ボランティアガイドの育成等に努めていく。さらに遺跡活用団体や地域住民とのより一層の連携を図りながら、多様かつ継続的な人員体制の構築を推進していく。

第6章 保存管理

第1節 方向性

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値を構成する要素を確実に保護し、次世代に継承するために、史跡指定地と周知の埋蔵文化財包蔵地について適切な保存管理区分を設定し、現状変更の取扱い基準を定める。史跡内および周辺地域には私有地が広がることから、住民生活との調和を図りつつ、地権者の意向を尊重しながら順次公有化を進めていく。

その他の構成要素については、第3章第4節において「本質的価値を補完する要素」と「改善・除却すべき要素」に分けて整理したが、亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡指定地内には、「本質的価値を補完する要素」として遺跡の研究史と深く関わる雷電宮や、文化財保護の歴史を今に伝える史跡境界杭が残されており、こうした歴史的要素は引き続き保存を図っていく。

第2節 方法

(1) 保存管理の手法

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚とその周辺について、遺構・遺物の遺存状況から以下のとおり A～D 地区の地区区分を定める。このうち A・B 地区は史跡指定地、C 地区は史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地であり、今後指定を目指す保護すべき範囲、D 地区は史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地である。各史跡の地区区分とその該当地区を以下のとおり定める。

① 亀ヶ岡石器時代遺跡の地区区分（図 36）

【史跡指定地】

A 地区

史跡として最も価値を有する地区。史跡の本質的価値の中心となる地区であり、台地・斜面地・低湿地が該当する。縄文時代の地形や各種の遺構・遺物が比較的良好に保存されている。特に、低湿地部分は植物性遺物を含む各種の人工遺物や泥炭層中の自然遺物が比較的良好に保存されている。こうした地形および遺構・遺物とその保存環境を確実に保護するとともに、積極的な活用を図る。

B 地区

史跡として価値を有する地区であるが、住宅・道路・水路等が現存する地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、地下に遺構・遺物が残存している可能性が高く、A 地区と同様に保存管理を実施する必要がある。

【史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地】

C 地区

史跡指定地と同等の価値を有し、今後保護すべき地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、遺構・遺物が残存している可能性が高い。史跡指定地と同様の取扱いが望まれるが、当面は周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法に基づいた取扱いを行う。

各種の開発計画が生じた場合は、地権者・管理者に現状保存の協力を求めていく。また、史跡地との景観の調和を図るため、つがる市景観計画に従い良好な景観形成に配慮していく。

D 地区

史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地。文化財保護法に基づいた取扱いを行い、各種の開発計画が生じた場合は、地権者・管理者に現状保存の協力を求めていく。今後、遺構・遺物の保存状態が良好な地点が確認された場合は追加指定を検討する。景観については史跡地との調和を図るため、つがる市景観計画に従い良好な景観形成に配慮していく。

② 田小屋野貝塚の地区区分（図 37）

【史跡指定地】

A 地区

史跡として最も価値を有する地区。史跡の本質的価値の中心となる地区であり、台地・斜面地が該当する。縄文時代の地形や各種の遺構・遺物が比較的良好に保存されている。こうした地形および遺構・遺物を確実に保護するとともに、積極的な活用を図る。

B 地区

史跡として価値を有する地区であるが、住宅・道路等が現存する地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、地下に遺構・遺物が残存している可能性が高く、A 地区と同様に保存管理を実施する必要がある。

【史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地】

D 地区

史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地。文化財保護法に基づいた取扱いを行い、各種の開発計画が生じた場合は、地権者・管理者に現状保存の協力を求めていく。今後、遺構・遺物の保存状態が良好な地点が確認された場合は追加指定を検討する。景観については史跡地との調和を図るため、つがる市景観計画に従い良好な景観形成に配慮していく。

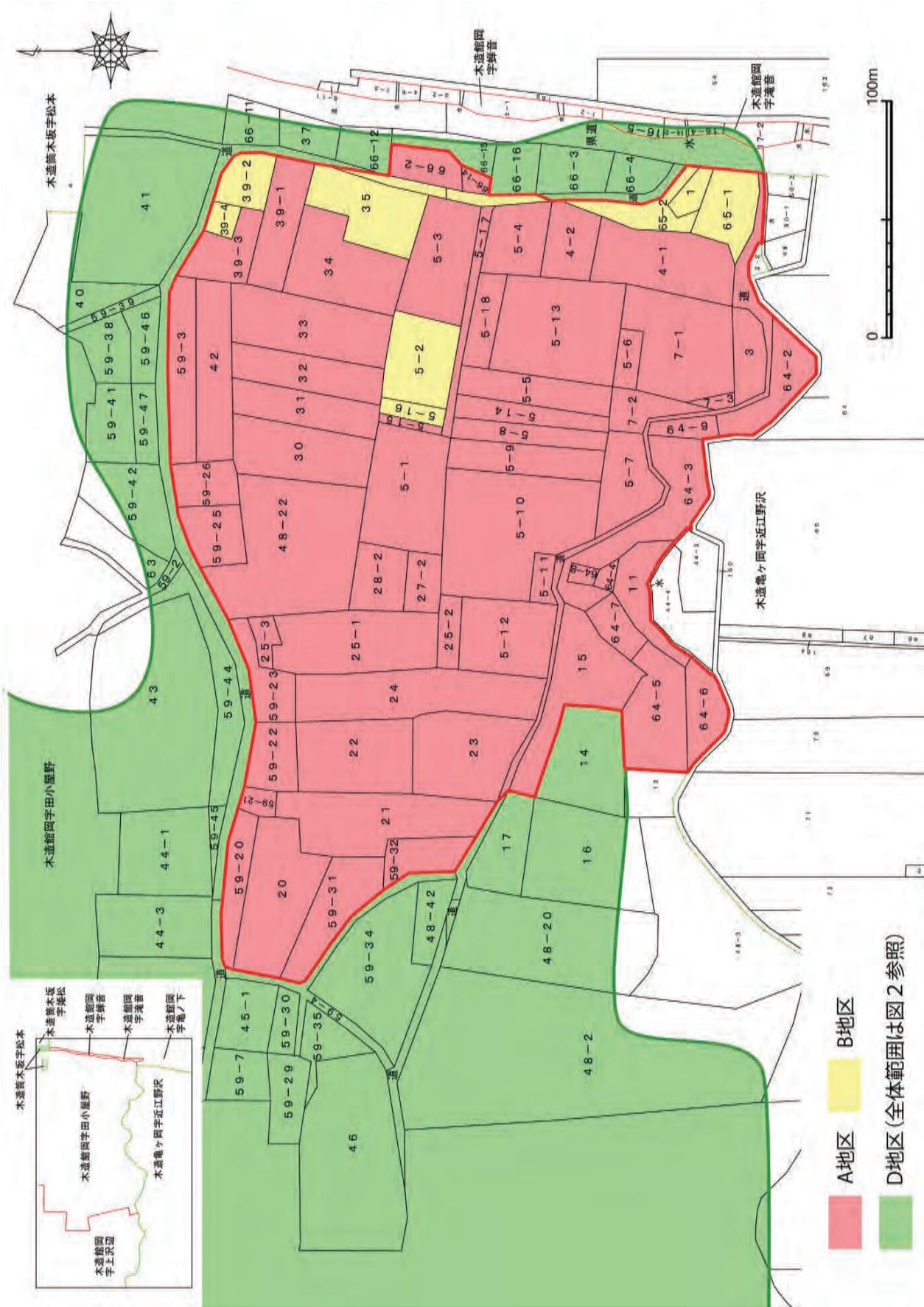


图 37 田小屋野具塚地区区分图

(2) 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地（A・B地区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、史跡指定地に隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地（C・D地区）については、原則として文化財保護法第93条および第94条に基づいた保護措置をとる。

史跡の本質的価値を保存するために、その隣接地域も含めた取扱いの基本原則を以下のとおり定める。

① 基本原則

- ・史跡の保存活用、整備に資する行為以外は、原則として史跡指定地の現状変更を認めない。
- ・史跡指定地の地形改変は、遺構・遺物に影響を与えない軽微なものを除き、原則として認めない。
- ・史跡指定地において、景観等に著しい影響を与えるような変更は認めない。その隣接地域においては、史跡地と調和した景観形成を図る。

なお、史跡地内の地区ごとの現状変更の取扱い基準を表12、史跡地外の地区ごとの開発行為の取扱い方針を表13のとおり定める。

表12 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の指定地における現状変更取扱い基準①

		A地区	B地区
地区概要		・史跡として最も価値を有する地区であり、現在も比較的良好な保存状態が保たれている。	・史跡として価値を有するが、住宅・道路・水路等が存在する地区。 ・過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、遺構・遺物等が残存している可能性が高い。
該当場所	亀ヶ岡石器時代遺跡	1.土坑墓や竪穴建物跡等が確認されている台地および斜面地。 2.漆塗土器・遮光器土偶・藍胎漆器等の各種遺物が確認されている低湿地。	1.台地上の宅地、道路。 2.低湿地の水路。
	田小屋野貝塚	1.竪穴建物跡・土坑墓・貯蔵穴・貝層が確認されている台地。 2.台地南側の斜面地。	1.台地上および斜面下の宅地。
基本方針		1.将来的に整備・公開を図る。 2.原則として史跡の保存管理、整備活用以外の現状変更は認めない。	1.民有地については、住民の居住の継続、地域コミュニティの維持を尊重しつつ史跡保存と調整を図る。 2.史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。
現状変更に対する取扱い方針	土地の形状の変更等	1.史跡整備に関わるもの以外認めない。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	1.史跡整備に関わるもの以外認めない。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修	1.建築物の新築等の現状変更は認めない。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 3.防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 4.遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。	1.民有地については、建築物の改築・増築・新築等について下記の条件を満たすことを条件とする。 a)新築、増改築、既存施設の改修は遺構・遺物等に影響のない措置を講じること。 b)建築物の主要構造物が木造、鉄骨造であること。 c)建築物の形状および色彩が、史跡の景観を損わないものであること。 2.建築物と一体をなす井戸・浄化槽・上水道等の設備の設置は遺構・遺物等に影響のない措置を講じること。 3.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 4. 防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 5.遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。

表 12 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の指定地における現状変更取扱い基準②

		A地区	B地区
現状変更に対する取扱い方針	工作物の設置・改修	<ol style="list-style-type: none"> 簡易な工作物の設置を除き、基本的に現状変更は認めない。 防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 民有地については、井戸の掘削・上水道の敷設等について下記の条件を満たすことを条件とする。 <ol style="list-style-type: none"> 上水道の敷設については、地下の遺構・遺物等への影響がない措置を講じていること。 井戸の掘削については、なるべく現在の井戸が掘り込まれている範囲で行うものとし、新たな場所で掘削する場合は、遺構・遺物等への影響がない措置を講じていること。また浄化槽の設置についても同様な条件とする。 敷地内の舗装については、簡易なもので遺構・遺物等への影響がない措置を講じていること。 工作物の形状および色彩が、史跡の景観を損わないものであること。 庭木や塀を設置する場合、遺構・遺物等への影響がない措置を講じたもの、かつ形状および色彩が、史跡の景観を損わないものであること。 上記以外のライフライン等を設置する場合、遺構・遺物等への影響がない措置を講じたもの、かつ形状および色彩が史跡の景観を損わないものであること。 防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。
	道路の新設・改修	<ol style="list-style-type: none"> 史跡整備に関わるもの以外認めない。 遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 道路の新設は史跡整備に関わるものを原則とする。 既存道の改修は土地の形状の変更(幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等)を伴わない範囲で認める。 遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。
	水路の新設・改修	<ol style="list-style-type: none"> 新設は史跡整備に関わるもの以外認めない。 既存水路の改修は新たな掘削を生じない範囲で認める。 遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない撤去は認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 新設は史跡整備に関わるもの以外認めない。 既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲で認める。 遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない撤去は認める。
	樹木の伐採等	<ol style="list-style-type: none"> 必要に応じて認める。 抜根は遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない範囲で認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 必要に応じて認める。 抜根は遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲で認める。
	樹木の植栽等	<ol style="list-style-type: none"> 史跡整備に関わるものを原則とする。 植栽する際には遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 必要に応じて認める。 植栽する際には遺構・遺物等に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。
	耕作地	<ol style="list-style-type: none"> 遺構・遺物等や低湿地環境に影響を及ぼさない範囲において既存の耕作地の使用を認める。 既存のビニールハウス、井戸等の使用は認める。 既存施設の維持保全是景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲において既存の耕作地の使用を認める。 既存のビニールハウス、井戸等の使用は認める。 既存施設の維持保全是景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。
	発掘調査	<ol style="list-style-type: none"> 調査研究、保存活用、整備に資するものに限り認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 調査研究、保存活用、整備に資するものに限り認める。
	他法令による行為規制	<ol style="list-style-type: none"> 農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。 	<ol style="list-style-type: none"> 農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。

表 13 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の指定地外における開発行為取扱い方針

		C地区	D地区
地区概要		・史跡指定地と同等の価値を有する地区。 ・過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、遺構・遺物等が残存している可能性が考えられる。	・史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
該当場所	亀ヶ岡石器時代遺跡	1.史跡指定地に隣接する斜面地および低地の一部。 2.しゃこちゃん広場が所在する台地縁辺部。	1.史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
	田小屋野貝塚	—	1.史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
基本方針		1.住民生活の維持や利用者の利便性を尊重しつつ史跡保存との調整を図る。 2.追加指定を考慮しつつ、史跡と同等の取り扱いとなるよう調整を図る。	1.住民生活の維持を尊重しつつ史跡との調和について協力を求める。
開発行為に対する取扱い方針	土地の形状の変更等	1.史跡整備に関わるものに限る方向で調整を図る。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとる方向で調整を図る。	1.各種開発計画の早期把握に努め、現状保存を要請する。 2.周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、第94条に基づいた取扱いとする。
	建築物の設置・改修	1.新設は史跡の保存管理、整備活用に資するものに限る方向で調整を図る。 2.既存施設の改修は遺構・遺物等に影響のない措置を講じる方向で調整を図る。	
	工作物の設置・改修	1.新設は史跡の保存管理、整備活用に資するものに限る方向で調整を図る。 2.既存施設の改修は遺構・遺物等に影響のない措置を講じる方向で調整を図る。	
	道路の新設・改修	1.既存道の改修は土地の形状の変更(幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等)を伴わない範囲とする。 2.上水管等の道路への埋設は、埋設に伴う掘削が、既存道設置の際に掘削された範囲を越えないものとする。	
	水路の新設・改修	1.既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲とする。	
	樹木の伐採等	1.抜根は遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲とする。	
	樹木の植栽等	1.植栽する際には遺構・遺物等に影響を及ぼさない対策を講じる方向で調整を図る。	
	耕作地	1.遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲において継続的使用する方向で調整を図る。 2.既存のビニールハウス、井戸等の使用は差し支えないものとする。 3.既存施設の維持保全是景観および史跡の保存に配慮した工法を条件とする方向で調整する。	
他法令による行為規制		1.農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。	1.農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。

② 現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、つがる市教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

史跡指定地の現状変更に伴う許可申請区分は表 14 のとおりである。

表 14 史跡指定地の現状変更に伴う許可申請区分

許可の有無及び許可者	行為区分	行為の内容	主な参考事例	
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書)	緊急を要する措置	史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき		
		史跡がき損し、または衰亡している場合において、当該き損または衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき		
		史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき		
		現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置		
		事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為		
	保存に及ぼす影響が軽微な行為	土地の形状の変更を伴わない建築物の維持管理行為	屋根、壁等の修繕	
		土地の形状の変更を伴わない工作物の維持管理行為	各種塀、畑作業小屋の壁等の修繕	
		土地の形状の変更を伴わない道路の維持管理行為	道路の穴、わだち、ひび割れの補修等	
		土地の形状の変更を伴わない植栽の維持管理行為	危険・支障木の伐採、剪定、枝払い、山林・防災林の間伐、枝払い、下刈り、病害虫の防除措置	
		史跡への影響がない耕作地の利用	畑耕作、木竹や薪等の一時的な保管	
		土地の形状の変更を伴わない管理に必要な施設の維持管理行為	説明板等の清掃、補修	
	つがる市教育委員会 (文化財保護法施行令第5条第4項)	現状変更の許可を必要とするが、史跡への影響が軽微な行為	小規模建築物で、2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築	基礎工事を伴わない仮設プレハブなど
			土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物の設置もしくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していないもの)または道路の舗装もしくは修繕	交通安全施設、畑作業小屋、各種塀など
史跡の管理に必要な施設の設置または改修			標識、説明板、境界標、囲い柵その他の設置	
改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えない水道管・下水道管・井戸・浄化槽・用排水路・水回り以外の地下埋設ライフライン等の改修				
建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却				
木竹の伐採(幹の切断、除却)				
史跡の保存のため必要な試験材料の採取			地質調査など	
文化庁長官 (文化財保護法第125条)	現状変更の許可が必要な行為	上記以外の行為		

(3) 周辺環境の保存・管理

① 周辺環境と景観規制区域の設定

至近の距離に位置する亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の周辺環境は、宅地化・農地化が進行する一方で、遺跡の立地する丘陵地形や縄文海進時の古環境をイメージさせる平野部等の自然環境が広域かつ良好な状態で残されており、その一体的な活用を進めていくためには、史跡の周辺環境を個別的に保護していただくだけでは不十分である。そこで、つがる市では両史跡に隣接して広がる周知の埋蔵文化財包蔵地に対して文化財保護法第93条および第94条に基づいた保護措置をとるとともに、令和2年6月から「つがる市景観計画」を施行し、

両史跡を含めたその周辺地域を「特定景観地域」（図2参照）に指定している。「特定景観地域」については、市内他地域の「一般景観地域」よりも大規模開発行為の届出対象を広く定めており、周辺住民の理解と協力を得ながら、史跡と調和した景観形成を図っている。

② 周辺環境の現状

現在、「特定景観地域」において史跡の本質的価値を著しく低下させるような開発はほとんど計画されておらず、計画が生じた場合でも、事前協議を通じて環境保全を図っている。ただし、その外部では風力発電事業や土砂採取事業が進行しており、今後とも史跡周辺における開発計画が生じることが予測されることから、「特定景観地域」を本計画の対象範囲として定めている。

③ 周辺環境保護の具体的な施策

本計画の対象範囲については、関係する諸法令とともに、本計画により景観等の環境保護を図っていく。保護にあたっては、対象区域を所管する各団体や庁内各課と連携を図る。特に、風力発電事業や土砂採取等の大規模開発事業については、開発計画の早期把握に努め、事業者との事前協議や関係機関との連絡調整をきめ細かに行うことで周辺環境の保護に努めていく。また、史跡内外に広がる住宅等の建物外観を史跡地と調和させるためには、周辺住民の協力も不可欠であることから、十分な理解が得られるよう説明に努めていく。

周知の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法の規定に基づく取扱いや保護措置を講じていくが、包蔵地外においても、必要に応じて試掘調査・確認調査を実施し、地下状況の確認に努めていく。

（４） 追加指定

田小屋野貝塚は平成29年、亀ヶ岡石器時代遺跡は令和2年に史跡の追加指定を受け、遺構・遺物の広がる範囲については万全の保護措置を講じている。しかし、亀ヶ岡石器時代遺跡のC地区については、史跡指定地外ではあるが遺構・遺物が残存していると想定されることから、今後保護すべき範囲と位置づけ、条件が整った場合には追加指定を検討する。また、その他の周辺地域においても、範囲内容確認調査等で重要な遺構が発見された場合は、追加指定を検討する。

（５） 公有化

史跡として最も価値を有するA地区ならびに史跡として価値を有するB地区については順次公有化を進めていく。ただし、B地区には住宅等も存在することから、住民生活との調和を重視し、地権者との意見調整を図りながら公有化を進める。売却の意思のある土地および早急に公有化する必要が生じた土地は優先的な公有化を検討していく。C地区についても、追加指定後に必要に応じて公有化を検討していく。また、整備にあたり、公開活用を図る土地については優先的に公有化を進める。

第7章 活用

第1節 方向性

史跡が未整備である現状をふまえ、つがる市教育委員会ではボランティアガイドの育成、ホームページでの情報発信、体験学習・イベント開催、パンフレット作成、出前授業や教材開発等に重点的に取り組みながら、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の活用を推進していく。

本計画範囲については、「縄文遺跡案内所」を遺跡来訪者への情報発信およびボランティアガイド活動の拠点として当面の間積極的に活用しつつ、主要な遺構確認地点である簡易説明板設置場所への誘導を図っていく。

そして本計画範囲の内外には、史跡の本質的価値を補完する近世以降の歴史的遺産が所在しており、遺跡来訪者がこうした関連遺産を周遊できるような仕組みづくりも検討していく。さらに、より広域的観点から、市内に点在する資料館および観光資源をつないだ一体的活用と情報発信について庁内関係課と連携して取り組んでいく。

この他、地域の遺跡活用団体、高等学校、観光物産協会では、これまでも縄文遺跡を活用しつつ市の魅力発信へつなげる取り組みが成果を挙げていることから、つがる市教育委員会では引き続き、地域の人材をつなぎ、活かした史跡の活用を積極的に支援していく。

こうした取り組みを通じ、史跡を拠点とした地域の人材育成、他地域との人材交流、調査研究等の情報発信、さらには周辺の歴史遺産や景観等も活用した魅力ある地域づくりにつなげていく。

第2節 方法

(1) 学校教育における活用

市内小中学校および高等学校に対しては、これまでも要請に応じて出前授業や遺跡現地での校外学習を実施してきたが、つがる市教育委員会では令和元年度以降、学校教育における地域の文化財の積極的な活用を呼びかけており、今後とも出前授業の実施機会を増やしていく。あわせて、令和4年度以降のつがる市型「郷土学」の実施に向け、DVDやハンドブック等の学習教材や学習プログラムの開発にも小中学校や庁内関係課と連携しながら取り組んでいく。令和元年度からは小学校の夏休みを利用して土器・土偶づくり等の体験学習講座も実施しており、継続的实施を見据えた体験学習メニューの開発も進めていく。

また、平成27年度から史跡をテーマとして「駅からハイキング」を実施している県立木造高等学校は、史跡現地でのイベントやフォーラムを通じて情報発信に努めており、学校のこうした取り組みを今後とも積極的に支援していく。



写真 36 小学生向け夏休み体験学習講座



写真 37 ボランティアガイド養成講座
における意見交換会

(2) 生涯学習における活用

遺跡活用団体の取り組みとして、NPO 法人つがる縄文の会による史跡の情報発信を目的とした現地イベントやフォーラムが継続的に開催されており、今後ともこうした取り組みを支援していく。しかし、つがる縄文の会では会員の高齢化が進みつつあり、市・関係団体・地域住民が連携を図りながら持続可能な取り組みを支援していく。

つがる市では人口減少・高齢化の傾向が続いており、生涯学習における史跡の果たす役割はますます高まっている。史跡を学びの場として積極的に活用していくためにも、ボランティアガイドへの登録および積極的な活動を広く市民に呼びかけていく。

さらに遺跡活用団体と連携しながら、ガイド養成講座による学習機会を増やし、市立図書館の開催する郷土学習講座等も活用してガイド登録者の知識向上を図る。ボランティアガイドの学習成果は、「縄文遺跡案内所」や資料館の展示に反映させ、市民の視点から史跡の価値や新たな情報を発信していく。



写真 38 ボランティアガイド養成講座

(3) 地域における活用

史跡の所在する館岡地区では、昭和34年に開館した亀ヶ岡考古館、さらには考古館の閉館後に開室した木造亀ヶ岡考古資料室において個人所蔵遺物が寄託展示され、地域住民が史跡の活用を担ってきている。展示資料は、亀ヶ岡石器時代遺跡から出土した漆塗り



写真 39 木造亀ヶ岡考古資料室に展示している個人寄託資料

の精製土器、遮光器土偶、籃胎漆器等の優品も含む多種多様なものであり、今後もこうした貴重な資料を有効活用していきながら、地域住民と協働して史跡の活用を図っていく必要がある。

史跡を地域住民と来訪者との交流の場として活用していくためには、本計画対象範囲内外の歴史遺産とつなげた取り組みも欠かせない。亀ヶ岡石器時代遺跡から1 kmほど南方には、近世以降の新田開発の歴史を今に伝える亀ヶ岡城跡や大溜池等の歴史遺産が所在する。特に亀ヶ岡城跡は、その築城が亀ヶ岡遺跡発見の発端として『永禄日記』に記されていることから重要な関連資産である。神社仏閣や石造物等も含めた周辺歴史遺産の活用に向け、周遊ルート設定、ルートマップ制作、移手段等について検討を進めていく。

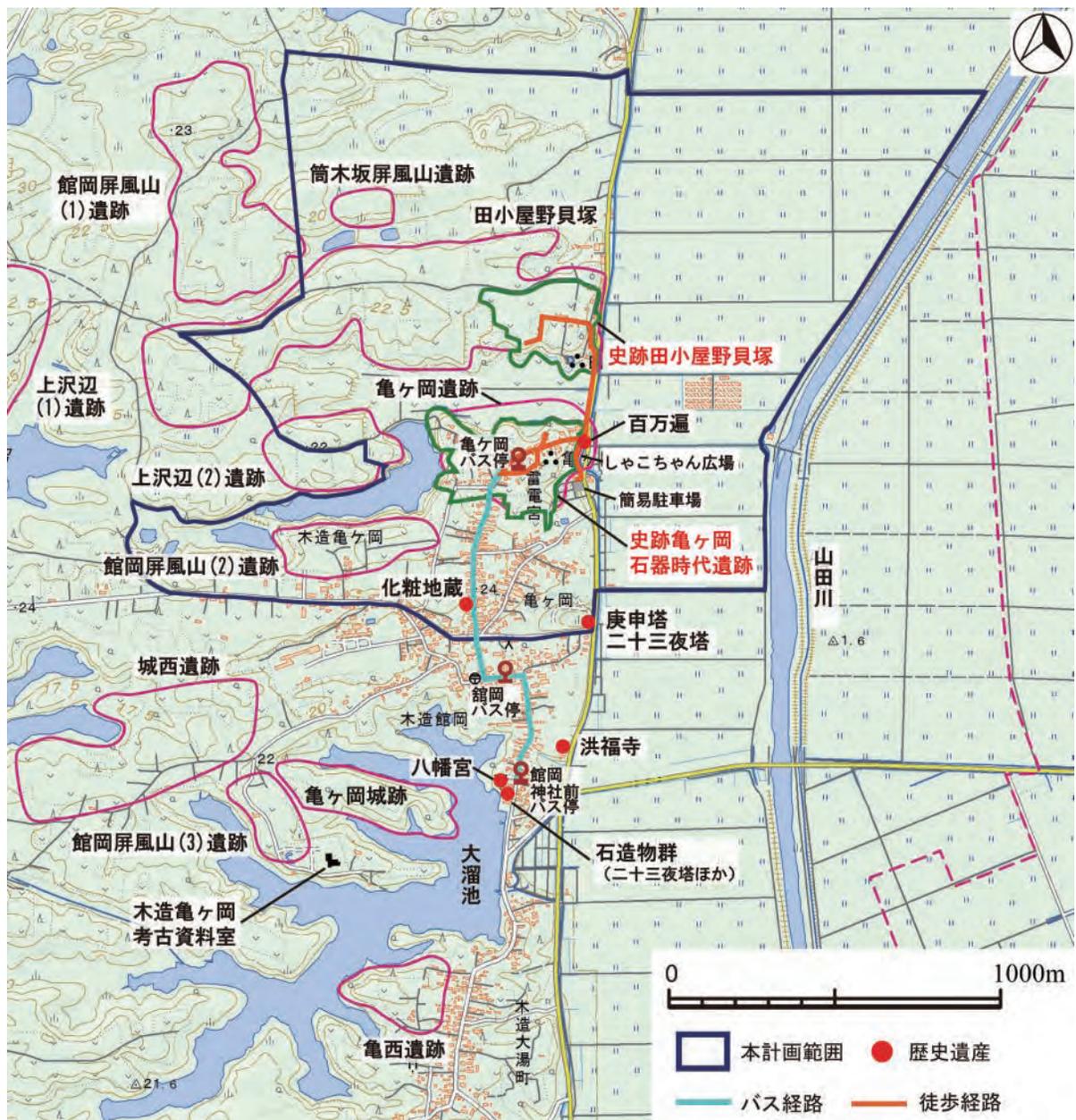


図 38 本計画範囲内外の歴史遺産



八幡宮（上稲元地区）



洪福寺（上稲元地区）



二十三夜塔・庚申塔・百万遍（上稲元地区）



亀ヶ岡城跡と大溜池

写真 40 本計画範囲外の歴史遺産

この他、市内にはベンセ湿原、出来島海岸の更新世埋没林、市指定文化財の「一本タモ」等の特色豊かな自然景観や記念物が点在し、さらに近年、外国人来訪者の増加が目立つ高山稲荷神社といった歴史資源もある。こうした自然・歴史資源を一体的に有効活用していくため、観光モデルコースの設定に向けた取り組みも欠かせない。国内外からの観光客の多様なニーズに応じていく受け入れ態勢の整備については、庁内関係課や関係団体と連携して取り組んでいく。

（４） 情報発信拠点としての活用

学校教育、生涯学習、観光といった各方面での活用を今後図っていくためには、史跡の調査・研究に基づく新たな情報発信の取り組みも欠かせない。史跡の内容確認調査により得られた情報は、資料館での展示等により公開活用していく。また、両史跡は学史的に著名であり、特に亀ヶ岡石器時代遺跡は調査研究の長い歴史



写真 41 亀ヶ岡石器時代遺跡の発掘調査現地説明会

を有することから、調査研究の歴史も史跡の価値として位置づけ、情報発信に努めていく。

なお、国内外の多くの大学・博物館には亀ヶ岡石器時代遺跡から出土した各種の資料が所蔵されている一方で、地元に残された資料が少ない。このため、継続的な資料調査を実施してデータベースの構築を進めるとともに、市外の所蔵機関の資料を借用しながら、新たな展示公開施設における企画展示や展示更新の取り組みを進めていく。あわせて地元住民が所蔵する資料の有効活用も図っていく。

地域の情報発信拠点として両史跡の普及啓発を進めるため、「北海道・北東北の縄文遺跡群」など、両史跡と関連を有する遺跡が所在する自治体との連携も図りながら、多角的な情報発信に努めていく。

表 15 国内外の亀ヶ岡コレクション所蔵機関

所 蔵 機 関	内 容	文 献
弘前大学人文社会学部付属 北日本考古学研究中心	・成田彦栄コレクション(一部旧蔵は佐藤部:亀ヶ岡遺跡出土土器・石器のほか、佐藤部による「画譜」や成田彦栄の調査資料など) ・昭和9(1934)年の小岩井兼輝の発掘調査資料(土器など)	関根ほか2010 藤沼ほか2006
弘前市立博物館	土器など	
青森県立郷土館	・佐藤公知・大高興父子収集の「風韻堂コレクション」(亀ヶ岡遺跡出土品60点は青森県重宝) ・昭和55年～57年の3次にわたる発掘調査資料	大高1969 青森県立郷土館1973 青森県立郷土館1984
つがる市教育委員会	・昭和48年の主要地方道鱒ヶ沢蟹田線改良に伴う発掘調査資料(晩期を中心とする縄文前期末葉から弥生時代にかけての資料)	青森県教育委員会1974
東北大学総合学術博物館	久原房之助コレクション(佐藤部旧蔵品)が母体	東北大学文学部1982
慶應義塾大学文学部 民族学考古学研究室	昭和25年の三田史学会による発掘調査資料(土器・土偶・石器・骨角器・漆製品・獣骨・木製品など)	三田史学会1959
明治大学博物館	購入資料(土器・遮光器土偶など)	明治大学考古学博物館 1991
東京国立博物館	・購入資料(土器・土偶・土面・石器・骨角器・玉類など) ・重要文化財2点(遮光器土偶・土面)、重要美術品1点(土製品)所蔵	東京国立博物館1996・2003
東京大学総合研究博物館	・若林勝邦・佐藤傳蔵発掘調査資料ほか(土器・土偶など)	磯前・赤澤1996
國學院大學博物館	野口義麿コレクション(土器・石器・玉類・漆製品・貝など)	國學院大學考古学資料館 研究室1983
国立歴史民俗博物館	・田中忠三郎コレクション(土器・漆塗り土器など) ・漆液容器1点に同封された書き付け「雷電神社ノ南苗代ヨリ発見」	国立歴史民俗博物館2015
奈良文化財研究所	山内清男コレクション	
関西大学博物館	・大阪毎日新聞社長だった本山彦一(松蔭)の「本山彦一コレクション」 ・袁山山人から神田孝平にわたったとされる資料	関西大学博物館1998 青森県立郷土館2008
函館市北方民族資料館	北海道大学名誉教授児玉作左衛門寄贈の「児玉コレクション」(土器・土偶など)	市立函館博物館1983
八王子市郷土資料館	井上郷太郎コレクション(購入資料、土器・土偶・石器・骨角器など)	井上1962 八王子市郷土資料館2005
目黒区めぐろ歴史資料館	内藤確介コレクション(土器ほか)	
立正大学博物館	吉田格コレクション(土偶頭部・土器など)	立正大学文学部考古学研 究室1990
辰馬考古資料館	旧工藤祐龍コレクション(土偶・完形土器・独鈷石など)	辰馬考古資料館2002
京都大学総合博物館	須藤求馬・江見忠功(水蔭)コレクション(土器など)	京都大学文学部1960
大英博物館(イギリス)	内容不明	※村越潔氏情報提供
スコットランド国立博物館 (イギリス)	「Mutsu」と注記された遺物	※村越潔氏情報提供
ルーブル美術館(フランス)	内容不明	※村越潔氏情報提供
人類博物館(フランス)	「Mutsu」と注記された遺物	※村越潔氏情報提供
ギメ東洋美術館(フランス)	「kamegaoka」と注記された土器など、ウルバン・フォーリー神父収集品	鈴木希帆2013
ストックホルム東洋美術館 (スウェーデン)	スウェーデン皇太子に大正15年に贈られた土器(紀州徳川侯爵コレクション、出土地不明)	鈴木希帆2015
メトロポリタン美術館 (アメリカ)	内容不明	※村越潔氏情報提供

第8章 整備

第1節 方向性

1) 史跡の本質的価値を適切に保存するための整備

亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地環境や田小屋野貝塚の貝層など、史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備を前提とする。

2) 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の一体的整備

年代や性格の異なる亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚を比較・総合し、屏風山砂丘地の縄文文化の特徴や価値を効果的に情報発信していくことを目的として、両史跡を一体的に整備していく。あわせて、地域住民との協働により周辺地域の環境保全を図り、この地域の縄文文化を育んだ自然環境を体感できる整備を推進する。

3) 史跡を「人づくり」・「地域づくり」の場として活用できる整備

史跡の継続的な調査研究に基づき、遺跡来訪者にその本質的価値を分かりやすく伝達できる整備を進める。史跡の整備や遺跡活用団体・ボランティアガイドの活動を通じて、市内外の人々が集い、交流を深める場として活用していく。

4) 中・長期計画に基づく段階的な整備

史跡指定面積は、亀ヶ岡石器時代遺跡で10.1ヘクタール、田小屋野貝塚で6.3ヘクタールと広域にわたる。史跡の本質的価値に大きく関わり、かつ公有化された地点を優先させながら、中・長期的計画に基づいて全体地域の整備を段階的に実施していく。

5) 史跡の本質的価値を伝達するための適切な展示公開施設の整備

現状では、史跡の本質的価値を構成する遺構は全て地下に埋め戻されている。現地で説明板等を設置して情報を伝達していくのとあわせ、両史跡の出土資料や史跡周辺の古環境を展示・紹介する施設を史跡隣接地に整備していく。

第2節 方法

(1) 保存のための整備

両史跡の確実な保存のため、遺構保護と低湿地の環境保全という大きく2通りの観点から整備を実施していく。

① 遺構保護

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚では台地上の広範囲で遺構が確認されているが、かつての宅地・農地も多く、地表下の遺構確認面が浅い地点も発掘調査により確認されている。また、亀ヶ岡石器時代遺跡は台地上の切土・盛土の痕跡も認められることから、縄文時代の地形復元も兼ねた保護盛土を実施する。旧宅地や斜面地にはマツ・スギ・カエデ等が植林されており、根の侵入による遺構への影響も懸念されることから、確認調査により地下遺構の保全に留意しつつ既存樹木の除去も進めていく。

② 低湿地の環境保全

亀ヶ岡石器時代遺跡の沢根・近江野沢低湿地には、現在も脆弱な植物性遺物をはじめとする各種の自然遺物が残存しており、その環境保全を前提としながら、過去に行われた古環境研究の成果を参考とした景観復元や整備を実施していく。低湿地の環境保全のための具体的な手法については今後有識者の指導・助言をもとに検討を進めるが、地下水位や水質の変化が低湿地環境に影響を及ぼさないよう、周辺の森林環境も含めた継続的なモニタリングを実施していく。また、来訪者が低湿地内へ立ち入らなくともその地形的特徴や重要性が伝わるよう、複数方向からの視認が可能なゾーン設定のもとに整備を進めていく。

(2) 活用のための整備

① ゾーニング計画

亀ヶ岡石器時代遺跡については縄文時代晩期を対象として整備を行う。なお、晩期の遺構・遺物は主に史跡東側に分布すること、および史跡指定・追加指定の経緯により、現在の史跡指定範囲はその東西で公有化の度合いが大きく異なることから、第1期整備事業は概ね公有化の完了した史跡東半分を対象に実施するものとし、以下のゾーニング計画も第1期整備事業の対象地域について検討する。なお、民有地の広がる史跡西半分については第2期整備事業の対象とし、今後の公有化や内容確認調査を経て整備に着手していく。

- ・「遺構表示ゾーン」

土坑墓群と埋設土器から構成される墓域を復元表示する。

- ・「低湿地保全ゾーン」

沢根・近江野沢の低湿地環境を保全しつつ、捨て場（祭祀場）の一部を復元表示する。

- ・「景観活用ゾーン」

台地・斜面地・低地から構成される遺跡の地形的特徴を明示し、東側に広がる津軽平野や北側に位置する田小屋野貝塚の眺望を確保する。古十三湖等の当時の周辺景観の復元については、VR等の活用を検討していく。

- ・「植栽ゾーン」

地形が改変されている地点、あるいは遺構の未確認地点等に縄文人が利用した有用植物を植栽・管理して縄文時代晩期の植生景観を復元する。

- ・「公開活用ゾーン」

亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側に隣接する公有地に新たな展示公開施設を建設し、体験学習ゾーンとしても活用する。あわせて、既存の「しゃこちゃん広場」を継続して活用する。

- ・「関連資産ゾーン」

雷電宮や百万遍等の石造物群を残し、館岡地区の歴史を後世に伝えていく。

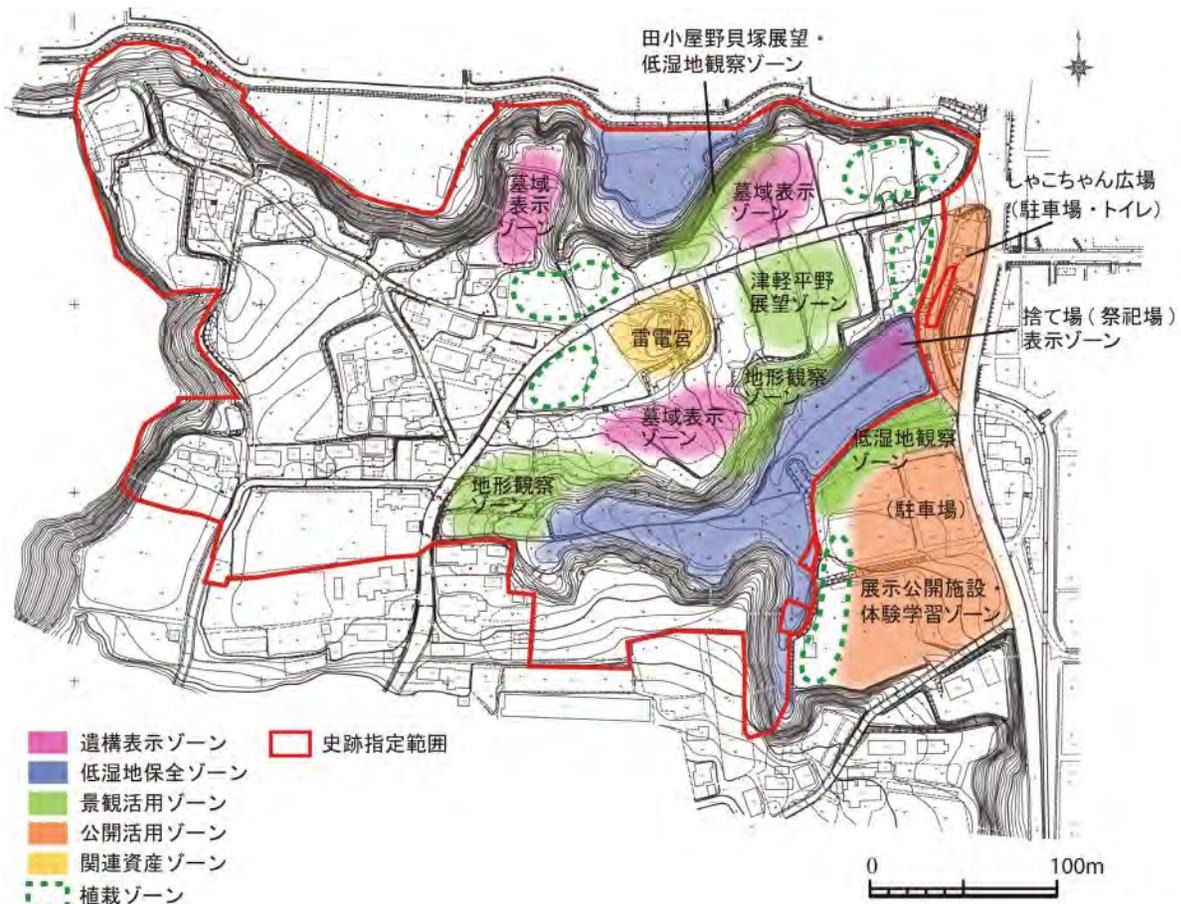


図 39 亀ヶ岡石器時代遺跡ゾーニング図（第1期整備）

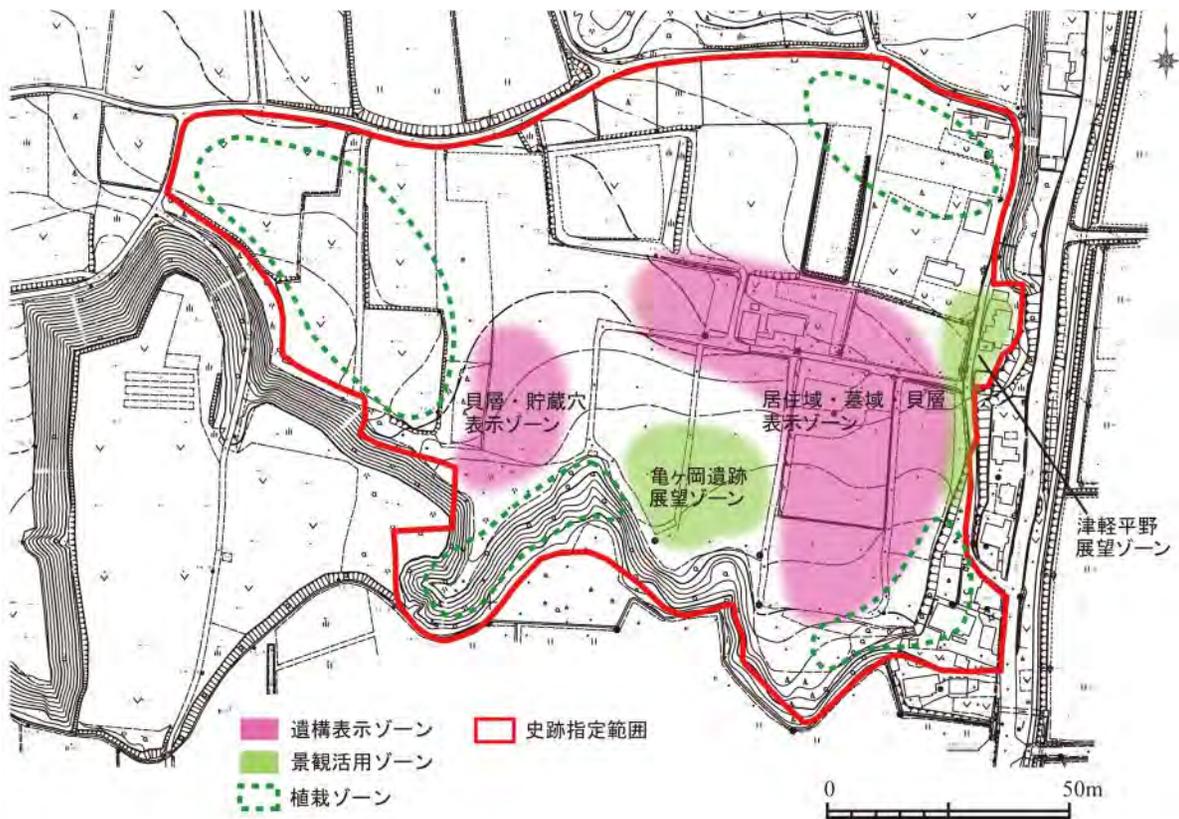


図 40 田小屋野貝塚ゾーニング図

田小屋野貝塚については縄文時代前期を対象として整備を行う。田小屋野貝塚では史跡指定地の広範囲で公有化が進行中であることから、全域を整備対象としてゾーニング計画を検討する。ただし、地下遺構の情報が十分でない範囲もあることから、今後必要に応じて内容確認調査を実施して整備に反映させていく。

- ・「遺構表示ゾーン」

竪穴建物跡、土坑墓、貯蔵穴、貝層を復元表示する。

- ・「景観活用ゾーン」

当時の周辺環境が理解できるよう、古十三湖の広がっていた津軽平野の眺望を確保し、あわせて亀ヶ岡石器時代遺跡の位置する南方の眺望を確保する。古十三湖等の当時の周辺景観の復元については、VR等の活用を検討していく。

- ・「植栽ゾーン」

地形が改変されている地点、あるいは遺構の未確認地点等に縄文人が利用した有用植物を植栽して縄文時代前期の景観を復元する。

② 遺構表示

「遺構表示ゾーン」では、発掘調査成果に基づいた遺構表示を行い、あわせて関連する説明板を設置する。説明板にはQRコード等を表示させ、遺跡来訪者が追加情報を入手できる環境を整える。

遺構表示の方法については平面表示を基本的な考え方としながらも、発掘調査により詳細なデータが得られた個別遺構については、立体表示も検討していく。田小屋野貝塚で確認された建物跡内の地点貝塚については、現生の貝や動植物遺体を用いた復元表示も検討する。

③ 植生管理

植生管理については、縄文時代の景観復元と、史跡から望める家屋等の現代的要素の遮蔽の2点を目的として実施していく。

景観復元を目的とした植生管理は、現存する樹木の伐採と、縄文時代にふさわしい樹種の植栽との両面から段階的に実施していく。

遮蔽目的の植栽は、史跡内外の住宅・倉庫等の各種建築物、本計画範囲内の携帯電話基地局、本計画範囲外の大型風力発電施設等を対象に実施していく。植栽にあたっては地下遺構の保存を前提とし、復元する時期の景観にふさわしい樹種を選択する。実施の際は、住民生活との調和にも十分配慮する。

④ 動線設定

亀ヶ岡石器時代遺跡については、当面は既存の市道等を活用して来訪者動線を設定するが、将来的には地域住民との協議のもとに市道の撤去を検討し、台地上に広がる墓域や竪穴建物跡をつなぐ動線を整備していく。さらに、台地縁辺部に広がる墓域と低湿地の捨て場の関係

性やそれらの地形的特徴が来訪者に伝わるよう、台地・斜面地・低湿地をつなぐ新たな動線設定を行う。

田小屋野貝塚については、集落構造の特徴を示す居住域・墓域・貯蔵域・捨て場の空間配置が来訪者に伝わるような動線を整備していく。

さらに現状では、両史跡をつなぐ動線が県道鱒ヶ沢蟹田線と重複するため、来訪者の安全確保を目的とした県道沿いの歩道設置等に向けて関係機関と協議していく。

⑤ 便益施設

亀ヶ岡石器時代遺跡の東側隣接地に整備された「しゃこちゃん広場」内の駐車場・トイレ・四阿・遊歩道は、今後とも維持管理しながら活用を図っていく。あわせて、「公開活用ゾーン」として展示公開施設等の整備を今後計画していく亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側隣接地についても、当面は大型バス等の駐車場や「縄文遺跡案内所」として活用していく。

⑥ 展示公開施設

両史跡の本質的価値の発信、さらには史跡の立地する屏風山砂丘地の縄文文化や津軽平野周辺の長期的な環境変遷を来訪者に伝えていくため、亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側隣接地の「公開活用ゾーン」に新たな展示公開施設を建設する。史跡の継続的な調査研究成果を展示内容に反映させつつ、亀ヶ岡遺跡出土資料を所蔵する国内の大学・博物館との連携を通じて、展示資料の定期的な更新を図っていく。

(3) 実施期間・手順

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚については総括報告書を刊行し、史跡の本質的価値を有する範囲および今後保護すべき範囲を確定した。これを基に両史跡の追加指定を実施し、現状に即して史跡および周辺環境の保存活用を図るために本計画を策定した。

しかし、両史跡はいずれも過去の調査対象が一部範囲に止まるため、遺構配置や集落構造の変遷には不明な点も多く、総括報告書においても整備に向けた追加調査の必要性が指摘されている。さらに、両史跡ともに追加指定を受けて整備対象地域が大きく拡大したことから、長期計画の策定に基づく段階的な整備の実施が必要とされる。

従って、今後は整備に向けた発掘調査を実施し、その成果もふまえた整備基本計画を策定する。整備基本計画では、全体的な整備内容や中・長期間の整備方針を定めつつ、各史跡の本質的価値に関わる重要地点の整備を実施していく。重点的な整備対象地域については地下遺構の内容や広がりを確認しつつ、その保存のための保護盛土を実施していく。あわせて遺構表示や動線整備、伐採・植樹等の活用に関わる整備を推進していく。

整備基本計画策定以後に生じる課題については、その解決のため必要に応じて発掘調査等を追加的に実施していく。整備基本計画についても、必要に応じて計画内容を見直し、改定を行うものとする。加えて、主に追加指定地を対象とした公有化を継続的に実施しながら、

公有地の維持管理やこれまでの調査研究に基づく情報発信を実施していく。

表 16 亀ヶ岡石器時代遺跡整備事業工程表

	令和2年度	短期(令和3～6年度)	中期(令和7～12年度)	長期(令和13～20年度)
委員会	保存活用 計画策定 委員会	史跡調査・整備検討委員会		
調査		第1期整備関連発掘 調査・整理 低湿地の水位 等調査	第2期整備関連発掘 調査・整理 低湿地環境のモニタリング・保全	
計画	保存活用 計画策定	第1期整備基本 計画策定 基本 設計 実施設計	第1期整備 点検・検証 実施設計	第2期整備基本 計画策定 基本 設計 実施設計
工事			第1期史跡整備工事 伐採、保護 植栽、 遺構表示、サ 盛土、動線 遺構表示 イン・四阿等 整備 VR整備 設置	公開・供用 第2期史跡整備工事
植生管理				段階的伐採および植栽
展示公開 施設(亀ヶ岡 遺跡・田小 屋野貝塚 共通)			外構工事・ 建設工事 建設工事	企画展示および展示更新

※事業工程は令和3年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを図るものとする

表 17 田小屋野貝塚整備事業工程表

	令和2年度	短期(令和3～6年度)	中期(令和7～12年度)	長期(令和13～20年度)
委員会	保存活用 計画策定 委員会	史跡調査・整備検討委員会		
調査		整備関連発掘調査・整理 古環境ボーリング 調査		必要に応じて発掘調査実施
計画	保存活用 計画策定	整備基本計画策定 基本 設計 実施設計	整備点検・ 検証 実施設計	
工事			史跡整備工事 伐採、保護 植栽、 遺構表示、 盛土、動線 遺構表示 サイン・四阿 整備 VR整備 等設置	公開・供用
植生管理				段階的伐採および植栽
展示公開 施設(亀ヶ岡 遺跡・田小 屋野貝塚 共通)			外構工事・ 建設工事 建設工事	企画展示および展示更新

※事業工程は令和3年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを図るものとする

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

つがる市では、教育委員会社会教育文化課が史跡の日常的な保存管理を担当している。今後も同課を中心とし、庁内関係各課との連携を図りながら保存管理と整備活用を推進していく。また、史跡の本質的価値を確実に保存・継承していくため、地域住民等との協働による保存管理体制を整備し、運営方針を定めていく。

第2節 方法

(1) 史跡の管理体制

史跡の管理団体として、文化庁・青森県の指導のもと、つがる市が史跡全体を適切に保存管理していく。実務は教育委員会社会教育文化課が担う。

(2) 市民との協働体制

史跡の活用においては、これまでも NPO 法人つがる縄文の会、県立木造高等学校、つがる縄文遺跡案内人、地域住民等の市民の力により、史跡現地でのイベント（「JOMON 亀ヶ岡遺跡まつり」・「田小屋野ウォーク」）やボランティアガイド事業が実施されてきたが、今後のさらなる保存活用のためには、より多くの市民の理解と協力が不可欠である。市民との協働が円滑に進むよう、上記の各団体との意見交換会や市民を対象とした学習会等を定期的に関催し、市民と価値観や問題意識の共有を図りながら体制構築を進めていく。その上で、日常的な管理や活用における積極的な参画を幅広く呼びかけていく。

(3) 庁内関係部局や関係団体との連携体制

今後の保存活用や史跡整備に関する事業は、文化庁・青森県の指導のもと、つがる市教育委員会を中心となって実施していくが、庁内関係各課や遺跡ボランティアガイド等関係機関とのより一層の連携を図りながら推進していく。史跡周辺の景観および環境保全のためにも、庁内関係各課や関係団体と緊密に連携していく。

第10章 施策の実施計画の策定・実施

年代や性格の異なる亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の様々な情報を、遺跡活用団体・ボランティアガイド・地域住民との協働により発信し、さらには指定範囲が広域に及ぶ両史跡の整備事業を段階的に実施していくためには、継続的な事業期間が必要となる。本計画において実施期間と定める今後10か年の施策については、整備計画の一部を第8章で示したが、本章では保存管理・活用・整備・運営の各項目について、短期計画（令和3年度～6年度）と中期計画（令和7年度～12年度）に分けて実施計画を示す。

第1節 短期計画（令和3年度～6年度）

（1）保存管理

史跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存するため、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を実施する。指定地内の私有地については、住民の意向を尊重しつつ、公有化を進める。

（2）活用

現在登録しているボランティアガイドの知識・技術向上を図り、本格的な活動を推進していく。あわせて、市民向けの学習講座・フォーラムや教育現場への出前授業等を通じて幅広い世代への情報発信を強化し、次世代の担い手確保に努める。遺跡活用団体の取り組みについては、地域住民や庁内関係課とのより緊密な連携を図りつつ、継続的な実施を支援していく。このほか、両史跡を紹介するガイドブックや学習教材等を作成し、市民の理解促進を図る。

（3）整備

発掘調査を実施して整備に必要な追加情報を得たうえで、整備基本計画の策定および基本設計・実施設計を進める。史跡現地においては、整備基本計画策定前の短期的対応として、代表的遺構の簡易な実大表示を実施する。既存の資料館（縄文住居展示資料館・木造亀ヶ岡考古資料室）については展示内容を更新してその充実を図り、史跡隣接地の「縄文遺跡案内所」とともに、来訪者への情報発信を強化していく。

（4）運営

史跡の維持や活用について、地域住民を含む様々な世代の市民と協働しながら運営体制を強化していく。あわせて、庁内の連絡体制作りを進めていく。

第2節 中期計画（令和7年度～12年度）

（1）保存管理

短期に引き続き、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を実施するが、必要に応じて方針の見直しを行うものとする。指定地内の私有地については引き続き公有化を進める。

(2) 活用

短期に引き続き、ボランティアガイドの活動を推進しつつ、遺跡活用団体を含めた市民の史跡活用の取り組みを支援していく。あわせて、両史跡の調査研究や関連データベースの構築を進め、資料館等での情報発信に活用していく。

(3) 整備

整備基本計画に基づいて、保護盛土による地下遺構の保全、伐採および植栽、動線整備、遺構表示、サイン設置を段階的に実施していく。あわせて、新たな展示公開施設について展示計画や施設計画等を検討のうえ、建設を推進していく。

(4) 運営

短期に引き続き、市民との協働、庁内の連絡体制に基づく運営体制の強化を図っていく。

表 18 施策実施計画総括表（表中の●は既に実施中の施策）

		実施内容	短期 (令和3～6年度)	中期 (令和7～12年度)
保存		日常的な維持管理	●	○
		低湿地の環境調査	○	○
		史跡追加指定	●	○
		公有化の実施	●	○
活用	情報提供	ホームページの内容充実	○	
		現地解説の多言語化対応	○	
		ガイドブックの作成	○	
	学校教育との連携	小・中・高等学校への出前授業実施	●	○
		体験学習プログラムの開発、実施	●	○
	生涯学習支援	学習教材の開発	○	
		ボランティアガイドの育成	●	○
	地域社会との連携	市民向けの学習講座・フォーラム等開催	●	○
		遺跡活用団体・学校・市民との協働によるイベント開催	●	○
	調査研究	周辺観光地をつなぐ周遊ルートの設定、周遊マップ制作	○	
亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の調査研究		○	○	
整備 (※亀ヶ岡遺跡については第1期整備事業が該当)	史跡現地	亀ヶ岡石器時代遺跡出土資料のデータベース作成	●	○
		発掘調査の実施	○	○(必要に応じて)
		簡易説明板・案内板の設置	●	
		簡易の遺構平面表示	○	
		整備基本計画策定	○	
		整備基本設計・実施設計	○	○
		史跡整備(伐採、地形造成、園路整備)		○
		史跡整備(植栽、遺構表示、説明板設置)		○
	史跡整備(サイン・四阿等設置)		○	
	VR等の整備		○	
	既存施設	既存資料館の展示更新、企画展示開催	●	○
		縄文遺跡案内所の展示充実	●	○
	新規施設	新規の展示公開施設関連計画の策定		○
新規の展示公開施設建設、駐車場整備			○	
景観	史跡周辺の景観改善	○	○	
運営		庁内関係各課による連絡調整会議の実施	○	○
		遺跡活用団体や市民との協働体制強化	●	○

第11章 経過観察

第1節 方向性

両史跡の保存管理・活用・整備は将来にわたって継続的に取り組む必要があり、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、その達成度や社会情勢等の変化への対応を分析・検証し、新たに生じた課題を改善していくことが求められる。

経過観察は管理主体であるつがる市教育委員会が実施することとし、分析・検証結果を本計画に反映させることで、より効果的な史跡の保存管理・活用・整備を図る。

第2節 方法

第5章で示した基本方針および第6～9章で個別に検討した保存管理・活用・整備・運営と体制整備の方向性について、それぞれの取り組み状況と達成度を把握するため、点検表を用いて経過観察を実施する。点検表については、平成27年に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検票を用い、状況の変化に応じて項目の追加修正等を検討していく。

自己点検およびその検証結果は、保存管理・活用・整備・運営と体制整備についての今後の取り組みに反映させていく。点検と検証の結果によっては、本計画の見直しを図る。

表19 史跡等・重要文化的景観の自己点検表①
(文化庁文化財部記念物課 2015)

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

表 19 史跡等・重要文化的景観の自己点検表②
(文化庁文化財部記念物課 2015)

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

付章 世界文化遺産に係る取扱い

第1節 世界文化遺産としての亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の価値

(1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集・漁労・狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程および精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化を示す17の考古遺跡から構成されている。

令和元年12月20日に「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書をユネスコに提出することが閣議了解され、令和2年1月に日本政府がユネスコへ推薦書を提出した。



(2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての両史跡の価値

図41 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産

17の構成資産は、総体として長期間継続した狩猟採集文化における定住の過程および精

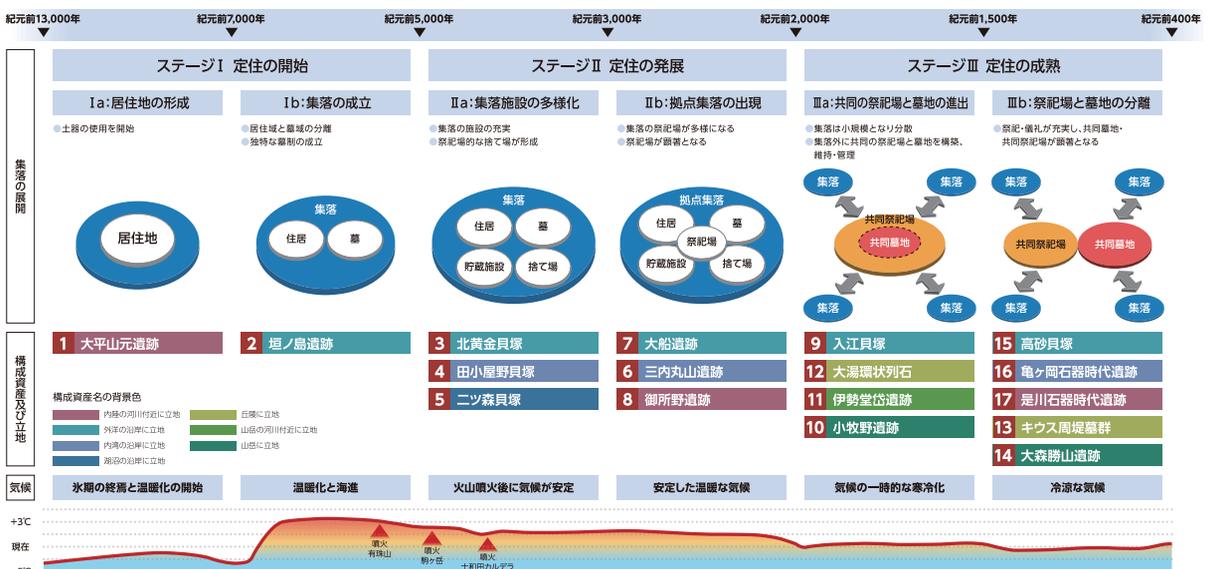


図42 資産の集落展開および精神文化に関する6つのステージ

神文化のあり方を示しており、その変遷は3つのステージおよび2つのサブステージで示される。

田小屋野貝塚は、定住の発展期前半（ステージⅡa：集落施設の多様化）に位置づけられている。住居・墓・貯蔵施設といった集落の各施設が充実し、祭祀場的な捨て場である貝塚の形成がその特徴とされる。

亀ヶ岡石器時代遺跡は、定住の成熟期後半（ステージⅢb：祭祀場と墓地の分離）に位置づけられている。低湿地における祭祀・儀礼が充実し、台地縁辺部に広がる顕著な共同墓地がその特徴とされる。

【田小屋野貝塚の顕著な普遍的価値を示す諸要素】

- ・地下遺構（土坑墓、竪穴建物跡、捨て場）
- ・立地（内湾の沿岸の台地、低湿地）
- ・地下に埋蔵されている遺物
- ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銚頭）、動植物遺存体（シカ、イノシシ、アシカ、オットセイ、クリ、トチノキ等）、土偶、石剣、副葬品（土器、石器、玉類、土製品、漆器）、漆製品、装身具、ベンガラ散布等）

【亀ヶ岡石器時代遺跡の顕著な普遍的価値を示す諸要素】

- ・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚））
- ・立地（内湾の沿岸の丘陵）
- ・地下に埋蔵されている遺物
- ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具、釣針）、動植物遺存体（ヤマトシジミ、ノウサギ、イルカ、アホウドリ、ウミガラス類、コイ科、サバ属、サケ、クリ、オニグルミ等）、人骨、装身具（貝輪）等）

第2節 資産および緩衝地帯の設定

資産（プロパティ）の適切な保存・管理のためには、資産周辺に設定された緩衝地帯（バッファゾーン）との一体的な保全が必要とされる。田小屋野貝塚と亀ヶ岡石器時代遺跡の周辺一帯にも緩衝地帯が設定されている。

表 20 資産の基本情報

構成資産名	種別		位置	資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)※
	世界遺産条約上の種別	文化財保護法上の種別			
田小屋野貝塚	遺跡	史跡	N40° 53' 16" E140° 20' 16"	6.3	261.5
亀ヶ岡石器時代遺跡	遺跡	史跡	N40° 53' 02" E140° 20' 12"	10.1	261.5

※田小屋野貝塚と亀ヶ岡石器時代遺跡は近接する遺跡であり、一体で緩衝地帯を設定

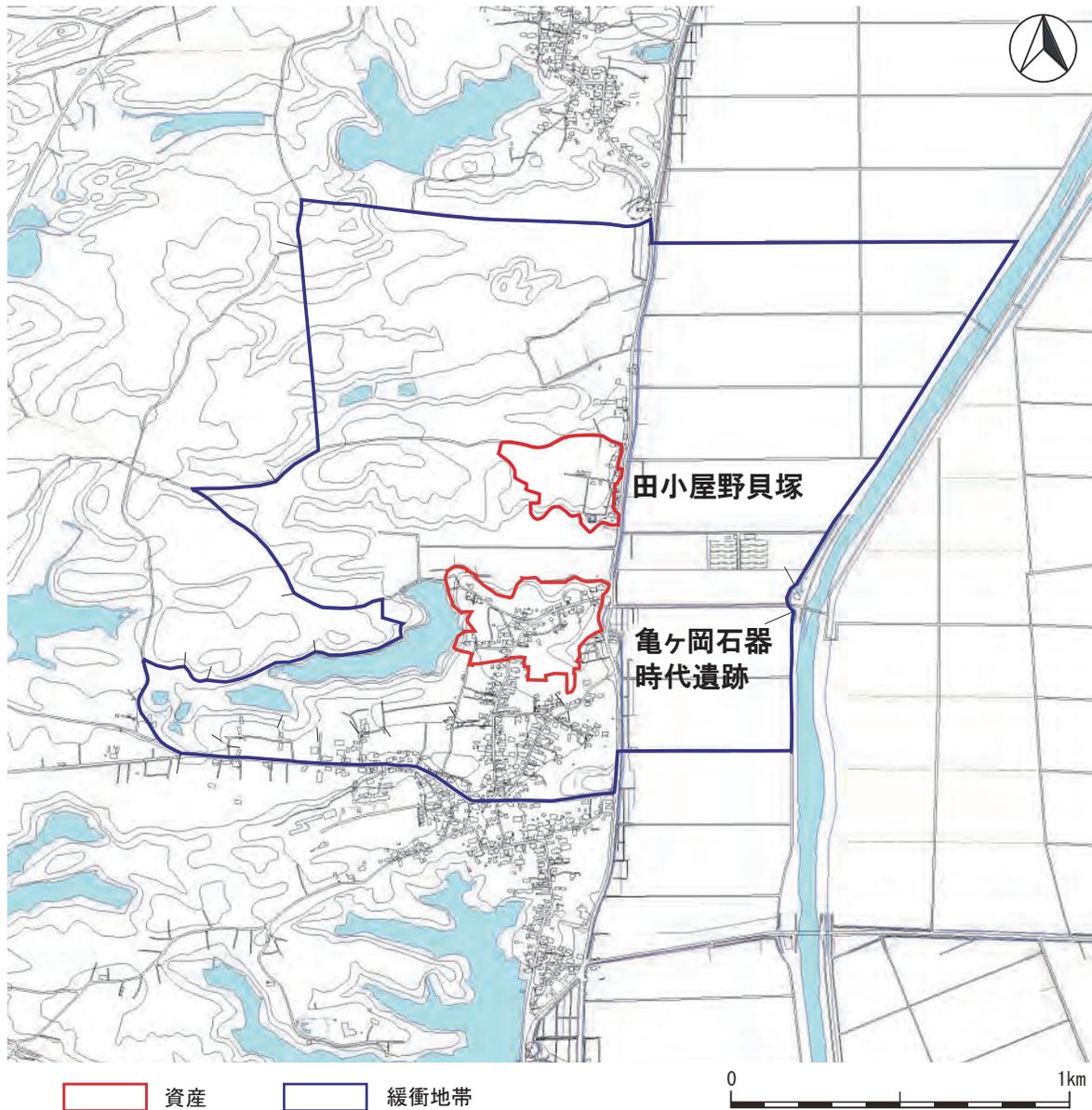


図 43 資産および緩衝地帯の範囲

資産範囲は、田小屋野貝塚では史跡指定範囲と一致し、亀ヶ岡石器時代遺跡でもほぼ一致しており、文化財保護法により厳密に保護され、開発が行なわれることはない。

緩衝地帯は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲としている。具体的には、構成資産を包蔵している地形や地下環境などの地理的・自然的環境ならびに縄文的な景観を保護するために必要な範囲である。田小屋野貝塚および亀ヶ岡石器時代遺跡の緩衝地帯は、東側は山田川西岸の河川敷道路、北側・南側は道路境界線、西側は道路境界線・地籍境界線および等高線を基準として設定している。緩衝地帯の土地利用状況は森林や農地が主であり、他に宅地、雑種地、低湿地に地下水を供給している溜池などがある。

なお、緩衝地帯には砂利採取法、農地法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等が

適用されており、関係法令による保全を図っていく。さらに緩衝地帯は、令和2年6月に策定された『つがる市景観計画』において特定景観地域に設定されている。特定景観地域では一般景観地域よりも届出対象行為を広く定め、景観形成基準・色彩基準を設けることで、史跡およびアクセスルートを含めた周辺一帯が縄文遺跡にふさわしい風景を享受できるよう、景観保全・形成を図っていく。

第3節 保存管理体制

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を次世代に保存・継承していくため、各構成資産のみならず、その周辺環境も含め、資産全体を一体的に保存・管理および公開・活用するための方針や方法、推進体制等を整理した『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』が令和元年12月20日に策定された。

また令和元年12月20日、北海道、青森県、岩手県、秋田県ならびに構成資産を所管する地方公共団体で構成する「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」が設立され、関係者相互の共通認識のもと、『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』に基づいて資産の保存・活用を進めている。

包括的保存管理計画は、各構成資産の保存管理計画および整備・活用に関する計画をもとに、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りつつ、資産全体の保存・管理および整備に関する方針と基本的な考え方や方向性を示している。この計画では「遺産影響評価」の実施についても触れており、各構成資産を所管する地方公共団体は、関係行政機関の相互連携のもとに資産範囲およびその周辺で行われる開発行為等を早期に把握し、資産の顕著な普遍的価値に与える影響について調査・予測・評価し、資産の保全のために必要な措置を講じていく。

つがる市では、平成21年に策定した『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』をもとに、世界文化遺産登録に向けて必要な事項を補足した『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡保存管理計画（補足）』ならびに『史跡田小屋野貝塚保存管理計画（補足）』を平成24年に策定している。本計画は、上記の諸計画とともに包括的保存管理計画との整合性を図りつつ実施していくものとする。

引用・参考文献

- 青森県教育委員会 1974 『亀ヶ岡遺跡発掘調査報告』 青森県埋蔵文化財調査報告書第 14 集
- 青森県教育委員会 2020 『青森県遺跡地図』
- 青森県史編さん自然部会 2003 『青森県史 自然編 生物』 青森県
- 青森県農林部農地計画課 1994 『土地分類基本調査 金木』
- 青森県立郷土館 1973 『風韻堂コレクション目録』
- 青森県立郷土館 1984 『亀ヶ岡石器時代遺跡』 青森県立郷土館調査報告第 17 集・考古-6
- 青森県立郷土館 1995 『木造町田小屋野貝塚』 青森県立郷土館調査報告第 35 集・考古-10
- 青森県立郷土館 2008 『蓑虫山人と青森 放浪の画家が描いた明治の青森』
- 磯前順一・赤澤 威 1996 『東京大学総合研究博物館所蔵 縄文時代土偶・その他土製品カタログ[増訂版]』 言叢社
- 市原寿文ほか 1980 「縄文後期・晩期の低湿地遺跡と環境復元」『自然科学の手法による遺跡・古文化財等の研究』 文部省科学研究費特定研究「自然科学の手法による遺跡・古文化財等の研究」
- 市原寿文ほか 1984 「縄文後・晩期における低湿性遺跡の特殊性に関する研究」『古文化財の自然科学的研究』 同朋舎出版
- 井上郷太郎 1962 『考古学資料図録 井上コレクション』 多摩考古学研究会
- 大高 興 1969 『風韻堂収蔵庫 縄文文化遺物集成』 ヨシダ印刷
- 上條信彦編 2014 『亀ヶ岡文化の低湿地遺跡』 冷温帯地域の遺跡資源の保存活用促進プロジェクト調査成果報告書 1 弘前大学人文学部北日本考古学研究センター・弘前大学人文学部日本考古学研究室 関西大学博物館 1998 『博物館資料図録』
- 京都大学文学部 1960 『京都大学文学部博物館考古学資料目録』
- 小岩井兼輝 1934 「亀ヶ岡新石器時代遺跡と過去水準の変化に就て」『日本学術協会報告』 9 卷 2 号
- 國學院大學考古学資料館研究室 1983 『國學院大學考古学資料館要覧 故野口義麿氏寄贈料』
- 国立歴史民俗博物館 2015 『亀ヶ岡遺跡・是川遺跡縄文時代遺物』 国立歴史民俗博物館資料図録 11
- 佐藤公知 1956 『亀ガ岡文化』 亀ガ岡遺跡顕彰保存会
- 佐藤傳蔵 1896a 「陸奥亀ヶ岡発掘報告」『東京人類学会雑誌』 11 卷 118 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896b 「陸奥国亀ヶ岡第二回発掘報告」『東京人類学会雑誌』 11 卷 124 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896c 「陸奥国亀ヶ岡第二回発掘報告（前号の続）」『東京人類学会雑誌』 11 卷 125 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896d 「壙塚層中石器時代の遺物」『東京人類学会雑誌』 12 卷 127 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896e 「陸奥亀ヶ岡石器時代遺跡地勢地質及び発見品」『東京地学協会報告』 18 卷 2 号 東京地学協会
- 市立函館博物館 1983 『児玉コレクション目録 1』
- 鈴木希帆 2013 「ギメ東洋美術館所蔵の縄文土器—フォリー神父蒐集品の調査報告を兼ねて—」『武蔵野美術大学研究紀要』 No.44 武蔵野美術大学
- 鈴木希帆 2015 「スウェーデン皇太子に贈られた縄文土器—貴州徳川コレクションの報告を兼ねて—」

- 『武蔵野美術大学研究紀要』No.45 武蔵野美術大学
- 関根達人ほか 2010 『成田彦栄氏考古・アイヌ民族資料図録』弘前大学人文学部附属亀ヶ岡文化研究センター
- 辰馬考古資料館 2002 『平成 14 年度秋季展 縄文遺跡探訪—亀ヶ岡遺跡とその周辺—』
- つがる市 2010 『つがる市都市計画マスタープラン』
- つがる市 2016 『第 2 次つがる市総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）』
- つがる市 2020a 『第 2 期つがる市地域活力創生総合戦略』
- つがる市 2020b 『つがる市景観計画』
- つがる市教育委員会 2009 『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』
- つがる市教育委員会 2010 『田小屋野貝塚 2・亀ヶ岡遺跡 4・上沢辺（2）遺跡』 つがる市遺跡調査報告書 5
- つがる市教育委員会 2012a 『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡 保存管理計画（補足）』
- つがる市教育委員会 2012b 『史跡田小屋野貝塚 保存管理計画（補足）』
- つがる市教育委員会 2012c 『豊富遺跡 2・亀ヶ岡遺跡 5・筒木坂屏風山遺跡 2・田小屋野貝塚 3・下相野遺跡』 つがる市遺跡調査報告書 7
- つがる市教育委員会 2015 『つがる市合併 10 周年記念冊子 つがる市の環境変遷と縄文遺跡』
- つがる市教育委員会 2016 『田小屋野貝塚総括報告書』 つがる市遺跡調査報告書 9
- つがる市教育委員会 2019 『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』 つがる市遺跡調査報告書 11
- つがる市教育委員会 2020 『今後のつがる市の教育の方向性』
- 東京国立博物館 1996 『東京国立博物館図版目録 縄文遺物篇（土偶・土製品）』中央公論美術出版
- 東京国立博物館 2003 『東京国立博物館図版目録 縄文遺物篇（骨角器）』中央公論美術出版
- 東北大学文学部 1982 『東北大学文学部考古学資料図録』1・2
- 中谷治宇二郎 1929 『日本石器時代提要』 岡書院
- 八王子市郷土資料館 2005 『井上コレクション よみがえる縄文の技と美』
- 藤沼邦彦ほか 2006 「つがる市亀ヶ岡遺跡の縄文晩期の土器について」『亀ヶ岡文化遺物実測図集（2）』
- 弘前大学人文学部日本考古学研究室研究報告 4 弘前大学人文学部日本考古学研究室
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき I～IV』
- 文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 三田史学会 1959 『亀ヶ岡遺蹟—青森県亀ヶ岡低湿地遺蹟の研究—』
- 蓑虫山人 1887 「陸奥瓶岡ニテ未曾有ノ発見 津軽ノ蓑虫翁ノ手束」『東京人類学会報告』2 卷 16 号 東京人類学会
- 村越 潔 1983 『亀ヶ岡式土器』考古学ライブラリー18 ニュー・サイエンス社
- 村越 潔 1984 『亀ヶ岡式遺跡』考古学ライブラリー19 ニュー・サイエンス社
- 明治大学考古学博物館 1991 『明治大学考古陳列館目録』
- 立正大学文学部考古学研究室 1990 『吉田格コレクション 考古資料図録』
- 山内清男 1929 「関東北に於ける繊維土器」『史前学雑誌』1 卷 2 号 史前学会
- 若林勝邦 1889 「陸奥亀岡探求記」『東洋学芸雑誌』97 号 東洋学芸社

資料編

1. 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会規則
2. 関係法令（抄）
 - 文化財保護法
 - 文化財保護法施行令
 - つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例
 - つがる市景観条例
 - つがる市景観条例施行規則

1. 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画の策定に関し必要な事項について検討し、つがる市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画書の刊行の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、同一案件について再度招集し、なお定数に充たないときはこの限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育文化課が行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、保存活用計画書の刊行の日限り、その効力を失う。

2. 関係法令(抄)

○文化財保護法

制定：昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和2年6月10日号外法律第41号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並

びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百五十三条第一項第一号、第六百六十五条、第六百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五百五十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第六百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通

知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。

ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財

については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合にお

いては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科

学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九條第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九條第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第三十三條の二第一項を除く。)及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一條第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一條第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十條、第

三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第一百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第一百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百十八条及び第一百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第一百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第一百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文

部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分を政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天

然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当

該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体

又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会又は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

○文化財保護法施行令

制定:昭和50年9月9日政令第267号

最終改正:平成31年3月30日号外政令第129号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係る

ものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内におい

て行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五

条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十一条（法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館

相互間における譲受け又は借受け
ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第三百十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府

県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

〇つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例

平成 17 年 2 月 11 日条例第 101 号

(目的)

第 1 条 この条例は、亀ヶ岡石器時代遺跡等の重要遺跡(以下「遺跡」という。))及びその出土品の保護及び活用が適切有効に行われることを目的とする。

(保護、保存)

第 2 条 市民は遺跡及びその出土品が古代先史及び文化研究の好個の資料となり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保護、保存に協力しなければならない。

第 3 条 出土品の所有者その他の関係者は文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき出土品を公共のために大切に保存し、これが散逸、隠滅の防止に常に留意するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に応じなければならない。

(発掘の禁止)

第 4 条 遺跡指定地内に埋蔵されてある文化財は、文化財保護法の規定による手続を経なければこれを発掘してはならない。

(施設)

第 5 条 市は、遺跡及びその出土品の保護、保存上必要があると認めるときは、財政の許す範囲内において適当な施設をなすものとする。

第 6 条 この条例は、国史跡「田小屋野貝塚」及びその他新たに国及び県等の史跡となった遺跡についても準用するものとする。

〇つがる市景観条例

令和 2 年 5 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 17 日条例第 19 号

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした良好な景観の形成及び保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

（2）景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。

（3）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成に関する方向性と将来像を示し、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民は、地域の景観の形成に関する理解を深め、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観に配慮するとともに、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

3 市民及び事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画の策定等

（景観計画の策定）

第5条 市長は、法第8条第1項の規定により、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、つがる市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観計画区域等）

第6条 景観計画区域は、次の各号のいずれかの地域に区分するものとする。

（1）一般景観地域（次号に掲げる地域以外の地域をいう。）

（2）特定景観地域（市長が良好な景観の形成を図る上で特に重要と認める地域をいう。）

2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域ごとに定めるものとする。

第2節 行為の届出

（届出を要する行為）

第7条 届出を要する行為は、法第16条第1項各号の規定によるものとする。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採及びその他の土地の形質の変更

（2）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及びその他の物件の堆積

（3）水面の埋立て又は干拓

（4）特定景観地域内で行う木竹の伐採

（5）土地に自立した太陽光発電

3 第1項に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法及び着手予定日を記載した規則で定める届出書を提出して行わなければならない。

4 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

5 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項で定める事項は、当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（事前協議）

第8条 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。

（1）高さが13メートルを超える又は地階を除く階数が4以上の建築物の建築等

(2) 延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物の建築等
(助言及び指導)

第 9 条 市長は、良好な景観形成のため必要があると認めるときは、法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(勧告及び公表)

第 10 条 市長は、届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し法第 16 条第 3 項の規定により勧告をすることができる。

2 市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項による公表を行おうとするときは、あらかじめつがる市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要しない行為)

第 11 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第 16 条第 1 項各号に規定する行為で、規則で定める規模以下のもの

(2) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 前項第 1 号の規則で定める規模は、第 6 条第 2 項の地域ごとに定めることができる。

(行為の完了後の勧告)

第 12 条 市長は、第 7 条の規定による届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の勧告について準用する。

(以下略)

〇つがる市景観条例施行規則

制定：令和 2 年 3 月 19 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及びつがる市景観条例（令和 2 年つがる市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第 2 条 条例第 5 条第 3 項で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第 8 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項並びに同条第 3 項の方針の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める変更

(届出を要する行為)

第 3 条 届出を要する行為及び規模は、一般景観地域にあつては別表第 1 に掲げる大規模行為、特定景観地域にあつては別表第 2 に掲げる特定地域内行為とする。

(行為の届出)

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の届出書は、景観計画区域内における行為届出書（様式第 1 号）による。

2 条例第 7 条第 4 項の規則で定める図書は、別表第 3 に掲げる図書とする。ただし、行為の規模により市長が認める場合は、添付図書の一部の添付を省略することができる。

3 行為の届出は、前項の書類を添付して、行為を着手する日の 50 日前までに行わなければならない。

(景観計画区域内における行為の変更届出)

第 5 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、景観計画区域内における変更届出書（様式第 1 号）により行わなければならない。

(基準に適合している旨の通知)

第 6 条 市長は、前 2 条の届出に係る行為が、つがる市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、行為審査結果通知書（様式第 2 号）により、届出のあった日の 30 日までに届出者にその旨を通知するものとする。

(事前協議)

第 7 条 条例第 8 条の規定による協議をしようとする者は、同条に規定する行為（以下「協議対象行為」という。）に着手する 120 日前までであつて、かつ、協議対象行為の計画を変更できる時期に、事前協議申出書（様式第 3 号）に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

(勧告及び公表)

第8条 市長は、条例第10条第1項の規定に基づく勧告を行うときは、届出のあった日から30日以内に勧告書（様式第4号）によりその旨を通知し、届出者に行為改善報告書（様式第5号）を提出させるものとする。

2 市長は、勧告に従って提出された行為改善報告書が適正と認めたときは、行為改善報告受理通知書（様式第6号）により、報告者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、受理した行為改善報告書の内容が景観計画に定められた当該行為の制限に即した改善が認められない場合には、条例第10条第2項並びに第3項の規定に基づき、届出のあった日から50日以内に公表することができる。

4 前項の規定による公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 勧告に従わない者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告に従わない者の住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容（景観計画区域内における行為の通知の手續）

（行為の通知）

第9条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為通知書（様式第7号）に別表3に掲げる図書を添付し行うこととする。また、通知の内容を変更する場合は、変更通知書（様式第7号）に別表3に掲げる図書を添付し行うこととする。

2 前項の通知又は変更の通知に係る行為について、国の機関等が自ら良好な景観の形成の観点からつがる市景観計画に定められた行為の制限への適合及び青森県景観条例（平成8年青森県条例第2号）第17条第1項の規定により定められた公共事業等景観形成基準への配慮を確認したものであるときは、当該検討の内容が分かる図書の添付をもって、前項の通知又は変更の通知に係る通知書の添付図書の一部の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による通知又は変更の通知があつた場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該通知又は変更の通知を受理した日から30日以内に、当該国の機関又は地方公共団体等に対し協議書（様式第8号）

により協議を求めものとする。

4 市長は、前項の協議の必要がないと認めるときにあつては同項に規定する期間内に、協議が整ったときは速やかに、当該協議に係る国の機関又は地方公共団体に対し審査結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。

5 第1項による通知又は変更の通知を要しない行為は、法第16条第7項に規定する行為とする。

（届出を要しない行為）

第10条 条例第11条第1項第1号の規則で定める規模は、第3条に掲げる、各別表の規模以下とする。

2 条例第11条第1項第2号の規則で定める法令又は他の条例は、別表第4に掲げるとおりとする。

3 条例第11条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 増築又は増床等で、当該行為に係る面積が10㎡を超えないもの

(2) 条例第7条第2項第2号に掲げる行為で、堆積の期間が90日を超えないもの

(3) 農業及び林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

(4) 特に市長が認める行為

（以下略）

別表第2 (つがる市景観条例施行規則 第3条関係)

特定地域内行為

行為種別	行為規模
建築物 (新築、増築、改築、移転、外観の変更)	延べ面積が10㎡を超えるもの 外観面積のうち10㎡を超える外観の変更
工作物 (新設、増築、改築、移転、外観の変更)	
壁状工作物	高さ1.5mを超えるもの
風力発電設備	高さが5mを超えるもの
柱、物見塔、電波塔、煙突、排気塔、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明、広告塔、その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、その他これらに類するもの	
電線路等	高さ10mを超えるもの
遊戯施設、製造施設、貯槽施設、汚水処理施設、立体駐車場、その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの又は 築造面積が10㎡を超えるもの
上記の外観の変更	外観面積のうち10㎡を超えるもの
開発行為	
土石の採取又は鉱物の掘採	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの 又は開発区域面積が300㎡を超えるもの
土地の形質の変更	
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は 伐採面積が50㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地面積が50㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	水面の面積300㎡を超えるもの、法面の高さ1.5mを超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積が300㎡を超えるもの

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画書

発行年月日	令和3(2021)年3月29日
編集機関	青森県つがる市教育委員会 〒038-3138 青森県つがる市木造若緑52 TEL 0173-49-1194(社会教育文化課) FAX 0173-49-1212(代表)
印刷所	有限会社 アート印刷 〒037-0011 青森県五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-7 TEL 0173-34-4487



青森県つがる市教育委員会